



---

平成30年 第4回  
本別町議会定例会会議録

---

自 平成30年12月 4日  
至 平成30年12月12日

本別町議会

# 平成30年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

平成30年12月4日（火曜日） 午前10時00分開会

## ○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1号	平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3号	平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6号	平成29年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 7号	平成29年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 8号	平成29年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (平成29年度各会計決算審査特別委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第75号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第76号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第12回）について
日程第 9	議案第77号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
日程第10	議案第78号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
日程第11	議案第79号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について

日程第 1 2	議案第 8 0 号	平成 3 0 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 4 回) について
日程第 1 3	議案第 8 1 号	平成 3 0 年度本別町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 1 4	議案第 8 2 号	平成 3 0 年度本別町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 1 5	議案第 8 3 号	平成 3 0 年度本別町水道事業会計補正予算 (第 1 回) につ いて
日程第 1 6	議案第 8 4 号	平成 3 0 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 3 回) について

### ○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1 号	平成 2 9 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2 号	平成 2 9 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について
	認定第 3 号	平成 2 9 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について
	認定第 4 号	平成 2 9 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認 定について
	認定第 5 号	平成 2 9 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決 算認定について
	認定第 6 号	平成 2 9 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定に ついて
	認定第 7 号	平成 2 9 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定 について
	認定第 8 号	平成 2 9 年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9 号	平成 2 9 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定に ついて (平成 2 9 年度各会計決算審査特別委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第 7 5 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7 6 号	平成 3 0 年度本別町一般会計補正予算 (第 1 2 回) につい

		て
日程第 9	議案第 77号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
日程第10	議案第 78号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
日程第11	議案第 79号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第12	議案第 80号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について
日程第13	議案第 81号	平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について
日程第14	議案第 82号	平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について
日程第15	議案第 83号	平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について
日程第16	議案第 84号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について

---

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	菊地敦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	井戸川一美	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	小坂祐司	総務課長補佐	三品正哉

建設水道課長補佐 小 出 勝 栄  
教 育 次 長 久 保 良 一  
学校給食共同調理場所長 坪 忠 男  
代表監査委員 畑 山 一 洋

教 育 長 佐々木 基 裕  
社会教育課長 阿 部 秀 幸  
農委事務局長 郡 弘 幸  
選管事務局長 村 本 信 幸

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

---

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、平成30年第4回本別町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、大住啓一議員、篠原義彦議員、及び梅村智秀議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員会、方川委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 報告いたします。

平成30年9月21日第3回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日12月4日から12月13日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、12月6日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。本日までに、3件の提出がありました。

難病医療費助成制度における臨床調査個人票（診断書）の公費助成創設と国への意見書提出を求める陳情、現在の日本にもっとも重要なこと（憲法第9条の全面改正）取り組みの陳情、以上、2件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、回覧に供することといたします。

次に、JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書提出の陳情、以上、1件については、議会運営基準138運用例6によることとし、意見書として議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

---

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月4日から12月13日までの10日間とすることにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月4日から12月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、12月5日から10日までの6日間を休会にしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、12月5日から10日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第4 認定第1号ないし認定第9号

○議長（高橋利勝） 日程第4 認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

平成29年度各会計決算審査特別委員会、篠原義彦委員長、御登壇ください。

○平成29年度各会計決算審査特別委員会委員長（篠原義彦）〔登壇〕 報告いたします。

本委員会は、平成30年9月21日、第3回定例会において付託を受けた下記の事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件、①認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、②認定第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、③認定第3号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、④認定

第4号平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑤認定第5号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑥認定第6号平成29年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑦認定第7号平成29年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑧認定第8号平成29年度本別町水道事業会計決算認定について、⑨認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日、平成30年9月28日、10月1日、2日。

3、審査の結果、認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも、認定であります。

4、意見。①違法と認められる事項、特に認められなかった。②不当と認める事項、特に認められませんでした。③特に留意すべき事項、特に認められませんでした。④監査委員の意見に対する意見、ございません。⑤その他、なし。

以上で、委員会審査報告といたします。

○議長（高橋利勝） これから、委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計決算認定に対する反対討論を行ないたいと思います。

本会計決算における後期高齢者医療保険料は、調定額で8,223万9,000円となっており、平成28年度決算の調定額は7,811万8,000円と比べると412万1,000円の増となっています。これは、所得の少ない方に対して取られていた軽減措置が縮小されたことによるものが要因です。本町の加入者は、平成28年1,578人、平成29年は2人減の1,576人となっています。この中で、所得の少ない方に取られていた軽減措置が縮小されたことによる保険料の増加です。国は、この軽減措置を縮小してきました。決して多くない年金で生活をし、医療にかからざるを得ない方、とりわけ所得の少ない後期高齢者にとって厳しい制度と言わざるを得ません。自治体財政も厳しい折、何らかの支援措置が必要ではと思うけれども、それもままならないのが現状です。

後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける、世界に類を見ない医療保険制度です。制度の導入当時、厚生労働省の担当官が、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうためにこの制度をつくったと講演をして大問題となりましたが、高齢者に際限のな



い保険料値上げを押しつけ、負担増を我慢するか、医療を受けるのを制限するかを迫るといふ制度の害悪が本格的に高齢者に襲いかかろうとしています。

私は現制度の大幅な改善、もしくは後期高齢者医療制度にかわって、高齢者が安心して医療が受けられるような医療保険制度が一日も早く設立されることを願うものです。その意思を伝えるためにも、認定第3号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対を表明したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 認定第3号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行ないます。

制度に関する疑義や不備を繰り返し指摘するのならば、本町において具体的な何か提案を議員が持っている権限をもってしてですね、していくべきであって、現制度にかわる具体的な提案をしっかりとしていく、そういうようなことが確認されれば、私も考えを改めるところ、そういった余地はあるところがございますが、現段階におきまして、本町において不当であったり不備であったりというところが確認されるところには至りませんので、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。以上です。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人。起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第3号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号平成29年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者 11 人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第 6 号平成 29 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第 7 号平成 29 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者 11 人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第 7 号平成 29 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第 8 号平成 29 年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者 11 人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第 8 号平成 29 年度本別町水道事業会計決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第 9 号平成 29 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者 11 人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

---

### ◎日程第5 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 諸般の報告を行ないます。

報告第13号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第13号専決処分報告。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更につきましては、平成30年議案第65号として、先の議会で議決をいただき、平成30年9月11日に締結いたし施工しておりますが、支承取替工において、吊り足場設置後の現地調査により、横桁が施工の支障となることが判明したため、はつり工の面積を1平方メートルから3.8平方メートルに変更することに伴い、工事費を増額する必要が生じたためであります。

1の契約の変更内容は、請負契約金額の変更をするもので、変更前が9,223万2,000円で、変更後が9,256万6,800円となり、33万4,800円の増額変更をするものであります。

2の契約の変更理由は、ただいま申し上げましたので、省略させていただきます。

以上、町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更についての専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第14号専決処分報告。平成30年度本別町一般会計補正予算（第11回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第14号専決処分報告。

平成30年度本別町一般会計補正予算（第11回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,615万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります、16款1項1目寄付金4節教育費寄付金30万円の増額補正は、

図書購入費として、本別町南3丁目、税理士法人TAP代表社員、〇〇〇〇様から20万円、学校教育振興物品購入費として、本別町にお住まいの匿名の方から10万円の指定寄付金でございます。

5節消防費寄付金5万円の増額補正は、消防団物品購入費として、大樹町にお住まいの〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

次の2、歳出であります。9款1項消防費2目非常備消防費11節需用費5万円の増額補正は、寄付者の意向により、消防車両に備える特定小電力トランシーバー4台を購入するものであります。

下段の10款教育費3項中学校費1目学校管理費11節需用費10万円の増額補正は、寄付者の意向により、本別中学校学校管理用として、教室用扇風機10台を購入するものであります。

下段の4項社会教育費3目図書館費18節備品購入費20万円の増額補正は、寄付者の意向により、館内図書を購入するものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から平成30年度定期監査の結果報告の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成30年8月分及び9月分、10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成30年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の平成30年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について、平成30年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第6 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第6 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 平成30年度各会計の予算執行状況について報告いたします。

10月末現在の一般会計の執行状況につきましては、予算額70億3,174万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は31億1,746万5,000円で、44.3パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は30億7,072万6,000円で、43.7パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比で4.9パーセントの減の額に対しましては1億2,995万3,000円減の25億3,930万5,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借り入れをしております臨時財政対策債は、前年度比で4.3パーセント減の、額にいたしまして742万1,000円減の1億6,375万7,000円で、普通交付税を加えました総額では、前年度を4.8パーセント下回る結果となりました。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。平成29年度では3億2,556万9,000円で、前年度比では2.3パーセントの減となりました。

平成30年度については、現時点では前年度比18.5パーセント減の2億6,543万6,000円を見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額12億5,070万3,000円に対しまして、歳入の収入済額は5億6,157万3,000円で、44.9パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は5億3,150万7,000円で、42.5パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億2,747万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は5,518万7,000円で、43.3パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は4,739万6,000円で、37.2パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額10億2,291万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億7,182万1,000円で、46.1パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は4億8,553万7,000円で、47.5パーセントの執行率となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額2億9,658万円に対しまして、歳入の収入済額は1億983万1,000円で、37.0パーセントの執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額9,885万円に対しまして、収入済額は9,878万2,000円で、99.9パーセントの収納率となっております。歳出の支出済額は1億5,078万9,000円で、50.8パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億1,262万8,000円に対しまし

て、歳入の収入済額は2,606万5,000円で、23.1パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は5,297万円で、47.0パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額4億9,392万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は5,008万9,000円で、10.1パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は2億1,320万円で、43.2パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の予算額1億6,448万8,000円に対しまして、決算額は6,560万7,000円で、前年度比2.7パーセントの減、額にいたしまして179万2,000円の減となりました。予算に対する執行率は39.9パーセントとなっております。水道事業費用につきましては、決算額は7,692万3,000円で、前年度比3.0パーセントの減、額にいたしまして239万7,000円の減となり、予算に対する執行率は46.8パーセントとなっております。

資本的収入及び支出につきましては、繰越額に係る充当額を含む資本的収入の予算額2,779万8,000円に対しまして、決算額は2,549万8,000円となっております。繰越額を含めると、資本的支出の予算額8,691万3,000円に対しましては、決算額は4,920万6,000円で56.6パーセントの執行率となっております。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額11億3,595万6,000円に対しまして、決算額は6億2,621万6,000円で前年度比6.0パーセント、額にして3,532万円の増となり、予算に対する執行率は55.1パーセントとなっております。このうち入院収益は1億7,222万9,000円で、前年度比で17.0パーセントの減、額にいたしまして3,532万6,000円の減、外来収益は1億5,462万7,000円で、前年度比で3.3パーセントの減、額にいたしまして532万1,000円の減となっております。

病院事業費用につきましては、予算額13億378万円に対しまして、決算額は5億2,739万1,000円で、前年度比2.5パーセント減、額にして1,350万9,000円の減となり、予算に対する執行率は40.5パーセントとなっております。

事業収益から事業費用を差し引きました上期の純利益は9,882万5,000円となったところであります。

医業収益における入院収益の減につきましては、内科、耳鼻咽喉科の収益減少が主なものでありまして、外来収益の減につきましては、外科、耳鼻咽喉科の収益減少が主なものとなっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額9,169万5,000円に対しまして、決算額では6,275万円で68.4パーセントの執行率となっております。資本的

支出の予算額1億2,567万8,000円に対しまして、決算額は4,917万2,000円で、39.1パーセントの執行率となっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は7,545人で、1日平均41.2人となり、前年同期と比較しますと1,223人、1日平均6.7人の減、外来患者数は2万1,080人で、1日平均171.4人となりまして、前年同期と比較すると1,424人、1日平均で10.1人の減となっております。入院患者数の減は、内科、外科、耳鼻咽喉科の入院患者が共に減となったものでありまして、外来患者数の減は、外科、耳鼻咽喉科の外来患者の減が主なものであります。

以上、平成30年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、平成31年度予算編成方針について報告をいたします。

平成31年度の予算編成方針につきましては、11月26日に職員によります予算編成会議を開催し方針を示したところであります。

国は、6月15日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針において、無駄な予算を排除するとともに、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう、厳格な優先順位を付け、予算付けを行ない、メリハリのついた予算とするとした一方で、消費税率の引上げに伴います需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取り組みを継続するとの方針とは別に、臨時、特別の措置を講ずるといたしました。

また、地方行財政につきましては、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革等の加速、拡大、地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進めるとしてありまして、また、消費税率の引上げに伴い社会保障の充実、幼児教育無償化など、地方財政へ大きな影響がある各種施策の実施が予定されております。

8月に公表されました総務省の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となります一般財源の総額につきましては、平成30年度と実質的に同水準を確保し、地方交付税につきましては、本来の役割であります財源調整機能と財源保護機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとしたものの、前年度比では0.5パーセント減の1兆9,350億円となりまして、7年連続の減額となっております。

財務省は、国において赤字国債を発行して地方の一般財源を確保していることを踏まえれば、各年度の地方財政計画の歳出規模、すなわち各年度に必要な国の財源保障の適正規模について、より一層の精査が必要であるとしています。

このような状況の中、本町にとっても歳入に見合った歳出をどう組み立てていくか、非常に厳しい予算編成になると考えております。

財政試算の歳入ですが、予算編成に大きな影響を与える地方交付税につきましては、平成31年度算定においても、トップランナー方式や地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定への移行などによる影響を受けることが想定されますことから、普通交付税を前年度決算見込額に対しまして2.0パーセント減で試算をしているところであります。

また、町税につきましては、地域経済の回復はいまだ厳しい状況にありますことから前



年度決算見込額と同額を見込んでおります。

更に、基金からの繰り入れにつきましては、引き続き依存度を下げる体制を目標にしています。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、前年度決算見込額に対して3.1パーセントの増、物件費、維持補修費は0.9パーセントの増、補助費等は7.7パーセントの減、繰出金は2.6パーセントの増、投資的経費は14.4パーセントの増を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画、事務事業評価等の確実な実施を指示しているところであります。

一般会計の財政規模といたしましては73億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要になると考えております。

以上のように、平成31年度の予算編成につきましても相当厳しい状況となることが想定されますが、第6次本別町総合計画に掲げました主要課題について、戦略的な視点と行動力をもって、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢を持てる施策の推進に努めるとともに、未来ほんべつの創造を目指し、自主、自立の精神にあふれる新時代の新しいまちづくりを推進するために、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう、創造力と知恵を結集して、町民と協働したまちづくりを展開して参りたいと考えておりますので、議員各位の御理解、また御支援をよろしくお願いしたいと思います。

次に、第2期未来にひろがるまめっ子すくすく計画の策定着手について報告いたします。

平成27年3月に策定しました、未来にひろがるまめっ子すくすく計画は、平成31年度までの5年間で1期としておりまして、同計画に基づき、これまで幼保連携型認定こども園の整備、勇足地区及び仙美里地区における学童保育所の整備、児童発達支援体制の充実などを図ってきたところです。

同計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画、及び子ども・子育て支援法に基づきます子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定したもので、次世代育成支援行動計画は法律上任意策定ではありますが、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるために、町民や企業など一体となり、今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定めるものでありまして、子ども・子育て支援事業計画は法律により策定が義務付けられているものでありまして、認定こども園や保育所の利用希望をはじめ、一時預かり事業、延長保育事業など、様々な子育て支援事業のニーズに対するサービス提供体制の目標を数値化するものとされております。

町では、平成32年度から新たにスタートいたします第2期計画の基礎資料とするために、本別町に住所を有する小学生以下の子どもの保護者を対象としたアンケート調査を実施して、その結果を基に、子ども・子育て支援法により策定義務のあるサービス提供体制の目標値を設定しますとともに、任意策定事項ではありますが、小学生の放課後の過ごし方に着目した支援の需要を洗い出し、第2期計画に反映させてまいりたいと考えています。

今後は、アンケートの集計作業と同時に現行の計画の評価を実施して、これらを踏まえた、第2期計画に盛り込むべき新たな施策について検討を進め、また、関係団体からの聞き取り調査などを行ないながら、子ども・子育て会議で議論をいただき、意見公募も実施しながら策定したいと考えております。本計画の策定により、すべての子どもの健やかな成長を支えるために、引き続き充実した子育て環境の整備が図られるものと考えております。

次に、福祉灯油等事業の実施について報告いたします。

冬期間の灯油価格の高騰は、特に高齢者など所得の少ない方の暮らしに深刻な影響を及ぼすものでありますが、今季は10月中旬頃より灯油価格が高騰し始め、11月1日には灯油等購入を助成するか否かの目安といたします。1リットルあたり100円を超える状況にありましたことから、平成26年度に実施して以来4年ぶりとなります福祉灯油等事業を実施することといたしました。

支給の対象世帯につきましては、世帯全員が町民税非課税であり、1つには1人世帯の場合は、前年の収入合計が80万円以下の世帯、2つには2人以上世帯の場合は、世帯全員の前年の収入の合計が、世帯主を除いた人数に40万円を乗じた額に80万円を加算した額以下の世帯であること、3つ目には生活保護世帯といたしまして、冬期間の経済的負担の軽減及び生活の安定を図ることを目的に、燃料、暖房器具及び冬用衣料などを購入できるように、ほんべつポイントカード協同組合が発行する商品券を、対象1世帯あたり1万円分を支給いたします。

また、助成に際しましては税情報の確認が必要でありまして、本人の同意をいただく必要がありますことから、窓口におきまして申請をいただき、対象要件を確認の上、支給してまいりたいと考えています。

なお、関係予算につきまして本定例会に提案をさせていただきましたので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上、本別町議会第4回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 議案第75号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職の職員の給料月額を支給額改定等の必要が生じました。今回、職員組合との合意を得ましたので、提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。1点目の給与改定は、民間給与との較差0.16パーセントを埋めるため、採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定を行うもので、改定率平均0.2パーセントを引き上げるものであります。

2点目は勤勉手当の改定で、勤勉手当を0.05カ月分引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を4.40カ月から4.45カ月とする内容であります。

3点目は宿日直手当の改定で、宿日直手当を200円引き上げ、勤務1回につき4,400円とし、病院に勤務する医師については、1,000円引き上げ、勤務1回につき2万1,000円とする内容であります。

実施時期は、勧告どおり、給料及び宿日直手当の改定は平成30年4月1日に遡及し、勤勉手当の改定については平成30年12月1日に遡及し、適用するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます、なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条職員の給与に関する条例(昭和26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第14条の2中「4,200円」を「4,400円」に、「2,100円」を「2,200円」に改め、同条ただし書き中「20,000円」を「21,000円」に改める。

これは、宿日直手当の改定を行うもので、職員の宿日直手当を200円、病院に勤務する医師の宿日直手当を1,000円引き上げるものでございます。

次の第15条の3第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

これは勤勉手当につきまして、一般職員を0.05カ月分、再任用職員を0.05カ月分引き上げる改定であります。

別表第1並びに別表第2イ及びウを次のように改める。

別表第1(第3条関係)、別添。

別表第2(第3条関係)イ、別添。

別表第2(第3条関係)ウ、別添。

これは給料表を平均で0.2パーセント引き上げる改定であり、別表での説明は省略させていただきます。

第2条職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中

「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。」に改める。

これにつきましては、一般職員及び再任用職員の期末手当につきまして、平成31年4月1日から、6月、12月の支給月数を均等に振り分ける改定でございます。

現在、6月が期末手当1.225カ月、12月が1.375カ月となっておりますけれども、これを6月、12月とも1.30カ月に合わせるものでございます。

次の第15条の3第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

これは、一般職員と再任用職員の勤勉手当0.05月分の改定につきまして、平成31年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.25カ月を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第1条中第15条の3の改正規定は平成30年12月1日から適用し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

なお、この改正に伴います平成30年度の影響額につきましては、給料で全会計で160万円、うち一般会計で98万円、期末、勤勉手当等の影響額は全会計で531万1,000円、一般会計で276万7,000円の見込みであります。

以上、議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 職員の皆さんの給与改定ということで、人事院勧告に基づいてということでの、担当課長から説明がありました。3点ないし4点ほどになるうかと思いますが、お知らせをいただきたい。

1つ目は、全職員の今回のこの条例が通ったとしての、十勝管内におけるラスパイレス指数はどのぐらいになるのか、その順位といいますかね、それは中ぐらいになるのか上位なのか下位なのか。

それと、若年層に厚くということでの人事院の考えで行なっているようでございますけれども、本町にもこれからの本別町を背負っていただく能力の高い職員の方々がたくさんおられると思います。その方々の部分での、若年層の平均給与というのは出ていると思うのですが、その部分において、十勝管内でのどの程度に位置しているのか。言っている意味はわかりますか。

それから定数外職員の方、相当数の方、本別町は100人超えぐらいになるうかと思う

のですが、その方々にかかわる部分は、今回の条例が通ったとしてどのように考えておるのか、どのようになるのか。定数外職員ということですから、再任用職員とか準職員は今の提案があった内容に入ってくるかと思うのですが、その辺も紛らわしくないようにですね、再度確認のほうをさせていただきたいということですから、3点、4点ほどになろうと思いますが、お知らせをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大住議員の質問にお答えをさせていただきます。まずラスパイレス指数の関係ですけれども、例年12月の末頃、本町を含め全国、全道の状況が公表される予定でございます。現時点でこの給与改定を行なつてからのラスパイレス指数なのですが、まだ現時点で算定の比較対象となります国の職員の階層別の人数ですとか、給料額がまだ示されておきませんので、本町におけるラスパイレス指数というのはまだ算定を行なっておりません。昨年度が95.6パーセントでございましたので、管内で18番目という状況でございましたが、今回の給与改定は全ての市町村で同じように行なわれておりますので、大きく状況はかわらないのかなというふうに捉えております。

それと2点目の若年層の関係でございます。若い職員が十勝管内のどの位置にいるのかという部分では、ちょっと詳しい状況は今、把握をしております。今回の給与改定につきましては、平均で2.0パーセント、若年層に厚くということでございますが、先ほど申しましたとおり、初任給が1,500円増額されまして、今高校卒業者の初任給が14万7,100円でございますが、これが14万8,600円というふうになります。30代の主任職員ですと、大体700円の増。例えば私などの課長職、これは400円の増額です。こういう状況でございます。管内の町村も同じような状況でございますので、若年層がどの程度の位置にいるかというのは、ちょっと今、把握をしていないということで御了解をいただきたいと思っております。

あと定数外職員の関係でございます。臨時職員、パート職員、代替職員の賃金関係でございますけれども、昨日開催をいたしました予算編成会議の中で31年度の賃金の額というのは提示をさせていただいておりますけれども、現時点では30年から31年にかけての大きな改定というのは予定をしております。今、賃金の中でしているのは最低賃金、これは上回るよにということで、そこは調整をしておりますけれども、今回の給与改定に伴って定数外職員の賃金を改定をするという考えは今のところございません。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番(大住啓一) ラスパイレスについては国に対してのいくらかという数字ですから、当然国が出ていなければ出ていないということで、95点なにがしというのは、これは一番直近の値を言っていたかとお認識してございます。ただ、聞いて驚くのが、18番目ということは町村では最下位ということですね。給与で順番をつけるということではさらさらございませんけれども、特別職の給料だとか議員の報酬だとかは十勝の中なり上位のほうだとすれば、これは働く意欲ということになってくるのかなと思っております。町独自で、

町民の方々の当然お考えがありますものですから、職員の方の給料を町独自でということにはなかなか難しいかと思えますけれども、その辺の遠いスパンといいますかね、ある程度のスパンをかけてでも直していくんだとか、改善をしていくんだとか、定数との兼ね合いをどうするんだとか、まあ定数外職員のお話もさせていただきましたけれども、北海道の最低賃金をクリアすればいいというのはこれ当たり前の話であってですね。定数外職員の人数をどうするかというのと、仕事の内容をどうするかというのを、大きな考え方で新年度予算に向けていくべきではないかと私は思います。

それで、この条例とはちょっと離れますけれども、やはり働く意欲というのはもらう給料のことでございますし、本別町も先ほどの行政報告にありましたように、非常に経済が悲惨でございます。その中で役場の職員の方々の給料を、人事院勧告並ということで勧告どおりということになれば、それなりの引き締めといいますかね、覚悟を持ってといいますか、我々も含めてその辺の考え方を、ある程度の部分でお示しいただきたいのと、定数外職員について再度、来年の予算にどの程度、どういうふうな考え方をしているのかという部分も含めて、お考えをお示しいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） まずラスパイレス指数の関係でございます。29年の4月1日の指数が95.6ということになりまして、今議員のほうからもありましたけれども、順位としては管内18番目ということでございます。ラスパイレス指数、この試算といいますのが、国の職員構成、そしてその給料額、それを市町村のそれぞれの年齢構成ですとか、あるいは高校卒業、大学卒業という学歴別、そういったものに置き換えての比較でございます。単純にその指数が低い原因というのがなかなか難しいのですが、逆に以前は100パーセントを超える場合は給料を抑えるようにという国の指示もありました。そのときにそのラスパイレス指数が上がる要因として言われていたのが、例えば同じ経験年数の国家公務員の方と、それと私たちのような市町村職員を比較した場合、私たち職員のほうが早い段階で、例えば管理職に昇格をしている、そういったところで国との比較で高くなるですとか、あるいは年齢構成ですね。例えば今の本別町の年齢構成が今30代、40代の職員というのがちょっと少なめです。そして私たちのような40代後半から50代、そしてここ五、六年採用された職員の方が多いという状況でございます。そういった世代間のバランス、そういったものも多少影響いたしますので、ちょっと細かくは他町村と比較をして今分析を行なっておりませんが、そういったこともラスパイレス指数に影響しているのかなというふうに思います。

今現在は、いろいろ給与制度等見直しがされた中で、今本当に国と同じような給与制度を採用して行なっておりますので、そういう細かな制度、そういったものを他町村と比較する機会がなかなかございませんが、その辺も今後の勉強の課題とさせていただきますと思います。

あと定数外職員の関係でございますけれども、32年の4月から会計年度任用職員制度

が導入されます。この会計年度任用職員の制度が導入されますと、今の臨時職員の方、代替職員の方、パート職員の方、準職員、嘱託職員も含めてでございますけれども、改めて給与の格付けと申しますか、そういったものも合わせて見直す予定となっております。そういったこともありますので、現時点では31年4月では賃金の改定を行わず、32年4月の会計年度任用職員の制度導入に向けて、いろいろな面で検討をしていきたいというように考えております。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 人事院の給与改定の条例改定ですから、それはそれなりのやりとりさせていただきますが、新年度予算のときにはまた議論になるかと思うのですが、31年度には反映しないということですね。再任用職員も。というふうに答弁は聞こえたものですから、今求めているものです。それが、今いただきますけれども、そうでないとすれば、再任用職員、準職員の方々も正職員と同じ括りになると思うのですね。その辺を、同じなのかと当初から聞いている話と、定数外職員の方、これは非常に人数が多いのは多いのですけれども、現業の関係にはやっぱり介護関係の方々とかいろいろいますのでね、それは32年にうんぬんよりも、今こういう質疑をさせていただいているのを踏まえてですね、全体的に考えていくべきでないかと思いますが、その辺再度。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） まず全体の確認をもう一度させていただきます。今回の人事院勧告に伴います給与改定、改定を反映させるのは正職員、そして準職員、そして再任用職員となります。ですから定数外職員の中の臨時職員、代替職員、パート職員につきましては、これとは別にそれぞれ毎年度賃金表を定めて行なっております。先ほど来、大住議員のほうからもありましたけれども、31年度の予算編成の中で、臨時職員、パート職員、代替職員、あと管理人の賃金もそうでございますけれども、それらにつきましては基本的に改定を行わず、32年の会計年度任用職員の導入に向けて、全体の賃金体系、勤務体系含めて検討をしていくということで考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） 3点お伺いいたします。まず1点目なのですが、この度給与、賞与増額の提案に伴いですね、見込まれる町民への行政サービスの向上とか、こういった具体的なものがもし描きとしてあるのであれば、お聞かせください。

2点目、人事院勧告に付随してですね、人事院総裁や官房長官談話なども発表されており、その中では厳正な服務規律の確保や、公務の適正かつ能率的な運営を図るようとの期待も寄せられております。また、公務員人事管理に関する報告、こういったものも発表されておまして、こちらにおきましては勤務環境の整備、こういったものも求められております。本町としてはですね、このたびの条例改正案提案に伴い、職員諸氏、役場内において、こういったことについてどのように協議とか通達、通知をされてこられたのか、ま

た今回の勧告、5年連続の増額勧告でありますので、これまでの増額時の実態何かもお聞かせいただければと思います。

3番目なのですが、そもそもこの人事院勧告なのですが、国家公務員と、企業規模が50人以上、事業所規模も50人以上の雇用をされている企業との給与の較差、こういったものによって勧告されているものです。こちら、本町における民間との格差について実態調査等を行なったのでしょうか。行なったのであれば、その方法とか時期、結果の概要何かについてお聞かせください。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 梅村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず今回の改定と行政サービスの向上という部分でございますけれども、これにつきましては、職員一人一人、日頃から行政サービスの向上というのは心がけて勤務をしているというふうに考えてございます。特段この給与勧告に伴いまして、改めて行政サービスの向上というところではなく、日頃からそういう意味では意識をして取り組んでいるというふうに私は捉えております。

あと服務規程の関係ですとか、仕事の効率、あるいは人事管理、そういった部分について改めて、例えば協議をしたですとか、通達を出しているとかという部分でございますけれども、これらにつきましても改めて職員に対してこういった通達等は出しておりません。人事院勧告が出たからといってではないのですが、ただやっぱり日頃から課長等会議等の中ではそういった服務の問題ですとか、あるいは仕事のそういった部分は、機会あるごとに町長からですとか副町長からお話がされておりますので、そういったところでは職員はしっかりその辺のことを踏まえて勤務をしていただいているというふうに考えております。

あとこれまでの人事院勧告の関係でございますが、例えば昨年度ですね、平成29年度でございますけれども、平均0.2パーセントの引き上げ、初任給につきましては1,000円引き上げております。昨年度は不祥事の問題等がありましたので実施時期をずらしまして、3月の定例会で条例改正と、それに伴います補正予算、議決をいただきまして支給をしてきたところでございます。28年度でございますが、平均0.2パーセント、初任給で1,500円引き上げを行なっております。27年度でございますが、平均0.4パーセント、初任給で2,500円引き上げを行ないました。26年度でございますが、平均0.3パーセント、初任給で2,000円引き上げを行なっております。直近の4年間の状況でございます。

それと御質問にありました、町内の民間事業所等の実態を調査をしているかという御質問でございますが、これまでも人勧の給与改定等に伴いましては、本町独自に町内の民間事業所の給与実態を調べるというものは行なってきておりません。人事院勧告自体が、例えば本町のような町村ですと国の扱いですとか、あるいは北海道の勧告等を受けて給与改定等を決定をして、議会の議決をいただいております。そういった流れで従前より行なっているということでございます。



○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） 勧告等に伴ってですね、改めて服務規律等について申し述べたりすることは行なっていないということですが、その勧告自体はそれに伴って、先ほども述べたとおり、今いろいろ談話ですとか報告といったものが都度都度述べられているのです。にもかかわらず、やっぱりそういったことを再確認していかないということについては特に問題ない、当然のことながら職員は日頃からそういった意識を持っているということなので、問題ないから行なわなかったということでもよろしいのでしょうか。

またですね、先ほど御報告いただきました、31年度の予算編成方針においてですね、町長から地域経済の回復はいまだ厳しい状況であるというようなお言葉がありましたが、当然ですね、この人事院勧告についても近隣町村の状態であったりとか、その他の事情等を鑑みて適宜お考えになったらということであってですね、当然上意下達的なですね、国から従属的なものを地方に求めてということではないので、やっぱりそういったものをきちんと考える必要はなかったから実施されてこなかったということでもよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私のほうから前段の部分について説明をさせていただきます。職員の服務厚生につきましては、毎年コンプライアンス研修会の徹底、それから先般行なわれました予算編成会議におきましても職員が集まりましたので、その中で今置かれている公務員としての立場等、状況等があります。そういう部分についてはしっかりと職員のほうにお話しをさせていただきながら、日頃から実務にあたっては、地域社会を具体的にどうやってイメージしながらまちづくりをするんだという部分を徹底しております。前例主義にとらわれない、今後を見据えたまちづくりをするというような形で徹底をしておりますので、この人勧の部分若干、若い子では1,500円、700円、400円になりますけれども、そういう部分で少しでもそういう励みになっていただければなというふうに考えております。そういう形で、常に職員に対しては指導、徹底をしていっているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 梅村議員の御質問にお答えをいたします。町内の事業所の実態を調査していないという部分での御質問かと思えます。確かに、地域経済が厳しい状況というのがなかなか改善をされないという状況が続いているのも事実かと思えます。そういったことにつきましては日頃課長等会議の中で町長より、あるいは副町長よりいろいろと課長職に向けては、そういう地域経済が今こういう状況なので、例えば地域において職員としてしっかり意識をするようにということでの話は都度いただいております。これまでの人事院勧告の取り扱いにつきましては、確かに国の人事院が勧告をいたします給与勧告に基づきまして、北海道人事委員会の状況ですとか、そういったものを参考といたしまして改定を行なってきているというのが、これまでの通例でございます。

ただ勧告自体も、先ほどは増額の勧告もありましたけれども、例えば過去平成21年から23年はマイナスの勧告が出されまして、それに伴いまして給料表減額しております。また24年、25年につきましては、民間との格差もないということで、人勧の勧告自体が見送られたということもございます。そういったものも含めて状況判断をしながら、人事院の給与勧告に基づきまして給与等の改正を行なっているということでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） 先ほど副町長の答弁からですね、前例主義にとらわれないということもありましたし、また繰り返しになりますが31年度の予算編成方針においてもですね、後段に自主、自立の精神にあふれる新時代の新しいまちづくりを推進すると、このように先ほど町長から御報告があったところです。当然ですね、通例とか先例、そういったものにのっとってやっていくということは大切だというふうにお考えだったと思うのですが、人事院勧告に従うということは義務ではないので、そういったことを今後考えていくというお気持ちがあるのかなのかということについて最後お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 総務課長のほうからお話がありましたけれども、今人事院勧告につきましては尊重するというのが本町の立場でございます。ただ、過去に平成16年に国の三位一体改革がありまして、地方交付税が大幅に減額されたこともありました。そのときは独自で5パーセント、4パーセント、3パーセント、2パーセントと、そのような形で、旧職員組合の皆さんには御理解をいただきながら、そういうふうな削減をしてきた経過もあります。今は人勧尊重というふうには考えておりますけれども、そういう場合も今後出てこないことを期待しておりますけれども、そういうことで過去やってきた経緯もありますので御理解をしていただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場にて討論を行ないます。

広報ほんべつ12月号、本別の台所、町の借入金現在高121億、町民1人当たり172万、このような記載がございました。先ほど述べたとおり、平成31年予算編成方針についても、地域経済の回復はまだまだ厳しい状況であると、このように町長から御報告があったところです。

広報におきましても、地方交付税など収入が大きく落ち込んでいることから一層の経費

削減などを実施して今後の返済計画を立てています、このように記載がありましたが、ここから具体的方策が立っていないことが伺えます。

私、一部ではございますが、事前に町民に対してアンケートを実施したところ、他町村と比較し、ことさら高額ではない、一般職の増額については賛成だ、という声もありましたが、大多数は町民の平均所得、経済状況とのかい離が大きい、増額をしてもサービスの向上が見込めない、こうした御意見も多くあったことも事実です。

2000年に地方自治法が大きく改正され、同時に地方分権一括法が施行、市町村は独立した地方政府としての位置付けが明確になされています。地方公共団体として独自性と自主性が求められているのです。

先ほど町長より自主、自立の精神溢れる新しいまちづくりを推進する、こうした意思表示もなされました。今回、特別職の増額を提案なされなかったことについては大きく評価いたしますが、本町の台所事情を鑑み、もう一步踏み込んだ取り組みをなお一層期待するところであります。

また、仮に増額されるとしても、職員の皆様の士気向上、意識の涵養のためには、一律増額の要素が強い改正案よりも、より成果に応じた報酬制度などが検討されるべきであり、本勧告に伴いまして成績主義の原則に基づく人事管理、こういったものも提案されてございます。本町の現段階においては、背景としてそうした気配が伺えないところから、本条例改正案提案には反対をいたします。

議員諸兄姉の御賢察を賜り、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 職員の給与改定、増額の提案について賛成の立場で討論を申し上げたいと思います。

私は、我々議員も含めてなのですが、いわゆる理事者と呼ばれる方々、そして私たち議員は人勧とは直接関係はないのですけれども、この町の予算を組み立てて、そしてそれを審議するという立場では、今梅村議員がおっしゃったように、経済的には本当に大変な状況も一部にあるということはそのとおりだというふうに思います。

ですから私は基本的には、一般職員以外の我々議員や管理職の理事者の皆さんの給与改定については、非常に慎重であるべきだというふうに思っています。

今回の人勧の職員の給与改定については、これまでの大きな流れの中で、先ほど副町長のほうからも、かつて独自の削減もあったということも含めて説明があったとおりで、私はその部分は、職員の皆さんには大いに仕事していただきたい、そのことが町民に対する責任でもあるというふうに思っておりますので、今回の提案については賛成をしたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

起立多数です。お座りください。

したがって、議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第76号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第76号平成30年度本別町一般会計補正予算（第12回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第76号平成30年度本別町一般会計補正予算（第12回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、議決をいただきました人事院勧告等による人件費の調整、複数施設一括省CO2化改修事業、防災用資機材の購入、灯油価格高騰に伴います福祉灯油等事業の実施、企業誘致奨励事業補助金、酪農施設電源確保緊急対策事業補助金の計上、地方道路整備事業の調整、その他事務事業に係ります係数整理が主なものでございます。

人事院勧告によります改定の内容につきましては、先程御説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,940万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,674万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、42ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、複数施設一括省CO2化改修事業につきましては各科目にわたり、14節使用料及び賃借料の増額補正を行なっておりますので、一括して御説明をいたします。なお、今回の補正でございますが、平成31年3月分の1カ月分を計上しております。

36ページ、37ページをお開きください。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費14節使用料及び賃借料13万8,000円の増額補正は、LED照明器具に係る借上料について、本別中央小学校307台、仙美里小学校146台分を計上するものでございます。

下段の3項中学校費1目学校管理費14節使用料及び賃借料28万円の増額補正は、LED照明器具に係る借上料について、本別中学校505台、勇足中学校174台分をそれぞれ計上するものであります。

一番下段にあります、4項社会教育費3目図書館費14節使用料及び賃借料9万1,000円の増額補正は、図書館のLED照明器具67台、ボイラー1台分であります。

38ページ、39ページをお開きください。

上段にあります、4目資料館費14節使用料及び賃借料2万8,000円の増額補正は、資料館のLED照明器具134台分であります。

下段にあります、5項保健体育費1目保健体育総務費14節使用料及び賃借料3万6,000円の増額補正は、本別町体育館のLED照明器具28台分。

次の2目スポーツ振興費14節使用料及び賃借料7万9,000円の増額補正は、多目的アリーナのLED照明器具86台分を計上するものであります。

14ページ、15ページにお戻りください。

次に、災害対応のため整備する防災用資機材の購入等について、御説明いたします。

下から2段目にあります、2款総務費1項総務管理費7目交通防災対策費11節需用費、消耗品費、防災用29万2,000円の増額補正は、避難所等に配備するためのLEDランタン50個、LED投光器10台を購入するものであります。

次の18節備品購入費、防災用資機材、発電機259万2,000円の増額補正は、災害時の対応のため37キロボルトアンペアの発電機1台を購入するものであります。

22ページ、23ページをお開きください。

上段にございます、3款民生費2項老人福祉費4目高齢者福祉施設費11節需用費、修繕料、施設、39万5,000円の増額補正は、総合ケアセンターにおいて停電時に発電機を接続できるよう電気設備の改修を行うものであります。

24ページ、25ページをお開きください。

下段にあります、4款衛生費1項保健衛生費6目環境衛生費11節需用費、修繕料、施設25万円の増額補正は、火葬場において停電時に発電機を接続することができるよう電気設備の改修を行うものであります。

36ページ、37ページをお開きください。

上段にございます、10款教育費2項小学校費1目学校管理費18節備品購入費、防災

用資機材、発電機、64万2,000円の増額補正は、災害時の対応のため、町内小学校3校に2.5キロボルトアンペアの発電機各1台を購入するものであります。

以上で、防災用資機材の購入等についての説明を終わらせていただき、14ページ、15ページへお戻りください。

一番下段にあります、2款総務費1項総務管理費8目企画費19節負担金補助及び交付金中、地方バス路線運行維持対策費補助金247万9,000円の増額補正は、帯広陸別線の経常収支不足額の増加等に伴う市町村負担額の調整により増額するものであります。

次の本別町ふるさと銀河線代替バス振興会議補助金30万7,000円の増額補正は、通学定期差額補助事業及び団体利用助成の利用者の増によるものであります。

16ページ、17ページをお開きください。

上から2つ目にあります、10目電算事務処理費13節電算業務委託料、システム修正188万円の増額補正は、住民票マイナンバーカード旧氏対応、国民年金第1号被保険者の産前産後期間保険料免除に対応するため、システムの改修を行うものであります。

18ページ、19ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20節扶助費中、本別町福祉灯油等事業294万円の増額補正は、灯油価格の高騰に伴い冬期間の経済的負担の軽減を図るため、対象世帯1世帯あたり1万円分の、ほんべつポイントカード協同組合の発行する商品券を支給するものであります。

その下、介護給付・訓練等給付費、次のページを御覧ください。障害児608万5,000円の増額補正は、児童発達支援事業、保育所等訪問事業の新規利用者及びサービス利用の増によるものであります。

24ページ、25ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金中、帯広厚生病院運営費補助金26万円の増額補正は、運営費補助限度額の確定による調整であります。

26ページ、27ページをお開きください。

4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金4,316万1,000円の増額補正は、いずれも繰入基準に基づく収支決算見込みによるものであります。

28ページ、29ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費4項畜産業費19節負担金補助及び交付金、酪農施設電源確保緊急対策事業補助金168万8,000円の増額補正は、国の酪農経営支援総合対策事業、2分の1補助及び北海道による災害時酪農施設電源確保緊急対策事業、4分の1補助により、災害時の電力確保のための配電盤の整備を行なう酪農経営農家に対しまして、町として事業費補助残4分の1に対して2分の1の補助を行うものであります。

一番下段にあります、7款1項商工費2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金、企業誘致奨励事業補助金3千万円の増額補正は、本別町企業誘致条例に基づき、町内の事

業所1社に対し設備投資奨励金を交付するものであります。

30ページ、31ページをお開きください。

一番下段にあります、8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費13節委託料2千万円の減、15節工事請負費1億1,611万円の減、及び、次のページをお開きください。17節公有財産購入費200万円の減、22節補償補填及び賠償金812万6,000円の減額は、地方道路整備事業の国庫補助金要望等に対する交付額の減により調整するものであります。

別添の予算説明資料をお開きください。

1枚開いていただきまして、右側の事業種別を御覧ください。

町道美蘭別活込横断道路から、町道南広場2号通りまでの6事業については、先程も説明いたしましたが、国庫補助金要望等に対する交付決定額の減により、事業内容の変更をしております。

下段の事業費計を御覧になってください。

事務費を合わせ、事業費計、補正前2億5,823万円を、補正後1億1,055万2,000円に変更するものです。

左側の事業費及び財源内訳につきましては、補正額1億4,767万8,000円の減額、財源内訳は、国庫支出金9,088万8,000円、地方債5,640万円、一般財源39万円の減額であります。

以下、この資料での説明は省略をいたします。

予算書にお戻りください。32ページ、33ページお開きください。

4目橋りょう維持費13節委託料698万円の減額補正は、橋梁長寿命化事業の事業費の確定によるもの、15節工事請負費818万4,000円の増額補正は、執行見込みにより調整するものであります。

34ページ、35ページをお開きください。

中段にございます、9款1項消防費2目非常備消防費8節報償費、消防団員退職報償金55万1,000円の増額補正は、消防団員1名の退職に伴うものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋利勝） 説明の途中ですが、ここで暫時休憩します。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を続けてください。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは午前中に引き続きまして、歳出終わりましたので、8ページ、9ページをお開きください。

1、歳入でございますけれども、2段目の9款1項1目地方交付税の補正につきまして

は歳入歳出の差額分を計上するものでございます。

2段下でございます、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金304万2,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました児童発達支援事業、保育所等訪問事業による介護給付・訓練等給付費の増額に伴う調整であります。

下段にあります、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金129万6,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました住民票マイナンバーカード旧氏対応に係るシステム修正費用に対するものであります。

次の4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金9,088万8,000円の減額補正は、地方道路整備事業の事業費調整によるもの、2節都市計画費補助金200万7,000円の減額は、都市公園安全・安心対策事業の事業費確定による調整であります。

10ページ、11ページをお開きください。

下から2段目にあります、15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入2節その他不動産売払収入中、保育間伐生産材売払収入461万8,000円の増額補正は、町有林間伐事業に伴う生産材売払い収入の確定によるもの、下段の立木売払収入248万9,000円の増額補正は、売払い額の確定によるものであります。

下段にあります、17款繰入金2項基金繰入金5目1節農業振興基金繰入金168万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました酪農施設電源確保緊急対策事業補助金に農業振興基金を充当するものであります。

12ページ、13ページをお開きください。

中段にあります、19款諸収入4項1目雑入3節障害者自立支援給付、児童発達支援給付収入583万1,000円の増額補正は、発達支援センターで実施する児童発達支援事業等の利用実績の増による調整であります。

以上で歳入を終わらせていただき、5ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります、1、追加。これは、複数施設一括省CO2化改修事業の実施に伴い設定するものであります。

1段目ですが、本別町複数施設一括省CO2化改修事業設備一式賃貸借、本別中央小学校、仙美里小学校。期間、平成30年度から平成40年度。限度額1,650万円。

2段目以降につきましては施設名のみ読まさせていただきます。次の段、本別中学校、勇足中学校。期間、平成30年度から平成40年度。限度額、3,354万1,000円。

その下でございますが、事項、本別町図書館。期間、平成30年度から平成40年度。限度額1,075万2,000円。

次の段ですが、事項、本別町歴史民俗資料館。期間、平成30年度から平成40年度。限度額、325万1,000円。

次の段ですが、本別町体育館。期間、平成30年度から平成40年度。限度額432万円。

次の段です。事項、本別町ふれあい多目的アリーナ。期間、平成30年度から平成40



年度、限度額947万円です。

次に、6ページをお開きください。

第3表地方債補正であります。1、変更、これは起債事業の変更、事業費の調整に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。公共事業等7,440万円を7,240万円に、緊急防災・減災事業770万円を3,510万円に、辺地対策事業4,950万円を2,470万円に、過疎対策事業3億3,520万円を2億7,400万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第12回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為等一括とします。

ございませんか。

阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 歳入では11ページ、歳出では29ページです。29ページを見ながらしゃべります。29ページの一番上の、酪農施設電源確保緊急対策事業ということで168万8,000円という予算となっております。説明では国の支援を受けた事業で、配電盤の整備ということで、最終的には本人が8分の1の負担になろうかなというふうに思います。これは、基本的に酪農家全戸を対象とした事業ではないかなというふうに思うのですけれども、私配電盤のことも十分に詳しくわからないものですから、例えば頭数の規模によって配電盤の能力というか、設置の仕方が違うのか、その辺の概要で結構なのですけれども、こういう事業でこういう対象ですというようなことをちょっと詳しく伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。議員おっしゃるとおり、今回の9月の地震によります停電の関係の、総務課長のほうから報告ありました、国で2分の1、道が4分の1、本人負担が4分の1、その4分の1に対して半分を補助をする、事業費総体でいいますと議員おっしゃるとおり8分の1の補助という形になります。

それで、お話ありましたように、規模によって事業費については異なります。それで、事業の実施主体が農協となりますので、農協のほうでもう既に需要等含めて調査が終わってしまっていて、その平均という形で御報告を受けて、現在のところ24戸の農家の方から要望が上がっていると。今後、また若干動く可能性も含めてありますので、予算上はその24戸の平均価格で積算をしております。一覧をもらっていますけれども、一番高い所で事業費としては70万程度です。一番低い所で25万程度という中で、その合計の平均ということになっていますので、事業に対して、その動きもあろうかということで、24

戸の今のところの需要ですが、30戸分を今回計上させていただいて対応したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 町の振興基金を活用してということを進めるということだと思いますけれども、今説明いただいた、希望的にはちょっと幅があるという、当然そうだと思うのですが、このいわゆる配電盤を整備することによって、万が一前回のような停電のときに、農家としての対応は、それは発電機は時前で揃えるということとか、リースとかということによって対応するということによって進めるということによろしいですか。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 今回も停電において、畑作農家からのお借りをしたりですか、そして機械屋さんのリース屋さんからも何件かお借りをして、自前で揃えている方もいますけれども、そういった形で対応をしてくれていますが、言われるとおりは今回きちんと、発電機が確保できるとすぐに設置できる体制を取ることによって、これまでの形含めて、新たに農業者の方にも同様に、発電機の2分の1の補助事業も出ておりますので、そちらのほうで新たに購入して体制を整えるという農業者の方もおられますし、そういった形で、今回のような地震による全道的な停電ということだけではなくて、今後考えられる台風等も含めた中で、その地域で電線が倒木により切れて、一日、二日、その地域のみ行かなくなるということも十分考えられますので、そういったことも含めた対応策として実施をするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

石山憲司議員。

○4番（石山憲司） 19ページの一番最後のところの扶助費ですね。本別町福祉灯油事業についてお伺いしたいと思います。行政報告の中にもありましたが、この事業ですね、かつて行なっていた時点では、確か灯油券で配布していた時代があったと思います。そのときにはやはり灯油は値上がりした。したがって灯油券ですね、扶助するという姿勢でなかったかと理解しておりますが、今回、前回もそうだと思いますけれども、商品券1万円分に変更になっております。これにつきまして前段のほうの、目安として1リットル当たり100円を超える状況にあったから、このように福祉灯油等事業をすると。そうすると薪を使っている方、電気の方等々はどうなるかという議論がどこまで進められて行なったのかということ、まず1点お伺いします。

もう1点はですね、生活保護者も対象に入っております。生活保護につきましては、確か道を出している事業でございますけれども、そのような分はある程度計算されるのか否か、その辺について確認させていただきたいと思っております。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 石山議員の御質問にお答えしたいと思います。福祉灯油等

事業の件でございますけれども、かつては灯油券でやっていた時代もあります。平成26年のときから商品券に変わっております。確かその頃の議論として、議員がおっしゃっていたように、オール電化のお家はどうかですか、薪ストーブを使っている家はどうかかというところの議論があったかと思えます。一応この道の補助事業にのっとってというところでは、要綱の中に冬の厳しさを乗り切るための衣料ですか、そういう暖房機器等も対象にできるというようなことでございますので、今回は灯油と限らず、冬の安定した生活を確保するためにという趣旨で、このような形にさせていただきました。

もう1つが生活保護の関係ですね。生活保護の方に関しましては、保護費の中に冬季加算というのが、暖房費の部分があります。ですが、それはある程度一定金額の加算であって、今回のような灯油の高騰とかに合わせて変動するものではないということで、町といたしましては生活保護の方も対象にさせていただくことにしました。以上です。

○議長（高橋利勝） 石山憲司議員。

○4番（石山憲司） それでは確認させていただきます。本別町では、ここにある目安、1リットル当たり100円を超えた場合には実施すると。それは道の基準がこうであるからということなのでしょうか。それとも町としてですね、例えば100円を超えたらしますよと。あくまでも商品券で、今答弁にありましておおり、生活困窮者の方々にはですね、灯油代、または燃料代として扶助をするという考えでよろしいのですか。それだけ確認させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 1リットル100円を超えたらという目安ですけれども、この点につきましては十勝管内の各市町村の実施状況等を確認をさせていただき中で、概ね100円を超えればというようなラインを持っている自治体が多いということで、本町も同じような基準で考えさせていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 29ページになります。商工業振興費の中の19節負担金及び交付金、企業誘致奨励事業3千万円、先ほど総務課長のほうから説明ありましたが、差し支えなければ詳しく教えていただけますか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。この補助金につきましては、議員おっしゃるとおり本別町企業誘致条例に基づく補助金でございます。条例で3千万円以上の投資をした場合に8パーセント、あるいはもしくは3千万円を限度として補助をするものでございまして、今回この企業については6億4千万円強の投資額、これは補助事業を除いての額になりますけれども、そういった事業費をもって、3千万円の限度額ということで、今回予算を計上させていただいております。この企業につきましては、飼料生産を目的とした会社でございまして、事業の内容でございますけれども、そ

ういった牧草等飼料生産の会社でございまして、その目的をもってですね、今年設立した会社に対するものでございます。投資額といたしましては先ほど言いましたように、飼料生産に必要な資材、あるいは社屋等を対象としたものでございまして、総額は先ほど言いました6億4千万円を超える投資額に対しての助成ということになっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま答弁いただきました。企業名は伏せるということでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 企業名はですね、株式会社本別町TMRセンター。所在はですね、本別町西美里別397番地に所在する会社となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 2点ほどになります。まず1点目は、前段の説明で発電機ですか、何台か科目にわたってございます。これからの企業会計、特別会計等も出てくるかもしれませんが、補正予算の編成をしたときに関係部局から全部集まってきて何台というのがあると思います。我々聞いていて、その科目ごと説明を受けるのはいいのですけれども、ブラックアウトになったときにいろいろな不条理があるので今回揃えるというのが大儀だとすれば、本別町役場として全体で何台用意したのか。この予算ですが、ほかの予算も含めてですよ、それが何台になるのか。大きさといいますかね、容量といいますか、それによって変わってくるかと思いますが、その部分を把握当然していると思いますので、それをお知らせいただきたい。

2点目でございます。27ページの衛生費の、病院の公営企業の、これは交付金になりますか、負担金になりますかね。これについてですが、病院会計のほうでも当然質問はさせていただきますことになろうかと思いますが、この時点で4,300万円ほどの繰出しを行なった理由をお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 発電機の今回の補正予算の数につきましてですが、今ここに上がっております防災備品の、うちのほうの資機材で。全体では発電機は1台と、3つの小学校で購入する3台となっております。防災と災害として入れる発電機としては1台です。あと、小学校のほうで購入される発電機が、2.5キロボルトのやつが3台購入するということです。他のものについてはリースで考えております。もしくは、それで足りない場合につきましては、リースで考えておりまして、それは災害におけるレンタル機材の提供に関する協定書に基づいて、共成レンテムのほうから借りるような形になっております。今回の9月6日においても、共成レンテムのほうからリースで借りております。

○議長（高橋利勝） 藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいま御質問いただきました、病院の一般会計の繰入金と申しますか、4,316万1,000円が今なぜ出てきたのかというような御質問かと思いますが、病院の一般会計からの繰入金につきましては、従前から総務省の繰入基準に基づきまして行なってきたところでございますが、今年度につきましては、当初繰入金3億5,996万3,000円を予定しておりましたが、その中で収支の悪化等の状況から、繰入基準は4億9,097万7,000円ということで、まだ繰入基準に余裕があるといえますか、その部分を調整のために今回4,316万1,000円を繰り入れるということで補正を上げたものでございます。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 1点目の発電機の関係でございますが、1台を今回の予算計上しているというお話ですね。それとリースでもということでございますから、私が聞き方悪かったかもしれませんが、一般会計で1台買います、それでリースしているのがこうこうですということで、全体で何ぼになりますと。容量についてはこうなりますというのは予算の、最終的には町長査定やっていると申しますが、そのときに全部把握しているはずなんです。それを我々議会のほうにお知らせいただければ、我々も町民の皆さんに説明できるということなんです。その質問の仕方が悪いのか、趣旨が理解できていないのか、その点もう1回確認させてください。

それと病院の、今答弁いただきましたけれども、ちょっと私も理解できないのですが、借入枠が4億あるから、今4千万にしたということですか。そんなことではないと思うのですけれども、私が聞いているのは、それは病院の会計で聞くから後でも聞けるのですけれども、この時点で、負担金の中にもいろいろございますね、減額になったりして。それをこの時期になったのは、一般会計から繰り入れしなければならないのは、例えば機械が壊れているだとか、修繕しなければならないだとか、町民の人たちに著しく負担をかけるから、今回12月で補正するんですとかという内容でないかと思うのですが。私が全部言うのもいかなものですけど、そういうことで聞いているので、その辺ちょっと理解が、私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、そういう御理解の中で答弁いただきたいと思います。中身についてどうのこうのは、病院の入ってきた金と出て行った金で補正予算これから上がってきますから、その議論はさせていただきますけれども、この時点でこの科目でこうなったのはこうですかということをお願いしたいということなのです。理解できましたか。2点について。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） すいません、お答えの仕方が悪くて。配電盤の今回の工事につきましては、3カ所配電盤を。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私のほうから答弁をさせていただきます。今回の大停電のあと、各関係課の職員、課長を集めて2回ほど会議を開催させていただきました。その中で、入

院されている方、それから入所されている方、それから学校の給食を必要とされている方等々あります。そういうふうな現場の意見をまず吸い上げて、もし停電になった場合、それからこれから冬場を迎えますので、暖房の対応等も協議をさせていただきまして、2回ほど実施をいたしました。その中で、暖房対策、停電対応について協議をしました。今持っている防災資機材もありますので、その中で調整をしていただきまして、今回このような予算を提出しました。発電機については1台、大きい45キロを出しています。これは老人ホーム、それから給食センターにすぐ対応できるようにしております。合わせて各学校、2.5というちょっと小さなのを3台、各小学校に出しています。これはメール等で登校の休校した場合とか、いろいろ対応ありますので、そういう部分で上げております。そのほかに配電盤の修繕ということで、発電機を持って来てもすぐつなげない状況がほとんどでしたので、そういう部分で今回補正で3カ所、総合ケアセンター、火葬場、特別養護老人ホームのほうの配電盤の修理を上げさせていただいております。

それとあと消耗品については、課長から答弁したとおりランタンの50個、投光機10台と。これは避難所、それと老人ホーム等の対応と、そういう形で今回補正とさせていただいております。

御心配なのは、やはり発電かと思えます。これにつきましても、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書を平成24年12月に共成レンテムと結んでおります。これについては担当のほうから再度、共成レンテムのほうにお話をいたしまして、今回の大停電、それから今後、もしこういうようになった場合については町と協定を結んでいると、優先的に機材を調達すると、そういうような確約をしておりますので、最低限度の今回の補正となったところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 先ほど私の答え方がちょっとまずかったようで大変申し訳ございません。病院の一般会計からの繰入金でございますが、こちら先ほど申し上げましたとおり総務省の繰入基準に基づきまして、当町としては繰入基準内の繰り入れを行なってきたところでございますが、その中で繰入基準は救急医療の確保に要する経費や保健衛生、行政事務に関する経費、リハビリ医療に要する経費と多々渡っておりまして、その中で各計算方式等がございまして、その中で各繰入基準が決まりまして、その繰入基準の中で一般会計から病院へ繰り出しをしているという状況でございます。そうした中で繰入金予算の作成にあたりまして、繰入金につきまして年度当初の予算作成の中で、財政当局との話し合いの中で金額を各々繰入額を決めていって、その総額が年度当初では、収益的収支のほうでは2億8,800万円という繰入額として予算計上してきたところでございますが、この度、新年度収支状況が非常によろしくない状況でございまして、その不足分を調整をするために今回繰り入れを、一般会計からの繰出金の補正を今回計上させていただいたところでございます。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 担当課長さんには相当難しい質問をしたみたいでございますけれども、病院のほうはいろいろ使ってきて、この時期とはいえども必要になったので一般会計から繰り入れると、それは国から示されている基準の中に入っているもので、こういう内容になったということの解釈をしました。それでよろしいかどうか、最後その確認。

それと発電機のことについてはですね、今までのやり方でいけば、今課長なりが言った答弁で結構な部分はあるのです。これはどういうことかといいますと、9月6日、7日に北海道全域がブラックアウトになったと。町民の人たちも2日間、3日間にわたって非常に大変な思いをした。それを今副町長がるる細かく説明いただきましたのを理解はできるのですけれども、こういう補正予算を組むときには、やはり自分の課の部分だけでなく、本別町全体として、もしくは災害対策本部も立ち上げていることですから、そういう中身でこれだけ必要だったと、ですから年度途中でもこういうことを必要なんだということが、町民の皆さんに対しても明るく説明できるのではないかと思いますけれども。その2点について再度。

○議長（高橋利勝） 藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） まず機械の購入にかかわる分ということでございますが、今回の補正。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） まず防災の関係でございます。2回ほど会議を開かせていただきまして、このほかにもポータブルストーブだとかも上がってきています。これについては担当のほうで確認したところ、もう在庫がないと、そういう部分についてはやはり新年度予算に回さざるを得ないものも出てきます。今、新年度予算これから12月中、調整が入ってきます。その中で、住民課担当しておりますけれども、担当を越えてやはり自分の持っている職場、施設については、やはりそういう部分を踏まえながら予算をつくるというふうな形で、今指示をしておりますので、当初予算ではなるべく反映をしていきたいというふうに考えております。

それから病院のほうにつきましては、おっしゃるとおりです。今、収益が少なくて支出が多いという状況なので、今回4千万円の繰り出しの補正をさせていただきました。これは年何回かに分けて、一般会計から全部出しますと一般会計もお金がまわらなくなりますので、年何回か分けて支出をさせていただきますけれども、今回30年度の収支見込みを計算したところ、やはり足りない部分が生じてきた。この原因につきましては、やはり入院患者が減ってきた、10月は37人、今月の頭はちょっとふえてきて四十七、八人入っています。そういうふうな波もありますので、医業収益のほうはちょっと下がってきたと、そういう部分がありまして、今回繰入基準に基づいて繰り入れをしたということで御理解をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号平成30年度本別町一般会計補正予算（第12回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号平成30年度本別町一般会計補正予算（第12回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第77号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第77号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第77号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、人事院勧告等による人件費の調整、時間外手当の増額、複数施設一括省CO2化改修事業、その他のものにつきましては、額の確定及び執行残によるものが主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,218万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、10ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節賃金65万8,000円の増額補正は、準職員の人事院勧告等による給与改定及び、国保制度改正に伴う事務量が増大したことにより時間外手当の増額でございます。



下段の5款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費12節役務費10万8,000円の増額補正は、9月にも増額補正をしました特定健診データ提供がさらに増加する見込みとなったためでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

3項健康管理センター事業費、1目施設管理費11節需用費43万9,000円の増額補正は、燃料単価増により燃料費39万4,000円及び電気使用量増により光熱水費4万5,000円を増額するものであります。

14節使用料及び賃借料2万6,000円の増額補正は、LED照明器具に係る借り上げ料について、健康管理センター81台分を計上するものであります。

続きまして歳入について御説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費分現年課税分の補正は歳入歳出の差額分を計上するものでございます。

3款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金2節保険給付費等交付金の1万8,000円の減額補正は、システム改修費に対する交付見込み額減によるものでございます。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金は歳出で示しました人件費、一般管理費、健康管理センターの施設管理費と健康管理事業の調整分でございます。

以上で歳入を終わらせていただきます。3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正であります。1、追加。これは、複数施設一括省CO2化改修事業の実施に伴い設定するものであります。

事項、本別町複数施設一括省CO2化改修事業設備一式賃貸借、健康管理センター。期間、平成30年度から平成40年度、限度額312万円でございます。

以上、議案第77号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第78号

○議長(高橋利勝) 日程第10 議案第78号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重) 議案第78号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について提案内容の御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,730万3,000円とするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出から御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金17万4,000円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の額が確定したことによるものです。

続きまして歳入について御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、一般会計繰入金を歳入歳出調整により減額するものでございます。

以上、議案第78号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第79号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第79号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯山明美) 議案第79号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金の確定、事業執行見込みによる調整、人事院勧告等による人件費の調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,285万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金34万5,000円の補正は、介護職員の資格取得にかかる経費の一部を補助する介護職員等研修支援事業、及び本町の介護サービス事業所に就職したときに補助金を交付する介護従事者就業支援等事業の増加によるものです。

次の1款総務費3項介護認定審査会費2目認定調査等費13節委託料5万6,000円の補正は、遠隔地及び施設入居者の介護認定調査委託が増加したことによるものです。

次の3款地域支援事業費1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費2節給料3節職員手当等4節共済費、及び下段の2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費2節給料3節職員手当等4節共済費の補正は人事院勧告に伴う増、及び育児休業等による減を調整するものであります。

7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

2目任意事業費13節委託料38万9,000円の減額は、オレンジセーフティネット、

これはスマートフォンアプリを活用した認知症高齢者等検索システムのことです、の全国展開にあたり、厚労省のモデル自治体に選定されたことにより、平成30年度の費用の発生がなくなったためであります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、3款国庫支出金2項国庫補助金3目1節事業費補助金83万円の増額は、平成30年4月施行分の介護保険システム改修に伴う国庫補助金の確定によるものです。

次の7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節地域支援事業繰入金40万7,000円の減額は、地域支援事業の減額に伴う調整です。

3節その他一般会計繰入金42万9,000円の減額は、国庫補助金の確定に伴う事務費分の調整です。

以上、平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第80号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第80号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 議案第80号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金確定及び人事異動、人事院勧告による人件費の調整並びに災害対応電気設備修繕等が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,662万2,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2節給料、3節職員手当等、4節共済費の減額は人事異動等による減及び給与改定等による増、7節賃金の増額は給与改定等による増、飛びまして下段の2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増額は給与改定等による増で、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして中段の一番下、11節需用費78万2,000円の増額は停電対応時の電気設備配電盤改修によるものであります。

最下段の2目介護予防支援事業費13節委託料10万5,000円の増額は介護予防支援サービス利用者の増加によるもの、28節繰出金4万7,000円の減額は前年度繰越金の確定による地域支援事業費繰出額を調整するものであります。

上段に戻りまして、1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金352万6,000円の減額は、歳出で御説明させていただきました事業執行見込み並びに歳入前年度繰越金の増額により調整するものでございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金356万8,000円の増額は、平成29年度決算の確定によるものでございます。

以上で、平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第81号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第81号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第81号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正の概要ですが、給与改定による人件費の増額及び配水管等施設の修繕料の増額、また量水器更新と新規給水による原材料費の増額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億818万9,000円とするものでございます。

次に事項別明細書により歳出から主なものを説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出、1款1項簡易水道費1目一般管理費2節給料3節職員手当等4節共済費は給料改定によるもので、8ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

次に1款1項簡易水道費2目維持修繕費11節需用費126万1,000円の増額は、8月に96万7,000円の増額補正をさせていただきましたが、防除施設の修繕や漏水2カ所の修繕により支出がふえている状況です。さらに漏水修繕2箇所と美里別簡易水道の減圧弁故障による修繕をするための補正でございます。

15節工事請負費中の美里別簡易水道配水管工事420万6,000円の減額は、町道美里別川沿道路改良工事の工事延長の減によるものでございます。

16節原材料費、量水器2万5,000円の増額は量水器更新工事に伴うもので、数量の

精査によるものでございます。

そのほかのものは執行残による減額となっております。

下段2款1項1目給水工事費16節原材料費、量水器6万4,000円の増額は新たに水道に接続する使用者増に伴う量水器の購入によるものでございます。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります、1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金95万9,000円の減額は歳出で説明いたしました町道改良工事延長減による工事負担金の減額であります。

3款財産収入2項財産売払収入1目1節物品売払収入7万5,000円の増額は歳出で説明いたしました新たに水道に接続する使用者増に伴う量水器の増と、平成29年度の更新工事等で発生しました鉄くず売り払い額の確定による増額でございます。

4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金63万1,000円の減額補正は、収支の調整によるものでございます。

5款1項繰越金1目1節前年度繰越金177万6,000円の増額は前年度の繰越金の確定によるものでございます。7款1項町債1目1節簡易水道事業債470万円の減額は水道管移設工事及び機器更新工事の執行残によるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1、変更は、起債の目的、簡易水道事業、限度額1,780万円を1,310万円に改めるもので、内訳としましては、水道施設移設事業が事業量減により330万円が0円に、水道施設更新事業が執行残によりまして1,450万円が1,310万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上、平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

石山憲司議員。

○4番（石山憲司） 1点確認させていただきたいと思います。7ページの15節工事請負費で、美里別簡易水道の配水管工事についてでございます。当初は534万円ではなかったかと思いますが、執行残ということは、執行は113万4,000円ということになるかと思いますが、これ長さ181メートルで、それだけで金額113万4,000円で執行できたのかどうか確認させていただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） お答えいたします。この工事はですね、町道の美里別川沿道路改良に伴う舗装工事に伴う水道管移設工事として、当初ですね、工事延長が181メートルを予定をしておりました。道路工事の事業費が落ちたことによって、道路改良

工事も延長も減りまして、水道管の移設工事が21メートルと短くなりましたので、その分減額補正しております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第82号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第82号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第82号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正概要ですが、国庫返還金確定による増額及び給与改定による人件費の増額、公共下水道交付金事業の交付額決定による減額でございます。また個別排水事業で設置する浄化槽の人槽が大きくなったことによる増額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,282万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,110万円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から主なものを説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出の1款総務費1項総務管理費1目一般管理費23節償還金利子及び割引料12万円



の増額は、平成29年度の機器更新工事により取り外した機器の鉄くず売払い費の国庫補助金返還金額の確定によるものでございます。

下段、2款土木費1項下水道費1目下水道新設費2節給料3節職員手当等4節共済費は、給与改定などによるもので、8ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略をさせていただきます。

次に、15節工事請負費2,304万4,000円の減額は社会資本整備総合交付金事業の国費の交付決定額の減額による事業調整および執行残による減額となっております。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費118万1,000円の増額は、14人槽を予定していた物件が、住宅規模の変更により16人槽に変更になるため、増額し対応するものでございます。

そのほかのものにつきましては執行残による減額となっております。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります。3款国庫支出金1項国庫補助金1目土木費国庫補助金1節下水道費補助金1,436万9,000円の減は社会資本整備総合交付金事業の交付決定額の減額によるものでございます。

4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金426万円の減額は歳出で説明をいたしました執行残によるものと繰越金の増額による収支の調整によるものでございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金300万7,000円の増は前年度の繰越金の確定による増額でございます。

7款1項町債1目土木債1節下水道債720万円の減額は事業量の調整によるものでございます。

次に3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正。

1、変更は、起債の目的、公共下水道整備事業の限度額3,710万円を2,810万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額2,050万円を2,230万円に改めるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

石山憲司議員。

○4番（石山憲司） それでは先ほどと同じく15節工事請負費の中の処理場機器更新の減額について確認させていただきたいと思っております。当初7,600万円であったかと思っております。これでいきますと執行は1,537万2,000円ですね。明細のほうでいきますと、受電盤や変圧器盤その他機種の変更ということになっていたかと思っております。これは前段の

歳入のほうの交付金減に伴う事業縮小といたしますか、機器をやめたということで、これだけの減額ということで理解してよろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 御質問にお答えいたします。当初ですね、一応国のほうに要望していたのは、事業費として8,180万円を要望しておりました。国費としては4,470万円を要望していたのですけれども、内示額のほうで減額になりまして3,033万1,800円ということになりまして、その分で事業量を落としております。当初予定していた機器も数台次年度にしまして。一部の電気の盤をやっているものですから、うまく調整はできないのですけれども、その中で、やれる分で支障がない盤を更新しております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時46分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第15 議案第83号

○議長（高橋利勝） 日程第15 議案第83号平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長(大槻康有) 議案第83号平成30年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正概要ですが、給与改定による人件費の増額及び燃料費の増額、薬品費の増額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成30年度本別町水道事業会計予算、以下、予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益第2項営業外収益は143万6,000円を増額補正して、収入の総額を1億6,592万4,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費第1項営業費用は143万6,000円増額補正し、支出の総額を1億6,592万4,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中5,901万7,000円を5,869万3,000円に、5,757万7,000円を5,727万6,000円に、144万円を141万7,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は32万4,000円を減額補正し、支出の総額を6,099万3,000円とするものでございます。

予算説明書により主なものについて説明をいたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

収入の1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金143万6,000円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

支出の1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費の燃料費9万円の増額は燃料単価高騰によるものです。

薬品費141万3,000円の増額は、取水の河川におきまして例年より雨の雨量が多く河川の濁度が高い日が多かったため、薬品の使用量が増加したことによるものでございます。

そのほかの減額につきましては執行残によるものでございます。

次に1ページにお戻りください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、第4条、予算第10条に定めた職員給与費を給与改定などに伴い19万2,000円増額補正し、4,000万8,000円に改めるものです。9ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略をさせていただきます。

他会計からの補助金は、第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を143万6,000円増額補正し3,351万1,000円に改めるものでございます。

たな卸資産の購入限度額は、第6条、予算第13条中516万3,000円を666万6,

000円に改めるもので、主に薬品費の増額によるものでございます。

以上、平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第84号

○議長（高橋利勝） 日程第16 議案第84号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 議案第84号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入では、上期実績に基づく入院及び外来収益の決算見込み、収益的支出では経費の調整。また、収益的収支及び資本的収支で複数施設一括省CO2化改修事業による費用の追加が主な内容でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を1億

790万3,000円減額、第2項医業外収益を2,562万9,000円増額し、収益の合計を10億5,368万2,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を5,146万5,000円減額、第2項医業外費用を58万1,000円増額し、費用の合計を12億5,289万6,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文かつこ書き中、3,398万3,000円を3,399万円に、3,168万8,000円を3,169万4,000円に、229万5,000円を229万6,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を8,000円増額し9,170万3,000円に、支出の第1款資本的支出を1万5,000円増額し1億2,569万3,000円とするものであります。

第4条債務負担行為ですが、2ページをお開きください。債務負担行為をすることができる事項は本別町複数施設一括省CO2化改修事業設備一式貸借で、本別町国民健康保険病院の利息分とリース債務分、期間は共に平成30年度から平成40年度まで、限度額は、利息分が1,990万6,000円、リース債務分は5,153万5,000円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与を1,105万3,000円減額し7億7,861万1,000円とするものであります。

第6条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を1万7,000円減額し654万5,000円、基礎年金拠出金公的負担経費を15万4,000円減額し1,681万円とするものであります。

第7条、たな卸資産の購入限度額ですが、1億9,641万4,000円を1億6,496万4,000円に改めるものでございます。

次に5ページ、6ページをお願いします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1億593万5,000円の減額、及び2目外来収益1,657万円の減額につきましては、上期の実績を勘案し補正するもので、当初予算と対比いたしますと、入院は1日平均患者数で約10.1人減の39.9人、また、外来の1日平均患者数は約15.7人減の174.3人で、共に現行予算を下回る状況と見込まれる事から、今回減額補正とするものであります。今回の補正後数値を、前年度決算と比較いたしますと、入院では7,276万9,000円の減、外来では、1,156万1,000円の減で、入院・外来収益の決算見込み額は、8,433万円減の6億3,868万5,000円となる見込みでございます。

3目その他医業収益3節一般会計負担金1,752万4,000円の増額及び一番下段の2項医業外収益3目負担金交付金1節一般会計負担金2,580万円の増は、入院・外来収益の決算見込みの状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰入れを行うものであ

ります。また、1段戻りまして、2目他会計補助金1節一般会計補助金17万1,000円の減は、退職手当組合事前納付金及び基礎年金拠出金に要する経費の一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次に7ページ、8ページをお願いします。

収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費1節給料616万5,000円の減額は人事異動等による減額、2節手当432万8,000円の減額は人事異動及び制度改正等によるものです。

2目材料費1節薬品費2,912万3,000円及び2節診療材料費479万2,000円の減額につきましては決算見込みによるもの。

3目経費2節報償費123万3,000円の減額は、医師の休暇、学会、出張等の日直、当直依頼件数の減少によるものです。

7節光熱水費84万3,000円の減額は決算見込みによるもの。

8節燃料費245万5,000円の増額はA重油の単価の上昇による決算見込みによるもの。

13節賃借料247万円の減額、14節通信運搬費14万円の増、15節委託料454万6,000円の減は、決算見込みによる調整を図ったものです。

一番下段、2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費3節リース債務支払利息58万1,000円ですが、複数施設一括省CO2化改修事業の債務負担行為に伴う利息分でございます。

次に9ページ、10ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。複数施設一括省CO2化改修事業により、収入では、1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金で建設改良費に係る調整を行い8,000円の増。

支出では、1款資本的支出1項建設改良費4目リース債務支払額1万5,000円ですが、債務負担行為のリース債務分でございます。

11ページ以降に給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 先ほど一般会計の部分で質問したことになりますので難しいことは申しませんが、5ページの入院患者数と通院患者数で、今説明がありました。これ年度途中で見込みということでの、それは理解いたしましたのですが、最終的に39.9とかという数字でございますけれども、具体的例として29年実績で何千何百人、今このままいくと何ぼ減るから何千何百何十人というのがわかればですね、そういう比較のほうがわかる

ものですから、その分を教えていただきたいということと、入院患者さんが減ったのと通院患者さんが減ったのと、大きな機械を買ったとか修繕したとかという部分も、これは見込みで考えられることもあるかと思うのですが、その辺もしあればお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいまの大住議員の質問にお答えいたします。まず30年度決算の見込みと29年度の決算の比較でございますが、まず入院患者数につきましては、平成30年度39.9と私先ほど申し上げましたが、前年度の決算は47.3人ということで対前年7.4人の減となっております、1日平均患者数は。入院患者数ですが、30年度の決算見込みは、述べ患者数で1万4,564人を見込んでおります。昨年度29年度の決算の入院患者数ですが、1万7,273人ということで、2,727人の減を見込んでおります。続きまして、外来患者数の30年度今回の決算見込みですが、4万2,169人を見込んでおまして、前年度29年度の外來患者数は4万4,384人ということで、こちら2,215人の減を見込んでいるところでございます。

昨年は電子カルテの購入と大きな機械の購入ございましたが、ことしはそのような高額な機械は予定しておりません。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 町民の皆さんが、あつてはならないことですが、事故とか病気で大変重要な病院でございますから、運営も大変かと思えます。今1年間のニーズでいきますと何千人単位ということでございます。皆さんが努力されていることは重々わかりますが、運営している部分の原資は全部税金でございますから、注視されている部分でございます。このままいきますと約三千弱の1年間の患者さんが減ってきているということでございますから、当然31年度予算についてもこれがベースになろうかと思えます。これは補正予算ですからこれ以上のことは申しませんけれども、さらなる企業努力といえますかね、その辺のこともあろうかと思えますし、今事務長のほうからありましたように、機械、器具の損傷については今のところないということでございますから、その辺職員一丸となって、税金の友好的な活用ということも考えられますが、その辺考え方を、一端をお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私のほうから答弁をさせていただきます。今確かに入院、外来患者数が減をしております。これにつきましては改革プランの中でも職員13名がワーキンググループをつくりまして、本町の国保病院の現在のあり方、それから現場、それから今後等について、熱心に審議をしていただきまして、プランを策定いただきました。その中でもケアセンター、健康管理センター等も連携をいたしまして、諏訪中央病院の鎌田先生を招いて、地域における健康づくりの開催、ことしも5回か6回来ております、そういう部分。それから、医療、介護、福祉全体の研修会等開催をしております。そういう形で、町民の方が病院に行かなくても、自分の所で病気にかからない、そういうふうな健康づく

りが浸透してきた部分も一つあるのかなというふうに判断をしております。そういう部分で、いろんな部分も交えながら病院運営をしていきたいと思っておりますし、医者も含め、看護師も含め、病院全体として町民に喜ばれる病院運営にしていきたいと思っておりますし、やはり平成12年に太陽の丘に移転をいたしました。地域、保健、医療、福祉というような部分の連携をつくりながら、あそこに病院を持って行きましたので、そういう部分を改めて感じながら病院運営をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、12月5日から10日までの6日間は休会であり、12月11日午前10時再開であります。

これをもって、通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、12月6日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後3時19分）



## 平成30年本別町議会第4回定例会会議録（第2号）

平成30年12月11日（火曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第 1 一般質問

### ○会議に付した事件

日程第 1 一般質問

### ○出席議員（12名）

議 長	12番	高 橋 利 勝	副議長	11番	藤 田 直 美
	1番	水 谷 令 子		2番	柏 崎 秀 行
	3番	梅 村 智 秀		4番	石 山 憲 司
	5番	篠 原 義 彦		6番	大 住 啓 一
	7番	山 西 二三夫		8番	黒 山 久 男
	9番	方 川 一 郎		10番	阿 保 静 夫

### ○欠席議員（0名）

### ○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫	副 町 長	大和田 収
会 計 管 理 者	花 房 永 実	総 務 課 長	村 本 信 幸
農 林 課 長	菊 地 敦	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美
住 民 課 長	田 西 敏 重	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸
総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄	教 育 長	佐々木 基 裕
教 育 次 長	久 保 良 一	社 会 教 育 課 長	阿 部 秀 幸
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	坪 忠 男	農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸

### ○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷺 巢 正 樹 総 務 担 当 主 査 越 後 忠

○議長（高橋利勝） 開会前に、議会広報取材のため、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

次に、報道機関より取材のため、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可することといたします。

開議宣告（午前10時00分）

---

### ◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第1 一般質問を行ないます。

6番大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

冒頭に、本年9月未明に起きました北海道胆振東部地震により亡くなられた方々、被害を受けた方々、現在も避難所生活を余儀なくされている方々、本町においても停電による被害に遭った方々に対しまして、御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、1点目の新年度、平成31年度の方でございますが、予算の編成について伺います。

少子高齢化が進み、人口減少に拍車がかかっている近年、町政運営にも重大な時期を迎えています。本年の天候不順による農業収入減が想定される中での税収の減、さらには近年の動向から、地方交付税の減額が懸念されますが、考え方を伺います。

予算編成を行う上で最も重要なのは、歳入の見きわめが大切です。本町の平成30年度一般会計当初予算約67億円のうち、町税が約9億円、これは構成比でございますが、地方交付税が約27億円、これは41パーセントになっています。新年度に向けての税収と地方交付税の見込みをどのように考えているのか伺います。

さらに、歳出について、以下3点について伺います。

1点目でございますが、急激な人口減少を食い止めるために、雇用を生み出す施策が必要です。商工会などと連携した事業を展開すべきと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

2点目でございますが、現在の高齢化社会に対応するために、特別養護老人ホームの早期建てかえが強く望まれております。お考えはいかがでしょうか。

3点目でございますが、基幹産業である農業の充実を図るため、暗渠排水等の

基盤整備事業と地籍測量の早期実施が必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の新年度予算編成についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、新年度予算編成に向けまして、11月26日に開催いたしました予算編成会議における新年度の財政規模を推計する際に、町税は平成30年度見込み額並みの9億4,000万円程度、また、地方交付税の総額につきましては、平成30年8月に示されました平成31年度の地方交付税の概算要求の概要及び地方財政の収支の仮試算の上限率をもとに、今年度決算見込みの3.7パーセント減の27億5,000万円程度と見込んだところであります。

なお、現時点におきましては、消費税率の引き上げに伴います歳出や歳入の増加が見込まれないことから、今後、総務省、財務省の折衝を経て決定をされます地方財政対策において、新年度の地方交付税の総額や各項目の対前年度の伸び率といった地方財政の姿が示され次第、予算編成に向けて税収、地方交付税等を改めて推計をする予定であります。

いずれにいたしましても、新年度の予算編成に当たりましては、税収また地方交付税とも増収は見込めず、交付税につきましては5年連続の減額という状況でありますので、自主財源の確保が厳しい状況であります。財政調整基金の繰り入れも含めて、適切に歳入予算を見込み、創意工夫による既存の事業の再構築も視野に入れつつ、緊急かつ重要な事業を予算に反映してまいりたいと考えております。

次に、歳出に関する御質問ですが、1点目の御質問につきましては、現在の第6次の本別町総合計画におきまして、主要課題の一つとして、新たな仕事づくりの創造を掲げまして、地域資源を最大限に活用して産業振興を図り、雇用の確保を目指しているところであります。

このことは、移住及び定住の促進、ひいては自主財源となります税収の安定化などに大きく影響を及ぼすことから、変わらぬ姿勢で取り組むものであります。とりわけ商工業者との連携を密にしながら、事業の展開を図るべきものと心しているところでもあります。

また、商工会との連携に関しましては、例年12月に新年度予算要望の際に協議をさせていただいているところでありますが、商工業者等の施策のニーズを把握するとともに、行政側からも高齢化社会を見据えた買い物弱者の利便性の確保、また必要なそれぞれの対策を講じていただけるように働きかけを行うなど、対等な立場で意見交換及び連携をとっているところでもあります。平成31年度予算に関しましては、あす12日に会議を設けて、それぞれ協議をすることとしてい

ます。

また、地元経済の活性化のために、商工会事務局、本別金融協会、また、行政担当者が金融懇談会を定例的に開催するなど、必要に応じて会議を持つことで、中小企業の融資制度の充実を図ってきているところであります。

そのほか、商工会からの要望によって、平成24年度から事業を展開しております起業家支援要綱につきましても、Uターン、Iターン、Jターンのもくろみを含み、新規の地元企業の育成と雇用の確保を目的とするものでありまして、これに関しましてもさらなる制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

人口減少時代を迎えて、厳しい経済環境下であります。ソフト、ハードの両面にわたり商工業振興策を通じて、雇用を生み出す施策を講じてまいります。

2点目の御質問でありますけれども、特別養護老人ホームの建てかえについての考え方ですが、ことしの3月の定例会での小笠原議員からの御質問でもお答えしたところであります。深刻な介護人材不足の影響によりまして、当初計画しておりました平成29年度中の開設は困難となりました。

そのために、平成30年度からスタートしております第7期の銀河福祉タウン計画の期間中は、介護人材確保を最重要課題といたしまして、第8期（平成33年度）に、小規模特別養護老人ホームを整備する方向で協議を進めているところであります。

社会福祉協議会の介護人材確保の状況でありますけれども、町が進めております総合的な介護人材確保対策のうち、平成28年度に創設いたしました介護従事者就業支援等補助金の後押しによりまして、平成30年度には介護職員が5名増加しました。平成31年度には、新たに、また5名の採用を予定しているということでもあります。今後も積極的な採用活動と介護サービス事業の効率的な運営を図りますということで、それぞれ人材を確保し、平成32年度には基本設計から実施設計を含めて行ないまして、秋ごろには建設に着工し、平成33年度の秋を目指して供用を開始するという計画であります。

また、第7期の計画期間の取り組みにつきましては、平成30年7月に仙美里地区に高齢者住宅の陽だまりの家7戸が開設をし、さらに平成31年度には、勇足地区に高齢者住宅7戸を開設する予定であります。自宅での生活が困難になった方への住まいと介護のサービスを提供することで、特別養護老人ホームへの入居する前段の支援の充実を図り、住みなれた地域での暮らしを支えていきたいと考えております。

次に、3点目の基幹産業である農業の充実を図るための基盤整備と地籍測量の早期実施についてですが、基盤整備につきましては、引き続き道営畑地帯総合整備事業として本別町全域を2地区に分けて、1地区につきましては平成31年度、もう1地区は平成33年度からの事業実施、採択に向けて要望の取りまとめ、ま

た施工場所の確認など、計画を協議して進めているところであります。

また、地籍調査につきましては、ことし3月の定例会で、31年度に準備、32年度に着手できるかどうかについて、今年度中に十分検討していかなければならないとお答えしているところでありますが、現在、検討作業を進めているところであります。

ことしの10月には、北海道農政部の地籍担当者と国の交付金などについて協議を行なってまいりましたが、国は都道府県に対し、平成28年度より地籍調査の重点対象を社会資本整備、防災対策など4分野に設定をして、重点方針を踏まえた配分計画とするように求めておりまして、既に事業を実施しております市町村の状況等も把握しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、質問の答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） ただいま答弁をいただきましたが、何点か再質問をさせていただきます。

まず、歳入の関係でございますけれども、税収が9億4,000万円、交付税が27億円ということですから、今年度当初とは見込みでございますけれども、遜色がないような数字というふうにお聞きしました。それで、特に事業展開等々によっては、所管事務調査等々でもお話をいただいておりますとおおり、大きな事業展開することによって、特別交付税の今2億何がしありますけれども、その辺についても交付税措置ができる部分もあるように感じます。

したがいまして、予算編成会議も先月下旬に終わっているようでございますけれども、職員の方々、一丸となって1円でも多く歳入をふやしていくというのが基本でございますし、税収が9億円ということでございますから、そんなに遜色がないということは、ことしの出来秋を迎えた農業関係についての税収、また人口減について、特別交付税、普通交付税にかかわる部分が、1年間200人ほど減っているということで、マスコミ報道等もありますけれども、それらについて算出する段階で大きな人口減少が影響しているのかしていないのか、その点を再度質問させていただきたい。

それと、歳出の関係でございます。

商業関係については、商工会等々連携し協議していくのだということで、これは最もな話だと思いますし、商店が活性化しないことには、町民の皆さんの生活も著しく難儀するのも当たり前のごとでございます。

町長のほうからも御答弁でありましたように、起業家支援ということでのお言葉が出てまいりました。これは起業家支援は、起こすほうの起業支援なのか、それとも3,000万円を限度とした誘致した企業のほうになるのか、両方とも兼ねてのお話なのか。もし、起こすほうの起業家支援ということであれば、過去何

年か実績としてあると思いますけれども、それらにおいてどのぐらいの数、300万円限度ですね、交付しているのか、そしてそれらの成果がどうなっているのか。これは当然、通告してありますものですから、お答えもそんなに難しくないのかなと思います。

それと、3,000万円を限度に企業の支援ございますですね、それについては何回か一般質問させていただいてございますけれども、木材会社が来たときに、20数名の雇用を生むということだったのですが、何年か前に質問させていただきますと、本別町に籍を置いている方が8名、10名というようなお話でございました。現在、その点はどういうふうになっているのか、お話を賜りたいと思います。

それと、2点目の関係でございますが、特別養護老人ホームの関係でございます。

これは、町長の答弁で33年秋にはというお話でございました。もう来年31年度始まりますから、調査設計していろいろしていくと思いますけれども、町民の皆さんの中には、ほとんどの方がそうだと思いますけれども、どのような規模の老人ホームが、どういう形で、どこに建っていくのだろうと。今の老人ホームは、どのような考え方で置いておくのか。

ということは、今の老人ホームをそのままにして、新しく1カ所建てるのか、2カ所建てるのか、3カ所を並行して稼働させるのか、その辺は全く私ども含めて見えておりません。協議会等、諮問委員会の方々は知っている部分、当然、職員の方々も承知していると思いますけれども、議員協議会にもなかなか細かくおりにきていないという部分でございますから、その辺を再度求めるものでございます。

老人ホーム云々については、今、住所地特例で26名の方がいるように報告受けてございますけれども、この住所地特例でございますけれども、本別町の施設に入れないと。したがって、他の町村の本別町以外の施設に入る方の部分において、町村負担分を本別町が負担していると。10万円の施設料がかかれば、大体1万数千円なりますけれども、その部分を本別町が負担している方が26人いるということでございます。これは永久的に払っていくことになると、1カ月当たり30万円ぐらいのお金で、年間三百数十万円になるということでございます。

これは、本別町に26名とすれば、30名程度の増員をした老人ホームを建てれば、これは誰が考えたって済むことでございます。その辺の考え方をどのように整理されているのか、それをお聞きしたい。

それと、後でまた再々質問させていただくときに、また重なってくることもあろうかと思いますが、それは御容赦をいただきたいと思いますが、3点目の農業

の関係でございます。

基盤整備事業については、担当課のほうでかなり農家の方々のアンケート等も  
とっておりますし、いろいろな形でJAとの協議もしているやに聞いてございま  
す。今、40年、50年前にできた道路についても相当傷んできている部分、こ  
れは農道と称して施工した道路も含めてでございますけれども、今、町道として  
管理している道路でございますが、取り入れた作物が道路が悪いばかりに、きち  
っと搬入もできていない状況、それと暗渠排水。特にことし雨で、農家の方々大  
変な思いをして取り入れていただいたと思うのですが、水がすぐ引いていかない。  
これは大きく言えば、幹川の川であります利別川の河床が高い、川の底が高いば  
っかりに、近隣の耕作地が川より低い状況になっていると。したがって、そ  
の辺の水はけをどういうふうにするのかという、根本的な道路等も含めた基盤整  
備事業をどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたい。

それと、地籍測量でございますが、私、27年と29年ですか、2回ほど3月  
定例会だと思うのですが、質問させていただいてございます。その中で、町長の  
御答弁は、27年のときは31年から着手したいのだというお話でした。今、答  
弁の中にもありましたように、今年度中、平成30年度ですから、今現在ですね、  
中に方向を出したいのだという2回目の質問させていただいたときの答弁でご  
ざいました。その辺をどのようにお考えになっているかということと、昨年、暮  
れだというふうにお聞きしてございますが、農家の方々に地籍測量のアンケート  
をJAのほうで出しております。この部分について、当然、行政のほうで知らな  
いというわけではございませんでしょうから、その辺の農家の方々から回答いた  
だいている部分、回答率何パーセントか承知してございませんけれども、その辺  
の中で地籍測量に対して、どのような思いを持っているのか、もしそういうこと  
を把握しているのであれば、その部分についてお知らせをいただきたい。

以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 細部にわたりましては、担当のほうから答弁させていただ  
きますが、再質問の大枠を私のほうから答弁させていただきますが、まず、予算  
編成に向けての歳入ですけれども、もちろん人口減少も含めてありますから、昨  
年度より3.7パーセント減で見込んでいるところでありまして、税収そのもの  
は昨年度と同じ、当初と同じですね。約9億4,000万円ということで見込み  
ながら、歳入全体については、予算全体は先ほど申し上げましたけれども、3.  
7パーセントの減で見込んで、今、いるというところでもあります。

また、起業家支援の関係ですが、細部については担当のほうから報告させてい  
ただきますが、特に今、この場で申し上げたのは、それぞれ起こすほうの起業家  
ですね、町内に多く、弁護士事務所もそうですし、また司法書士含めて、それぞ

れ新しく本町で起業を起こした方々の支援と、これら含めて商工会としっかり連携をしながら、これを支援していくということでもありますから、また、大きな企業誘致条例に基づいた部分については、担当のほうから答弁をさせていただきます。

次の小規模の特養の建てかえの御質問でありますけれども、当初から銀河福祉タウン計画で、地域住民説明も何度かさせていただいていますし、また、議会の協議会でも説明させていただいているところでもあります。小規模な当初20名は社会福祉協議会で、それぞれ運営を担っていただいて、清流の里に併設してということでもあります。介護人材不足ということで、先ほど答弁申し上げましたとおり、これを先延ばしするというので、その間、31年まで人材確保して、31年度にそれぞれ基本設計、また実施設計含めて32年度から開設をしたいと、こういうことでもあります。その方向に向かって第8期の銀河福祉タウン計画の中でしっかりと位置づけしながら、そのように住民説明含めて実施をしているところでもあります。今の老人ホームの中を50床から49床にするということで、当初20床を社会福祉協議会、また、地域密着型ですから、そういう面ではこの住所地の特例も多いところでもあります。この辺についてはまた別途答弁しますけれども、20床設置した後に29床は、今後の計画として設置をしていく。これは基本的には町で、直接、この運営をしていくという方針を持って言っているところでもあります。

また、御質問にありました今の住所地特例であります。実はそこに26名ということですが、多くは地元に入れられないということですから、うちの老健施設ですね、それぞれが今、その介護人材が確保できないということで、実は80床からかなり減少して運営しているということで、徐々に改革をしているのですが、まだ80床、満度に入っていないということで、そのことも影響しているのかなと思います。そういう意味では26名ということですが、これらを含めてそれぞれこの長期計画の中で変わる姿、それぞれ施設のある姿をしっかりと計画しながら、この中で銀河福祉タウン計画の中で位置づけして、施設整備をしていくということにしています。

3点目の基盤整備であります。基盤整備につきましては、これは北海道のパワーアップ事業から含めて、近年では、それぞれ地域の要望を受けとめながら基本整備しています。畑総の総合事業も一定程度終わって、何度か説明させていただきますが、今、要望を取りまとめて本別町の美里別川を境にして、2地区に分けてそれぞれ事業を実施しているということで、今、申請に向けてそれぞれ必要な手続をしているところでもあります。これについても31年度、また含めて実施をしていくということで、さらに今、その加速をしていっているところでもあります。



地籍の関係につきましては、それぞれ御質問に答弁させていただいているところでありますが、これも今の状況含めて、担当のほうから地籍調査の今の検討状況、検討作業の状況について、それぞれ答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから歳入の関係について答弁をさせていただきます。

先ほど、町長のほうからもありましたとおり、平成31年度の予算編成に向けて、11月26日に開催をいたしました、予算編成会議の中での財政規模につきましては、まだ、地方財政対策、地方財政計画等示されておられませんので、総務省が8月に出しました資料等とともに推計をしております。

税収の関係については、後ほど住民課長のほうから答弁をさせていただきます。

私のほうからは、今、御質問にありました特別交付税の関係について御答弁させていただきます。

先ほども言いましたとおり、特別交付税の関係については、今後、その地方財政対策、地方財政計画が示されまして、普通交付税、特別交付税を合わせた地方交付税の総額が、どの程度の規模になるかというのを見きわめながら、今後、予算編成の中で推計を行っていきます。

特別交付税29年度は、3億2,600万円程度交付をされております。内訳といいますか、交付の方法なのですが、12月と3月に分けて交付をされます。12月分は特別交付税の省令に基づきまして、俗にルール分と言いますけれども、算定される費目、そして特別交付税に算入される率等が明確になっておりますけれども、3月に交付される分につきましては、それぞれ町村の特別な財政需用額を反映をするというので、その特殊財政需用額という部分があります。

これは先ほど大住議員からもありましたけれども、歳入を1円でも多くふやしていくという部分では、私ども、そして職員、この3月の特別交付税の特殊財政需用額にはいろいろな経費、町村で特別必要になっている、例えば具体的に言いますと、本別高校を考える会に対する補助金ですとか、あるいは保育料等は無償化したことによる影響額ですとか、そういったものを計上しながら提出をしております。

なるべく多く、この特殊財政需用額に反映させられるように今取り組んでいるところですし、具体的には年明けにこういった基礎数値の報告が始まりますので、その中で考えられる部分については、しっかりと計上していきたいというふうに考えています。

人口減少の影響の関係でございますけれども、普通交付税を算定する際、今、人口の基礎数値となっているのが、平成27年度の国勢調査の人口がベースとなります。交付税算定の場合は、この人口が基礎となりますので、今、毎年、例え

ば人口の影響というのは、直接影響はしないという状況です。ただ、次が32年度が、国勢調査年度になりますので、また、そこで人口減少があれば、当然、その分が大きく影響をしてくるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 町税につきまして、私のほうから説明させていただきます。

平成31年度の町民税につきましては、大住議員の言うとおりに、天候不順により町民税のほうが減額されると考えております。その分固定資産税が農業関係会社が新設され、設備投資がされていますので、そちらが増額すると考えておりますので、現時点では平成31年度の町民税につきましては、平成30年度並みと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 答弁、高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員から御質問ありました商工業の関係でございますけれども、1点目にありました、起こすほうの起業のほうでございますが、町長答弁からありました、24年度から起業家支援要綱に基づく事業を行っております、これは29年度までの決算までの数字でございますけれども、新たに事業を開始した方が23件、そしてこの支援要綱を使って新製品開発をされた方が13件ということになってございます。

それから、企業誘致条例、これは一般企業のほうでございますが、先ほどありました木工所の関係が御質問にありましたけれども、こちらのほうの今、雇用の状況でございますが、今現在、本別の工場で23人の方が雇用されているという状況になってございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 特別養護老人ホームの関係の部分について御説明を申し上げます。

先ほど、町長の答弁にもございましたように、今後の老人ホームの整備計画につきましては、ことし3月の議員協議会でも御説明をさせていただいております。1カ所目につきましては、平成33年度の供用開始を目指して社会福祉協議会が20床で、清流の里に併設した形で、開設を進めていくということになっております。

1カ所目が、20床が開設した段階で、現在の特別養護老人ホーム50床のうち20床は、閉めさせていただくという予定になっております。

また、2カ所目の小規模特養の基盤につきましては、今後の状況も見ながら、

どういう形で、どこにするかということが検討させていただくということで、計画を立てさせていただいております。

あともう1点、住所地特例の件ですけれども、住所地特例、今、26名の方が町外の施設にいらっしゃるという状況になっておりますが、詳細をもう少し分析してみますと、町外の特養に出ておられる方が8名です。それ以外の方につきましては、サービスつき高齢者住宅ですとか、ケアハウスですとか、有料老人ホームというところに入っておられます。

この方々の多くは、どちらかという介護度がまだ1、2とかというような特養に入所以前のレベルの介護度の方が、住宅系の施設に入っておられまして、その理由といいますのが、ちょっとひとりで住むのもだんだん不安になってきたとか、この機会に家族の近くにいるところで、住まいも含めて暮らしの場を求めていくというようなことで移り住んでおられる、そういう状況になっております。

なので、特養自体の住所地特例で、他町の特養に出ておられる方というのは、2年前に調べた数では7名でしたが今回8名なので、それほど大きく変わっていないです。数的にふえているというふうに見えるのは、平成27年の法改正の制度改正のときに、サービスつき高齢者住宅も、住所地特例の施設に見なしますということで、制度が変わったことによってサ高住、サービスつき高齢者住宅に入っている方がぱっとふえた分が、積み上がっているというような状況にあります。

あと、30名ほど出ているのであれば、30名を増員した特養をつくれればいいのではないかとというようなところでございますけれども、特養自体のベッド数の考え方というのは、北海道の高齢者保健福祉計画ですとか、介護保険事業の支援計画、道が北海道全体を見て、これからの高齢者人口の伸びですとか、あと地域的なバランスの中で、特養この地域はまだ少ないとか、この地域は過剰であるかというようなことも判断しながら、全体のベッド数を決めていきます。

なので、そこに新たにふやすということになったときに、本別町としては、これからこんなに、高齢者人口がもっともってふえて、特養が道全体の中から見ても、足りないよというような状況があるということが認められないと、ベッドをふやしていくということにはならないです。多分、計画策定のときとかにも御説明を申し上げていると思いますけれども、後期高齢者のピークが平成37年を予測しているということで、あと10年、10年少しが、本別町の介護の一番大変な時期になってくるかなと思っています。

それを特養で吸収するのがいいのか、なるべく特養ではなくて、住宅に近い環境の中で過ごしていただくのがいいのかということ考えたときに、介護保険料の問題もあつたりしまして、できれば今期、7期の計画の中で、高齢者住宅の整備をさせていただく計画でありますけれども、在宅の介護サービスを使いながら、在宅という環境の中で見守りとか、簡単なケア、食事の提供を受けながら、ある

程度の介護度まで過ごしていただいて、本当に重介護になったときに特養のほうに移っていただくという、そういうような考え方で本町といたしましては、福祉の基盤整備を進めていっているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 3番目の基盤整備絡みの農道の関係の御質問でございますけれども、農道の傷みの激しい部分の道路整備ということでございますけれども、現在、農道等管理しているのは本別町が1路線になっているかと思えますが、それ以外は町道の管理ということになってございます。

今現在、第6次総合計画をもとに、町道の整備は進めてきておりますので、今後も社会資本整備事業、また、町道の補修工事、また、直営の道路維持補修工事で進めていこうかなというふうに考えております。

また、今後、道営事業、単独だとかそういうもの含めまして、農道整備ができないのか、その辺も協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 私のほうからは、質問にありました暗渠排水整備にかかわります河川高、いわゆる利別川の河川の河床の掘削計画についてですが、利別川の掘削につきましては、池田の河川事務所のほうで掘削計画を立てながら、随時実施をしていますけれども、ちょうど平成28年の台風の影響で、それまでは下流のほうから掘削作業を進めてまいっておりまして、池田町の市街地ぐらいまで到達をしていたという状況にあります。ただ、その台風の影響によって、また土砂の流入等含めてありまして、再度、池田河川事務所のほうで調査測量を実施をして、新たにきちっとした掘削計画をというふうに、こちらのほうでは聞いております。

ただ、先ほど答弁の中でお話ししたとおり、本別地区31年から暗渠排水の事業含めて基盤整備事業を実施する予定ですので、基本的にはそういった掘削の早期実施に向けて要望を出しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 郡農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（郡 弘幸） 私のほうから、先ほど地籍調査の農業者に対して今年の12月ころ、農協さんだと思ふ、調査を把握しているかという御質問ですが、農協さんではなく、多分、私ども農業委員会が行った地籍調査に関する意向調査のことだと思います。

その件に関しましては、今年の11月下旬に郵便で認定農業者、新規就農認定農業者、合計257戸に郵便で、A4、1枚のものを地籍調査の簡単な説明文を

つけまして発送しております。提出先を農業委員会、あと農協さんの協力を得まして、農協へ行ったついでに、農協さんの営農振興部の経営課のほうへ出していただいても結構です。あと、FAX等で回答お願いしたいということでお話ししました。回答あった方は70名、回収率は27パーセントとなりました。

それで、地籍調査を実施すべきという方が、53人の76パーセントということでした。ただし、調査対象は257名ですから、全体の250名に対する実質回答割合が21パーセント、5人に1人という形になりますし、4分の3の方が回答はないということは、地籍調査にちょっと関心がないのかなというふうにも受けとめられるとっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 各担当から何点かずつ再答弁いただきましたが、歳入の件で1点。

特別交付税の関係で、担当課長のほうからありましたが、ことしの冒頭に私のほうで話させていただきました。ブラックアウトによる停電の関係でございしますが、災害対策本部を1日おくれで作りましたけれども、その中でのかかった経費等々については、国のほうに要望をしていったら、私としては幾ばくかわかりませんが、そういう考えがあるのか、また、現実的にそういうことは済ませているのか、その辺だけお聞かせいただきたいということでございます。

税収は前年度並みで、ちょっと下がるのではないかという見込みを伺いましたので、それはそれとして仕方のないことだというふうに思っております。

それと、歳出でございますけれども、歳出の商工業の関係でございます。

先ほど、質問させていただいたのは木工所と申しますか、木材関係の企業に雇用している方が何名ですか、答えは23名でしたか、いただきましたが、本別町に籍を置いている方が何名かと、お聞きさせていただいたのです。その辺を誤解のないように、再度お願いしたいと思います。

それから、問題の特別養護老人ホームでございますけれども、これは担当のほうからも町長のほうからも答弁ありましたが、住所地特例、これはなかなか町民の方々に難しい制度でございまして、担当の方々は深く理解はしていると思うのですが、私どもも何回聞いてもなかなか理解できないところが、ただ1点だけ言えることは、本別町外に出た方が町有施設に入ったとして、その部分の町村負担分を本別町が払っているということですよ。10万円の入所料だとすれば、大体1万二千何がし払っていることになる。

これが、先ほど細かく説明ありましたが、介護施設があつちだからこつちだからということではなくて、町民の皆さんからの考えでいくと、50名の今、老人ホームを運営していて、アメニティと民間の部分も二十数名入っていると。

それでなおかつ待っている方が7名、数名、10名ほどいると。それで、また住所特例で26名いるということになれば、誰が考えたって30名ほど足りないのではないかというのが、一般的な考え方です。

それを、先ほど来からお聞きしていますと、北海道が決めたからとか、一部の福祉関係の協議会、諮問委員会等々で決めたからということでございますけれども、町長の冒頭の答弁では、33年にはオープンしたいというようなお話でしたですね。それが、一定の折に触れて福祉計画だとかというのを我々聞いてございますけれども、その中だけ聞いているのは当然報告を受けていますけれども、老人ホームとして20人の地域密着型を、先に社会福祉協議会が建てるとしたら、今の老人ホームは50人、満杯入っているはずですから、20人を減らして30人で当分運営していくという考え方というのは、余り細かくは報告は受けておりません。ですから、そういうことをこういう機会に、町民の皆さんが入っていったときにきちっと説明をして、町民の皆さんの理解を得ていくというのが、これは丁寧な行政の運営の方法ではないかと、私は思うのですね。

何というのでしょうか。町長の諮問機関の方々から、オーケーだよ、いいですよと言ったからという、議会にも介護計画の第8期、7期を説明しているのだからいいのだということであれば、担当として、町長もそうでしょうけれども、それでいいのでしょうかけれども、私どもも負託を受けている立場の人間ですから、やっぱり細かくお聞かせいただくことは、細かくお聞かせいただきたい。その辺、地域密着型で20名、その後の29名については、まだ未定だということでございますけれども、私にお話させていただくと、未定で49人、50人、1人足りないから建てかえみたいなのですと、これを2カ所にする。介護保険料の話も担当から出ましたが、施設をふやすことによって、介護保険料も上がっていく可能性もあるということになってくれば、もうちょっと吟味してもよろしいのではないですかということなのです。そのようなお考えがあるかないかを、再度お聞かせいただきたいということでございます。

農業の関係については、地籍の関係でございますけれども、基盤整備の部分については大体理解しました。

地籍の関係でございますけれども、平成27年に私が質問したときには、31年度から着手するということだったのです。これは会議録開示してもよろしいですけれども、それはどういうふうにお考えで変わったのか、その後に私が再度29年だったですね、質問したときには30年度中に方向性を出すという、町長の答弁いただいています。

この地籍の問題について、どのように考えているのか、いつまでも何年たったらやるとか云々でなくて、基本的に農業関係者の方々が待っておられる集積事業だとか、いろいろな農業政策を展開していく上で、最重要な施策だと思うのです

ね。この辺をJAとの協議も当然出てくることでしょうし、いろいろな部分出てくることになっておりますけれども、議会の答弁で31年度からと申しただいで、その後に31年度、30年度中にはということでございますから、私としては来年の予算で調査設計の基本設計ぐらいは、盛り込んでいただけるのかなと思っているのですけれども、その辺、再度連絡をいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 今、御質問のありました胆振東部地震の関係の経費の部分でございます。

これらにつきましては、既に報告を終わらせております。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員より御質問ありました木工所の雇用人数の内訳ということでございます。

23名、雇用されておりますが、今、本別在住の方が8名ということになってございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 特養の部分について御質問にお答えしたいと思います。

大住議員おっしゃるように、やはり住民の皆様にきちんと知っていただいといるところは、非常に大事なことだというふうに私たちも考えております。今回、第7期計画を策定に当たりまして、2月1日号の広報にどういう概要であるとか、ホームの建てかえについては、こういう考え方で進めますというような記事を出させていただきました。

また、2月には町内仙美里、勇足、本別、3カ所におきまして、住民説明会も開かせていただいております。夜間なので、なかなかそこに足をお運びできない方もいらっしゃるというのは、重々承知しておりまして、もし地域ごとですとか、団体ごとで説明をしてほしいという御希望、御要望がある場合には、お答えしますというようなことで、対応をしてくているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 郡農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（郡 弘幸） 私のほうから、前回質問されました答弁書、21年3月議会を見ているのですけれども、31年は予備調査等入れるように、それに向けて私どもも前向きに進めてまいると考えておりますというふうに、町長のほうは答弁書になっておりますし、その後、確定的にいつからやるというのは、まだ、これからもいろいろ協議していかなければならないということで、途中で頓挫しては大変だということですので、慎重にゴーサインができるかどうか

検討していきたいというふうに答弁書がございます。私どもが持っているほうは、そうっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 3回目になりますけれども、特別養護老人ホームのことは、堂々めぐりになりますので、最後にこの部分についてお聞きしたいのは、これからあと2年、1年半あるとしても、町民の皆様是相当細かく説明していくべきだと思いますが、その辺についてどのようにお考えになっているか。

それと、先ほどの企業の関係でございますけれども、一般企業の23名の雇用がいて、本別町が8名で、これは前聞いたとおりで、そんなに変更がないということでございます。起こすほうの23件あって、13件ということですね、23件、24年からやっている部分で。その部分で限度額300万円ですから、200万円とかいろいろあると思いますけれども、成功しなかった例もあると思うのですが、1件成功しなかったという例でよろしいのでしょうか。

この部分で雇用が生まれたということを担当として、つかまえているのかどうか、起こすほうの起業支援した部分で。これ税金で出しているものですから、これはただ起業起こしますで200万円、300万円出して、それで終わるということはないと思うのですが、その効果といいますか、その辺がどうなっているのかお聞きしたいということでございます。

それと、農業関係の地籍でございますけれども、今、担当のほうから、答弁書を読んでみるということでございますが、それは議会の会議録ですか、議事録ですか、その辺を。答弁書はあくまでもそちらの資料ということで、我々捉えていますので、会議録であれば会議録の何ページにということ、議会の局長なり議長の許可を取って発表してください。もしそれが違うことであれば、今、休憩とっていただいて、会議録精査したいと思います。

以上。

○議長（高橋利勝） 郡農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（郡 弘幸） 申しわけありませんでした。私の言い間違いです。答弁書でなくて会議録の写しを請求しまして、私の手元に持っている資料でございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 起業家、いわゆる起こす方の状況ということで、再度御質問受けました部分でございますが、23件これまで起業された方で、うまくいかなかったということでございますが、これは1件ございまして、残念ながら今、継続して事業をされていないということでございます。



雇用の関係でございますけれども、24年度からこの事業やっております、恐らくいろいろ増減あるかと思っておりますけれども、今のほうでつかんでいる計画含めての実績でいきますと、39名の方がそういった部分に携わっているということでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

住民の皆様は細かく特養のことを説明していくべきということにつきましては、私どもも、それはとても重大なことだというふうな認識をしております。

いついつ、こういうことをやりますから、来てくださいということだけではなくて、地域の皆様の集まりの中でお声かけをいただいたりですとか、私どもが地域に出向いたときに折に触れて、こういう状況にあるということ、できるだけ説明をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 先ほど、農業委員会の答弁の中で、会議録がどうのこうのとありましたけれども、議長のほうでちょっと議事をとめて、その会議録ちょっと精査していただいけませんか。私が答弁していることと違う答弁なされたものですから、その辺が合っているならいいですし、私は31年からということで理解しているものですから、その言葉が今、後段のほうでいろいろお話になっていきますけれども、その辺精査していただいて、31年からやるという話はしていたのに、今どうなったかと。

それは時代の流れですから、いろいろな流れがあって、それを説明していただければ、私は理解するのですけれども、会議録にどうのこうの載っているものですから、ちょっと時間をとめていただいて、精査していただきたいと思いますが、どんなものでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 先ほどの会議録云々という話は、今、休憩中に会議録を見させていただきました。一定の方向性を出したいということで、最終的にはそうなってございますので、前の質問のときに、31年、32年ということには、ならないようにというように町長の言葉がありました。

それで私はいいのではないかと思います、最後にこの確認はさせていただきたいのが、方向性を出していただかないと進まない部分がございますので、地籍測量については31年着手だとか、いろいろな話をさせていただきましたが、農業の根幹となる地籍測量をいつごろまでに、どのような形でという、その方向性をお示しいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 方向性、一番先の答弁でも申し上げましたけれども、議事録、見ていただいたということでありましたらあれですけれども、当初から、以前の質問から言っているところから言うと、総合計画の中に実は入っていました。そこから始まりましたよね。それで、それが実施できるかできないか、できれば30年、31年度ぐらいに何とか頭出しできるような準備ができないかということで、取り進めてきました。

先ほど答弁しましたように、31年で予備調査含めて実行しながら、そして32年度から、この本調査に入れるかどうかの今、準備作業を検討を進めているということでもありますから、その方向で努力をしていきたいなと思うのですが、その中でアンケートもとりました。そして道との協議もしました。国のそれぞれ財政措置の打ち合わせをしています。そのような中で始めると、今、大住議員もおっしゃりましたように、始まって途中でやめたということになりませんので、そういうことにならないように、どういうぐあいに手順を踏んでいけばずっと継続をできるのかと、こういうことを含めてやっていきたいなというふうに思いますが、それは農業だけではありませんから、地籍だったら全町ですから、特に農業分野はちょうど本町の隣接の町と境界を有しますから、そういう意味ではもちろん先にとということではありますが、それぞれの地区からどうできるか含めて、どのような仕事できるか、今、先進地事例も担当のほうで調査していただいていますし、また、その財源的なことも含めてやっておりますので、できれば31年度、先ほど答弁申し上げましたように31年度で、それぞれ32年度から着手できるかどうかの見きわめも含めて、31年度中に調査の結果を出していきたいと、こういって今、検討させております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 2問目に移ります。

元町職員による汚職事件についてお伺いいたします。

元町職員の汚職事件は、本別町117年の歴史の中で、大きな汚点でございます。本年9月に、最高裁において結審いたしました。新たに町税約16万円の収納が確認されていない事案が報告されました。元町職員による汚職事件との関係についてお伺いいたします。

元町職員による汚職事件は、一昨年6月定例議会において、税の不適切処理が発覚し、同年10月に北海道警察による役場への家宅捜索が行われ、翌年5月と8月に地方税法違反、これは秘密漏えいでございます。また、加重収賄、さらに業務上横領容疑の部分で逮捕、起訴となり、本年3月に札幌高等裁判所において懲役3年、追徴金650万円の判決があり、上告しておりましたが、最高裁より上告棄却となり、9月15日、刑が確定したところでございます。

事件に対し、町民の皆さんの思いや役場職員の皆さんが一体となり、信頼回復に向け取り組んでいる矢先、さきの議員協議会、これは6月と9月の議員協議会でございますが、において町税約16万円の収納が確認されていない事案が報告されました。

事の重大さから、町民の皆さんへの説明はもちろん、監査委員への報告など、対処すべき点が多々あります。この時期に、このような事案が出てくることは、汚職事件の反省や検証をどのように行ったのか、また、今回の事案と汚職事件との関係は、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の2問目の元町職員による汚職事件についての質問の答弁をさせていただきます。

元職員の汚職事件につきましては、今、大住議員から質問のとおり、昨年5月に逮捕されて以降、公判の後、平成30年9月19日に懲役3年、追徴金650万円とする刑が確定したところでありまして、平成30年9月25日付で、最高検察庁検察官から通知があったところであります。

本件につきましては、これまでも述べさせていただいておりますが、町民の皆さんの行政に対する信頼を失墜させましたことについては、改めて深く反省をし、職員一人一人の公正な職務遂行の重要性を感じているところでもあります。

御質問の立件された以外の不明金についての経過であります。本年2月に警察に押収されておりました関係書類の一部につきまして、一時返還をいただいた段階で、町民の方から相談があった案件につきまして調査を行ない、内容を確認した上で、4月に、相談された方への説明を行ない、町の被害として事務処理を取り進め、何かあった場合につきましては、御協力いただけるとの御返事をいただいた時点で、議員協議会で報告をさせていただいたものであります。

その後、7月に警察に押収されておりました全ての書類が返還されましたことから、現在、収納処理の状況などにつきまして、確認作業を行っている段階であります。不明金の算定が終了次第、地方自治法の第243条の2第3項の規定によりまして、監査委員に賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めることとしておりまして、その決定内容に従い、適切な対応をしていく所存であります。

なお、本件と汚職事件の関係につきましては、現時点では、中身まだ確定された事項でありませぬので、答弁は控えさせていただきますというふうに思っています。

以上申し上げて、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 6月議会と9月にも報告を受けてございますけれども、税金のことですから、額の問題ではございません。こういうことが二度とないということで、私どもも議会での町長とのやりとりでは何十回となくお話をさせていただいております。6月の議会で、突然のごとく16万円の云々ということもございましたし、これは決定ではございませんけれども、これからということもお話ありました。したがって、今の答弁の中で後段のほうに、まだ確定していないのでという部分は十二分に理解できます。

今、私どもが聞きたいのは、この段階で16万円という確定されない事案、これが出てきたということは、当然、町民の皆さんが心配するのは、本当にこれで終わるのか。これは町長も細かいことは、現段階で言えないということも、それは当然理解はいたしますけれども、出た段階で監査委員に地方自治法の243条云々ということ、これは当たり前のお話なのです。それを監査委員に報告する内容と、我々議会のほうにも提示いただける内容が同じなのか、また、議会には提示しないよというお考えなのか、町民の人たちになるべく早くということもあるのですが、年明け早々でも年内でも時間が許されれば、細かく説明していくお考えがあるのか、その点を再度お聞きしたいということと、それから、これは16万円の中身でございますが、税ということでございますから、これは町に納める税金で、税にもいろいろ種類がございますけれども、これはどの税金なのか、差し支えがないと思っておりますので、その辺はお示ししたいと思います。

それと、16万円が前の職員と云々ということで、関連性を今申し上げれないということ町長の答弁でありましたのですが、これはこの税金の収納がされていないということが確認された時点で、これは何というのでしょうか。監査委員に報告するのも当然でございますけれども、横領事件になっては大変なことです。今のところ収納されていないということでの事案になってございますので、これは町民の方々の税を納めていただく平等性の観点からいっても、著しく欠如する部分がございますから、この辺について刑事訴追するのか、はたまたそれが許されないとすれば、民事裁判等々で町としての姿勢を示すのか、その辺はまだ確定できない部分があっても、町の姿勢ということですから、それは私のお話をさせていただいている部分での町長なり、執行者側の皆さんの考え方はお示しできるのではないかと思いますので、その点についてお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） これ、今、出てきたということでは決してありませんので、

この一連の元職員による汚職事件のことが発端で、それぞれ住民の皆さんに不安や何か持っておられる方がということで、実は住民相談をした中で実はということでありました。それが4月に、その相談をいただいたということで報告させていただきましたけれども、ただ、書類が全部警察のほうに押収を、提供しているということでありまして、それが一部返ってきた時点で調査をし、また、ことしになって全部7月にその書類が返還されたということで、その後、その申告に基づきまして、収納処理の状況について確認作業を行っているということで、それぞれ、監査委員にお願いをしながら、その内容に従って、その賠償責任のあるなし含めて賠償額決定するというので、それぞれの監査委員にお願いしていくところでもあります。

これが確定しましたら、関連するかしらないか全くわかりませんが、どちらにしてもこの内容が確定をされれば、それぞれ民事も含めてきちっとやっぱり損害を賠償してもらおう、こういうことも含めて、それは適切な手続をとっていく、こういうことにさせていただくということにしております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 当然、確定できない部分は確定できない部分あると思う。前の議員協議会でも確定次第、町長のお言葉で、これ会議録開くまでもなくお互いわかっていることですから、監査委員に出す部分と同じものを議員にも出すのかというお話をさせていただくと、当然出すということだったので、あと職員の方が、今、本当に大変な思いして調べていると思いますが、それがおおむねいつごろになるのか。

それと、これは想定の部分になるかもしれませんが、16万円以外にも、調べて見ないとわからないということになるろうかと思いますが、その点はどのように今この段階で把握しているのか。

それと、元職員が同じ手口でやったとしたとしたら、職員の、副町長も住民課長やっておられたから、十二分にわかっていると思いますけれども、不納欠損処理だとかそういう部分での処理が行われたとしたら、これは重要なことになるものですから、その辺は先ほど町長の答弁で、監査委員には報告するというので、議会という言葉出てこなかった。町民の皆さんへという言葉もなかったものから、この辺は再度どのように考えているかということと、お示しできる時期といますか、それがいつごろを考えているのか、再度求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 示す時期につきましては、こちらとしては、監査委員への賠償責任の有無については、年明けの1月には遅くても行ないたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 今、担当のほうからお話がありましたのですが、監査委員の方に、この内容を町で調べた部分を監査委員のほうに地方自治法の243条に基づいて、こうこうこういうことで税金が何々税、町民税、固定資産税、国税も入るのか入らないのか、そういうことも含めて監査委員に報告するというを今お話になったのか、その辺をもう1回確認をさせてください。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私のほうから答弁をさせていただきます。

今、担当職員が16万円程度の確認、そのほかについても精査中でございます、今の年末に係る他の業務と重なりまして、どうしても1月中まで延びてしまうということで御理解をしていただきたいと思います。今、課長答弁していますので、1月中。

確定いたしましたら、当然、監査委員のほうには提出いたしますし、あわせて議員協議会の中でも、それは説明をしていきたいというふうに思っております。それが、監査委員の確定になりますので、それがはっきりわかった段階で、町民の皆さんには、広報等では知らせていくべきかというふうに考えております。

あと、その手口が同じかどうかという、不納欠損処理をしていたのかという部分についても今現在精査中、調査中でございますので、それについても確定次第、皆さんのほうには報告していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 今、精査しているということでございますから、どんな手口でということは、大体、担当の皆さんやら幹部職員の皆さんはわかっていますから、公の場所でなかなか言えない部分があるかと思えます。

私が言いたいのは、監査委員のほうに出してから、議会にも出して、その中で町民の皆さんへも説明するというので、今、御答弁いただきました。そんな中で16万円以外にも、これは議員協議会でも出ている部分かというふうに、私は認識しているのですけれども、この辺はどのように状況としてなっているのか。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 今、ほかの税の話ということなのですが、今現在、確認中でございますので、この場所ではちょっと控えさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 議員協議会で、それなりの話が出たということでの私は前提で話ししている。この本会議の一般質問の中では、確定されていることではないからお話できないということの御答弁かと思うのですが、どういうことなので

しょうね。ある程度調べてきているから、わかっている範疇でお話いただいて何ら構わないと思うのですが、その額がどうしたということではなくて、おおむねこのぐらいだということを出ているのであればお話いただいても、今、傍聴の方も来て税金の行き先がどうなったかということ、非常に心配されている部分があるので、その辺はつまびらかに出していただくのが、行政の開かれた部分だと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 9月の議員協議会で16万円程度というふうな御報告をさせていただきまして、それに基づいてその後の部分、領収書持ってきた方等々の確認をしておりますので、それを今ある程度この金額ですということになりますと、皆さんにまた違った形で報告をしてしまうというふうなことも考えられますので、私どもといたしましては監査委員に出した金額等で、その部分で確定になった場合について、しっかりと正確な数字で、皆さんのほうには報告していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） どうもお役所と話ししたら、堂々めぐりになることが多いのですが、議員協議会の中で16万円、約16万円のほかにというふうなニュアンスでお話になった部分があるのですが、それは当然、精査しないとお話になれないということが1点でお話ししかできないのか、ここでまだほかにもあった、あるやに作業として進んでいるのだということまで一歩進んだ中でお話できないのか、その辺も先ほどから聞いているのはその点なのです。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えいたします。

金額だとかというのは、はっきりは今この場では言えませんが、9月のその段階にでも16万円以外にも、7月26日にそれが戻ってきてから精査した結果、ありそうなことはあるようです。今、これからちゃんとしっかり確認作業をしないとはっきりはしないですけども、それについてはそのとき言ったとおり、ほかにもそういう領収書があります。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 議会というのは、公の場所でしゃべったことは、先ほどの会議録云々の話になりますけれども、私が聞いているのは16万円のほかに幾らあって、幾らあったかということをお聞きしているわけでないのです。今、調べているので、ある程度、行政の担当の方ならわかるだろうということで、9月にもその話聞いていると思う。今の課長の話でも幾ばく出てくる、出ているというような解釈、私はしているのですね。今、聞いている人、みんなそうだと思うの

ですが、その辺。出てきたときにはきちっと報告するのは当たり前ですよ。ですから、その辺をきちっと、きちっと、何というか、もごったような言い方でなくて、めり張りついて、出てきたときにはきちっとお話できますと。それを言っていたかないと、また堂々めぐりになって、今、額は約16万円というのは2回ほど聞いていますから、それは理解している。ほかにもあるやにお話になっているものですから、どうなのですかとお聞きしているのですよ。それは額は、例えばですけども、5万あるとか10万円あるとかということではなくて、その辺をきちっとお話ししていただければ済むことなのです。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 今、課長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、そのことについて確認中、精査中でございます。今、あるやにというふうに言っていますので、それはもう1回、まだ確認取れていませんので、私のほうにも上がってきておりませんので、そういう形で精査中で進めているということで、御理解していただきたいと思えます。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） お役所の仕事ですから、確定できないものについて、それはお話できない部分はわかります。ただ、税金が収納されていることが確認されていないという事案なのですよ、これは。ですから、今、作業している中で、町長だって副町長だって担当課のところに行くはずなのです。そのときに、どうなっているというのを聞いたときに、あと二つあった、あと三つあって、10万と16万と20何万円あります。そういうことを私が聞いているのではないのですよ。ほかにもあるやに見受けられますというふうに9月に伺っていますし、今の課長の答弁でもそのような内容だったものですから、どんなことなのですかという、副町長の立場の形で今御答弁いただいたので、その辺を再度確認させてください。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 大住議員のおっしゃるとおりです。これについては、やはり私どもとしては、しっかりとした形で今後進めていきたいと思っていますし、当然、今、確認の中でそれは進めていますので、ある、ないことを再度確認していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 12月も28日までで役場、仕事終わりですけども、それまであと2週間、3週間ぐらいあるのかな、ある中での作業になると思います。何人でやっているか承知はしていないのですが、1月ということで先ほど御答弁いただきました。それは確定された部分で、1件なのか2件なのか3件なのか。もし仮にほかに出てきたら、そういうお話しているものですから、出てきた



としたら、役所が仕事納めの間までに出てくれば、やはり町長から議長にお話しして、議員集めてもらって、そのお話ししていただくというのが筋でないかと思うのですが、それを私どもが町民の皆さんに報告できるということですから、これはその辺のお考えもあってきちっとお話になっているのか、その辺だけ最後に。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） その辺を含めて12月中には、ちょっと難しいというふうなことです。それで、1月中に報告できるふうな形で、今、考えておりますので、御理解していただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 堂々めぐりですけれども、せっかく傍聴の方も来ていますので、皆さん注視している話です。これは。ですから、作業をしていて、それで2週間ちょっとありますというお話ししているのは、作業をしていて新たに出てきた事案があれば、誰がどうしたとかこうしたでなくて、収納されたのが確認できないのが、16万円以外にまだあったのだと。これについては年越えるかもしれないけれども、そういう中身で議会の皆さんにはいち早く報告したい、町民の皆様にも報告もしたい、臨時広報出すぐらいの気持ちで、対応するのかしないのかということをお先ほど来から聞いているのです。

まだ、確定していないから、1月にならないとできないというのは、それは当たり前の話で言っている堂々めぐりなので、その辺どんなものでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私のほうといたしましては、今、職員、領収書、それからうちの帳簿等を突合しながら作業をしている最中です。その中でも住民課長のほうから、あるというような部分が今報告させていただきましたけれども、その部分について、やはり町としてもしっかりと確定をしたものでないと、議会のほうにも報告できないのかなというふうに思っています。

その作業が今、年末を迎えていますので、いろいろと他の業務と重なっておりますし、夜もやっていただいていますけれども、その中でもちょっと年明けになってしまうというような部分が出てきましたので、その関係では1月中には、皆さんのほうには報告していきたいというふうに考えています。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） この年末から1月、2月にかけては年末の調整やら、年が明けると確定申告が、当然、町民の皆さんに税金を払っていただくこととなりますので、当然、役場に来ることも多くなると思います。そのときに、まだ議会に言っていないからとかでなくて、年前に町民の方が来たときに、きちっと説明すべきでないかと思う。公ではできないにしても、そろっていないからできないというのであれば、町民の皆さんなりが行ったとき、きちっとそれなりの説明すべ

きでないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私は、この場所で何件ありますとか、言えないと思います。これは。確定もしていないことを言えないと思います。町民の方が窓口に来られても、やはり今、確認中でございますので、もうしばらくお待ちくださいという形で、お話するべきかなというふうに思っています。

やはりそういうふうな税金をどういうふう処理をしたかというのは、やっぱりその報告についても、慎重に取り進めていかななくてはいけないかなというふうに思っておりますので、1月中には報告できるように、今、職員と取り進めていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） こと税金のことですから、副町長がそういうふうに言うのもわからないわけではないのですよ。わからないわけでない、役場の考え方として、決まったことは町民の皆さんに出していきたい。

でも2年も、3年近くも税金を横領して、地方税法の秘密漏えいをして、加重収賄をして、最高裁判所に行った案件に関連があるかないかは、これからといながらですが、その可能性もなきにしもあらずだとなれば、これは新たな職員が出てきたら大変なことですけども、そういう中で、こういう事案が出てきます。ほかにもある、これから調べますということぐらいは、できないのですかということ再三聞いている。どうしてもできないのですか。ことし中に町民の方々が行って、どうなっているのですかと聞いたときに、全く年前だからできませんと、こういう態度なのですか。その辺をわかりやすく、今、傍聴の方も来ていますから、わかりやすくつまびらかにお知らせいただきたい。議会はいつでも、町長が議長に話して来れば、いつでも参集することは可能です。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私は、先ほど答弁が同じになってしまうかというふうに思います。

これは刑事で、警察のほうで出てきた部分については、もう刑が確定している部分があります。それ以外の部分で、議会だとか議員協議会の中で皆さんとやりとりした中で、そのほかに前もってという部分がありましたので、その部分については、今、町のほうで、住民課のほうで調査をしています。

それについては本当に16万円のほかは、9月の段階では16万円程度というのははっきりわかったのですけれども、そのほかについてまだ新たな部分が出てきたということですので、それについて確認中の作業をしているところです。それについては、最終的にはやはりきちんとした数字で皆さんのほうにお知らせするのが筋だと、私は考えておりますので、1月には報告していきたいというふう

に思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 何回同じ質問しても堂々めぐりなのですから、議長、休憩とっていただきたいと思うのですが、動議として、どうでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時41分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 御質問に答弁させていただきたいと思います。

9月で、議員協議会で16万円という部分の程度という報告させていただきました。その以降につきましては、現在のところ1件の領収書を持ってこられた方がいらっしゃいます。その方については、今、確認中、精査中でございますので、これが該当するかもしれないかも、それも含めて、今、調査中ということでございますので、それについては、また1月中には報告できるというふうな感じで思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 私が申したのは、先ほど来からそういうことを申し上げているのであって、3回、5回、町長の答弁から聞いて3回も5回も16万円以外ないのだと、これだけの傍聴の方いて、これだけの議員の前でおっしゃっているのですよ。

そして今、休憩とお話ししたら、9月に1件あったと、それ何でもっと早く言えないのですか、時間のむだでないですか、これ。全くもって税を横領とは言いませんよ、まだ。収納したことがわからないと、不明な点が、そういう事案が出てきて、ほかにもあるのですかと聞いているときに、議員が聞いているときに、そういう答弁を再三再四10分ぐらいかけてして、今になって1件あるかもしれないというようなニュアンスだ。それを早くから言えばいいのではないですか、どうしてそういう隠蔽体質みたいな形になるのですか、それ。それ、町長も答弁してもらわないと困りますよ。

○議長（高橋利勝） 大住議員に申し上げます。これが最後の質問となりますので、時間の関係上。

大和田副町長、答弁。

○副町長（大和田 収） 答弁不足で申しわけございませんが、住民課長のほうから、そのほかにあるというような答弁をさせていただきました。その1件と言

えなかった部分につきましては、先ほど申し上げたとおりに、それが本当に立件されるものか、それからそうでないものかという部分が、今、それを確認中、精査中でしたので出てきましたと言いましたけれども、1件とはそこでは言えなかったという部分で御理解してください。

これからについては、それについて1件についてやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） それでは終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問事項、地方創生観光DMO地域づくり連携事業について。

DMOというのはどんなものなのかというのを少し説明させていただきます。

行政の皆さんはもう御存じだと思いますが、きょうは傍聴に来ておられます町民の方もいますので、簡単に説明させていただきます。

通告書の下の方に書いてあります。DMOは、官民など地域内の幅広い関係者との連携によって、地域観光を積極的に推進する組織とあります。まだこれだとちょっとわかりづらいと思うので、僕のほうから少し説明します。

地方創生という国が進めています大きな政策がございます。その内容というのは、東京に一極集中する人口を是正して、地方の人口減少に歯どめをかけて、地方の活力を上げて自立をさせるという大きな政策の中で、この観光DMOというのは柱の一つとされています。

観光DMOというのは、要するに観光を推進する観光地経営という会社を設立するということでございまして、その会社の設立には三つの種類がございます。広域連携DMO、これは都道府県にまたがるDMOでございます。二つ目に、地域連携DMO、これは複数の地方公共団体にまたがるDMOでございます。三つ目に、地域DMO、これは単体の自治体で行うDMOでございます。

今、本別は、2番目に挙げました地域連携DMO、本別、足寄、陸別、この3町で連携して、最終的には、観光を推進する会社をつくりなさいということで国のほうからお金をいただいていると思ひます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

平成26年に国が施行しました、まち・ひと・しごと創生法では、市町村の取り組みにおいて、さまざまな分野で目標や施策に基づき交付金が交付されていると思いますが、町の考え方を伺います。

1、平成28年から32年の5年間で進められているDMO観光地域づくり連携事業には、初年度のスタート時に3町、先ほど言いました本別、足寄、陸別で約9,500万円の交付金が交付され、本町は4,400万円ほどの割り当てがあると思います。5年間の中で半分が経過した今、これまでどのような会議や事業を行い、また、どのように予算を活用してきたのか、地方創生という国が推進する大きな政策の中で、この事業で稼ぐ力を身につけるためには、より多くの関係機関や町民と協議を進めていくべきと思いますが、町の考え方を伺います。

二つ目、3町の連携ということもあり、難しい部分も多々あると思いますが、本町が事務局として中心となって推進している立場で、平成32年度に観光DMOの設立は、新たな観光の第一歩となると思いますが、町の考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 〔登壇〕柏崎議員の地方創生観光DMO地域づくり連携事業についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目のDMO観光地域づくり連携事業の推進に关してであります。御質問の事業は、十勝の東北部3町のそれぞれの町が保有します地域資源を生かして、圏域としての統一性や各地域のオリジナル性を高める観光拠点などの魅力づくりを行いながら、受け入れ態勢や情報発信の強化による圏域内の誘客、交流人口を拡大させる観光の地域づくりを推進するものでございます。

平成28年度は、地方創生加速化交付金を活用して、入り込み客などの人数把握や道の駅の機能分析、3町が持っている自然や食資源などの調査などを行い、総合的な視点から、稼ぐ力の増強を図るべく可能性の探求を行いつつ、本町におきましては、町のホームページでの観光本別公園の特設サイトの制作、プロモーション動画や観光パンフレットの作成、本別公園の遊具やツツジの増設、地域イベントへの支援などを行ってまいりました。

また、さらには、地方創生推進交付金を活用しながら、この事業を継続、発展させるべく事業として、食や観光資源などの地域資源を生かした商品やサービスの提供、そして販売の実際、実証を通じて、人材育成と稼ぐ可能性の模索を実践するため、平成29年度には、各町への入り込みや情報発信の拠点となっております道の駅の運営者と行政担当による三町道の駅連携関係者会議や、3町の若手飲食店経営者や商工関係者が中心となって、圏域における新たな食文化を創造する食ブランド構築研究会を発足させたところです。

これまで、各町におけます地域づくりの視点も踏まえつつ、3町の圏域をフィールドに、3町が連携、連動しながら、稼ぐ力を見出すための取り組みとして、

三つの道の駅が連携します共同の販売促進や新たな販売ルートを構築するための取り組み、3町圏域におけます観光モデルルート構築の取り組み、クラフトビールを切り口といたしました新たな食文化をつくろうとする取り組み、また、本町では、健康野菜を切り口とした新たな地域産品、そしてまた、生産、流通をつくり出す取り組みなど、地域関係者が連携しながら、各町の観光振興につなげていくための取り組みが進められております。

事業推進に当たりましては、本町における観光振興などに関連する団体、組織などへの説明や情報提供を随時行ってきておりますが、現時点では、取り組みの推進について、直接関係する実践者がそれぞれの取り組みに必要なネットワークを構築して、その熟度を高めている最中であります。

観光地域づくり推進のためには、多様な関係者を巻き込むことが大切と認識しておりますが、まずは、実際の動きをつくっていくということが重要と考えております。こういった動きを関係機関やさまざまな関係者に認知、認識いただきながら、今後、より多くの方にかかわりを持っていただくことが必要と考えています。

次に、2点目の観光DMOの設立の考え方についてであります。観光庁が推進いたします日本版DMOについては、地域内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携のもと、データ収集や分析などの科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行うかじ取り役を担う組織をDMOと位置づけております。

DMOは、地域一体の魅力的な観光地域づくり戦略に基づいて、一元的な情報発信やプロモーションから地域への観光客を誘引していくための推進役となるものでありますから、3町圏域におきましても、新しい人の流れをつくり、地方創生を推進する上でも、観光事業に関するマネジメントを担う組織が機能的にその力を発揮できれば、観光振興による経済循環への波及効果が一層高まってくるものと考えております。

地域によっては、広域的な性質の強い傾向のDMO組織も設立されておりますが、地域づくりに関与いただく視点も持ちながら、DMO組織自体がいかに自立していくかということが、事業の持続、継続性の観点からも重要と考えております。DMOを設立するか、しないかの最終的な判断は、その推進する組織となり得る主体の意思が尊重されるべきと考えておりますので、官と民の役割を分担しながら、引き続き、設立に向けた主体づくりに取り組み、そのサポートとして、3町行政間の連携を図りつつ、取り進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま答弁をいただきました。

1点目のどういう事業を行ってきたのかという点で、いろいろ挙げていただきました。中には、クラフトビールや健康野菜の推進みたいなことも説明の中にあっただと思いますが、具体的にどのような形で進めてきて、どういう成果を上げたのかというのが1点目でございます。

2点目です。観光DMOの設立、今、町長のほうから、組織がいかに自立して、そしてサポートしていくという答弁がございました。このDMOの設立ですけれども、今、全国に、30年7月の段階で86団体あると言われていています。発表ですけれども、そのうちの1割ぐらしか順調に進んでいないというのが現状でございます。

これは何でかといいますと、関係機関という言葉が何回も出てきましたけれども、関係機関、いわゆる商工会、農協、農業、商工業、観光協会、そして地域住民の皆様と、この全体がどれだけ本気になって進めているのかという点で、今の国のほうのホームページにもいろいろ載っています。そういう点で、これから、今挙げましたいろいろな関係機関とどのように進めていくのかというのが2点目です。よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にありました、2点あったかと思うのですけれども、その成果と取り組み経過について御説明させていただきます。

まず、初めにありました健康野菜などの新たな食資源の創出、生産の関係でございますけれども、これにつきましては、世界三大健康野菜と言われている野菜等がございまして、こういった高収益作物の産地化を進めながら、この3町圏域において、そういったもの、当然観光ということであれば、見ていただいて、地元のもの、その地域のもの食べていただいて、そして体験していただいて、泊まるということで、大変すそ野が広いというのが観光産業の特徴だと思っております。

そういった部分で、新たな食資源といったものを開発しながら、そして食べていただく有意義なものとしていただくことを一つのテーマとして掲げておりまして、これは若手農業経営者の方々と、今、実際の名称でいきますと、ヤーコンですとかキクイモ、アピオス等の作物についての、そういった部分を地域としてどういうふうに活用できるかというようなところを研究としてきた経過がございます。

これにつきましては、当然、加工の研究ですとか試作メニューの開発、調査、そして販路の可能性について、今、試験を続けているところでございまして、特に販路の部分については、洋食、スイーツの分野における札幌市近郊の有名店にも依頼しながら、そういったものがどう活用できるのかというようなところ、こ

としの10月には、そういった研究の途中経過の発表、それから試食会等もやらせていただいた経過がございます。

それから、3町の地場産品を活用した新たな食ブランド構築といたしまして、先ほど御質問にありましたクラフトビールの関係でございます。これにつきましても、3町圏域のさらなる誘客拡大のために、3町の若手飲食店経営者等にお声がけをさせていただいて、3町の部分でこういったものが、いわゆるこの3町、先ほどの野菜とも共通しますけれども、よく一般的に言われるのがキラーコンテンツ、そこにしかないもの、そしてそれがすごく武器となるといいますか、そういったものを模索していこうというような取り組みの中で、3町の若手飲食店経営者の方々に、そういったものをどう模索していただくかということで研究し、あるいは提案していただいた経過がございます。

これにつきましては、3町の若手の経営者の皆さんが一つの食材として挙げたのが、いわゆるクラフトビールの開発でございます。これについても、飲み物には、当然お隣等も付帯していくことにありますので、それぞれ陸別、足寄、本別町が、そういったものについても共通、あるいはそれぞれ3町圏域で独自性も持たせることができるかというふうに思います。そして、それがまた一つの3町に訪れる皆さんへの新たな食の提供というようなことで、これについても、御承知かどうかはあれですけれども、ことしの商工会青年部がやっておりますビア彩のときに、そういったコーナーを設けさせていただいたり、あるいは、ちょっと前になりますけれども、雪あかりナイトのときにもホットビールだとかというところで、少しずつそういったものを出させていただいたりということで、少しずつこういったでき上がり成果のものをちょっと市場に出していきながら、皆さんの反応を見ながら、またそうした改良を加えているというようなところでございます。

それから、DMOの関係でございますけれども、先ほど観光の部分、大変すそ野が広いということで説明させていただきました。それは本当に飲食店初め宿泊業、いろいろな分野が、それから、もちろん交通事業者もそうですけれども、そういった方々が、広く観光ということでいくと、かかわってくるかと思えます。

当然、DMOの組織を考えたときには、やはりそういった観光産業全般にかかわる方々とどうそこをつくっていくかというところが一つのテーマになってこようかと思えます。もちろんいろいろな形、先ほど柏崎議員が言われたように、それぞれの地域によって運営体系、あるいはでき上がりの成果も違ってきているとは思いますが。町長の答弁の最後のほうにありましたけれども、私どもが考えているのは、やはり地域の主体性、自主性、自立性というところが、やはり将来的には、継続していくために大きな鍵になっていくのだろうというふうに思っております。



したがいまして、今いろいろな部分で飲食店の方々、あるいは若手農業者の方々と、そういったネットワークづくりを今行っているところでございまして、そういった方々がいかに主体的、あるいは自発的などころと、そこをうまく絡めながら組織化していくかというところが大きな鍵になってこようかと思えます。あくまでも行政がそこは、どうこうということではなくて、しっかり3町の行政間が連携をとりながら、何が行政として支援できるのか、あるいは一緒になって進めていけるのかというところも、今後も継続して進めてまいりたいというふうに今思っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 今、担当課長のほうから説明をいただきました。三大野菜、クラフトビールのことですけれども、僕も三大野菜、何回か試食したり、会議に出て食べて、そして農業の青年たちが目を輝かせて、これをつくるのだというのを見ていまして、すごく応援したいなという気持ちでいっぱいです。

その中で、やはり3町連携という中で、足寄や陸別の農業者との接点はあるのか、ないのかというのが、まず1点目。

それで、次のクラフトビールですけれども、僕も青年部出身です。今、青年部の後輩たちが一生懸命クラフトビールをつくり、いろいろな宣伝をして、先ほど言われていた、雪あかりナイト、今は冬あかりと言います。それで、僕も代表をやっています、ホットビールですとかを出して、飲んでいっているのを見て、いろいろなことをやっているなど、頑張っているなどという視点で見えています。

そういう中で、なぜか僕の年代の3町の仲間たちは、なぜ青年部だけなのだというような意見もございます。やはりここは若手商業者として、幅広く最初にやらないかということ、商工会を通じてやるべきだったのではないかなとずっと思っていました。その辺、これから、先ほど言った関係機関というのが、もし可能であれば本別、足寄、陸別の商工会、観光協会、いろいろな団体と話し合う機会を持っていただければと思いますが、そういう計画はあるのかというのが2点目です。

3点目ですけれども、DMOの設立、大変難しいものだと重々承知しております。その中で、行政のサポートというのは欠かせないなどというのはあります。大事なのは、さっきから言葉も出ていますけれども、自立ですけれども、持続も大事だと思っています。その持続をするためには、設立してからどういったメニューがあるのか、そういうのは町のほうで把握しているのかどうか、これが3点目です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員からの御質問にお答えします。

まず、1点目の世界三大野菜の関係でございます。ほかの農業者の方との連携ということで行きますと、今現在で行きますと、先行して本別が単独で今やっているとあります。先ほど言いました作物については、高収益と言われておりますけれども、なかなか販路というところが今、課題となっております。まずは先行して、本別単独でやらせていただいて、今そういった拡大に向けた取り組みも含めて模索しているということで、御理解いただきたいと思っております。

それから、2点目にございました、それぞれもっと広げた議論といいますか、商工会等というところがあつたかと思っております。これにつきましては、今後、さらにそういった組織化、あるいはいろいろな販路をつくるとか、広げるといったところについては、それぞれまたさらに地域ぐるみ、地域を含めて幅広にやっていく必要は当然出てこようかと思っております。創生事業として、今それぞれ調査、研究事業というふうに行っている最中ではございますが、これがどういうふうに進んでいくのかということについては、そういった部分では、まだまだ広がりというところでは少ない部分はあるのかもしれませんが、またそういったところ、今、試験段階というところも含めて、それは徐々にといいますか、輪を広げていくというのは、おっしゃられるとおり、必要だなというふうに行っているところでございます。

それから、3点目に、組織化したときの支援策等々だと思います。これについては、当然これ地方創生の事業としてやっております、地域の稼ぐ力をつけるということでの取り組みでございます。

ただ、この交付金に限っていいますと、例えば運営費的なものでも、例えば赤字補填だとかというのはだめですとか、いろいろな制約もございまして。一般的に補助金も、拡大とか振興のための、そういった部分はあるかと思っておりますけれども、単純な運営補助というところでは、なかなか制約を受ける部分もございまして、いずれにいたしましても、しっかり収支等も見据えた中で、議員言われるように、当然持続していくことが必要だと思います。公的資金、あるいはほかからの財源が途絶えた瞬間に持続できないということになると、やはりそれは計画としては、なかなか先行きが厳しいということになりますので、そういったところは重々、事前に市場調査等を含めてやっていかなければならないのではないかとこのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま答弁いただきました。3点目の金銭的支援、無理なのは重々承知しております。それとは別に、DMO支援室というのが国にありまして、関係省庁支援チームを通じた支援メニューの提供やアドバイスというのをやっております。その中で、首都圏の企業からその道のプロを本町に呼んで半

年なら半年、ノウハウをこちらに教えていただいて帰ってもらうという、そういう企業の方が来てもらうというようなメニューもあります。金銭的ではないところの支援で、そういうのは、今の段階で何か持っているものはあるのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 御質問にお答えいたします。

現段階で具体的に、そのときにどうするということでは、まだ明確な像は固まっておられません。ただ、今言われたように、支援の形もいろいろあるかと思えます。当然金銭的なことのみならず、人的支援、いろいろな形もあるかと思えます。そういった人の支援もあれば、資材等の支援だとか、いろいろあるかと思えます。その部分につきましては、本当にそれぞれ事業者の方、若手経営者の方々とも今、話し合いを進めているところでありますので、いかんせん、機運をどう高めていくかと言うところでもございますから、そういったところの議論を尊重しながら、またそういった部分に対応していければなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 1番水谷令子議員。

○1番（水谷令子） 議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

質問事項。本別町役場職員の研修について。

本別町役場職員の研修に、十勝定住自立圏主催による法規を初めとしたさまざまな研修が行われておりますが、本別町の特性、特に、豊かな特徴ある自然、歴史、地理的条件の理解などについて知らない方が少なくありません。

そこで、今現在実施されている研修等、以下について伺います。

一つ目は、以前は、本別町内の公共施設見学などもあったと伺っていますが、法規以外で、今現在実施されている研修について伺います。

二つ目は、本別町内の基幹産業である農業、林業を初めとする各種産業を知る上で、町内企業の見学も必要だと思いますが、見解を伺います。

三つ目は、本別町役場を担う意欲ある新人職員の方々には、本別町の農業、林業を初めとする各種産業、豊かな特徴ある自然、例えば本別公園周辺及び展望台には、ミズナラを優占種とする自然林が広がり、非常に多種にわたる植物が存在します。木の種類が多いため、多くの種類の野鳥が飛んできます。ミズナラの遊歩道には、非常に美しいと世界的に言われています。ミズナラは、ヨーロッパではキングオブフォーレスト、森の王様とも言われています。

また、本別公園周辺には多くの化石がとれています。化石の専門家の間では、非常に貴重で重要な場所となっています。歴史としましては、本別町は、先人の切り開いた大地が河岸段丘状に展開しています。

また、本別公園周辺には幾つかの句碑、歌碑があり、本別町は有数の文化の町

として栄えてきました。昭和20年7月15日、本別町は十勝最大の空襲被害を受けました。戦火の焦土から立ち上がり、復興した町です。

地理的条件では、日照時間が非常に長く、帯広、釧路、北見の分岐点にあり、歴史的にもオホーツク海と太平洋を結ぶ重要な場所でありました。足寄、上士幌の知人からは、本別に入ると畑がうわーっと広がってうらやましい。本別っていいところですねとよく言われます。

これらのことの理解を深め、また同時に、本別町への愛着を深めることが私は重要だと思っています。神居山展望台からの本別町全体の俯瞰、広大な河岸段丘に展開される農地及び市街地の展望、直接肌で感じる事が大切だと思います。

そのためにも、社会教育で行われているほんべつ学、このほんべつ学は、地域学習として、本別町をもっと知り、町の魅力を再発見するふるさと学習として、平成26年から開催し、5年の実績があります。ぜひこのほんべつ学を取り入れた研修が必要だと思います。

また、関係機関、団体に呼びかけ、ともに学ぶ新人研修ができれば、協働によるまちづくりにつながっていくのではないかと思います。この町を、本別町を好きになる、このことが最も重要なことだと考えています。これからの取り組み、考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕水谷議員の本別町役場職員の研修についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の現在実施しています法規以外の研修についての御質問ですが、新規採用者を対象といたしまして、基幹産業であります農業に触れる目的で定期的な作況調査への同行や、また、本町の特産品や接遇を学びます物販の研修、これ帯広や大収穫市などですが、また、自治会活動を知ってもらうための自治会長研修会への同席などを行っているところであります。

また、全職員を対象としました研修としては、コンプライアンス研修や人事評価制度に関する研修、また、障がい差別解消などに関する研修なども開催してまいりました。

さらに、十勝管内の市町村で実施しております広域研修や北海道市町村職員研修センターの研修にも参加しておりまして、接遇や住民対応に関する研修を初め、文書作成や政策立案に関する知識や技術の習得、さらに、役職に応じました役割や組織運営に関する研修など、幅広い研修に職員を参加させているところであります。

次に、2点目の町内企業の見学に関する御質問でございますが、本別町内には、御質問にありますように、北海道糖業や明治乳業、さらにまた、双日与志本林業などの大手企業を初め数多くの企業施設があります。また、北海道立農業大学校

を初め、最近ではTMRセンターが開業するなど、農林業にかかわります施設も多く存在しております。

これらは、本町の基幹産業である農業や商工業の一翼を担っておりまして、本町のまちづくりには多大な貢献をいただいているところでもあります。まちづくりを進める上で、地域の産業を知ることは大変重要なことだというふうに私どもも認識をしているところです。職員研修の一環として、公共施設を初め町内企業の見学実施に向けた検討をしてまいりたいというふうに考えています。

御質問にありますように、新人の職員の初任者研修では、町内の公共施設、さらにまた、3町でのごみ処理施設などなどやっていました。途中、15年、16年ぐらいに消えたことがあるのです。よく職員の皆さんとも、何でここはやらなかったのだろうと話をしていると、何年か新規採用がゼロの年があったものですから、その年はやっていなかったということですが、そういうことで、今、御質問ありましたように、以前は、公共施設はもちろんですが、いろいろな町内の特徴的な部分の研修も積極的に進めていました。そのことを踏まえて、また私どもも町内企業初め、公共施設の研修なども含めて、これはまた取り組んでいきたいなというふうに思っています。

3点目のほんべつ学を取り入れた研修及び関係機関、団体等に学ぶ新人研修に関する御質問でございますけれども、町民の皆さんとともに職員が本別町の歴史や自然、また魅力を感じて愛着を持っていただくことは、これは職員にとっても非常に大切なことだというふうに思っています。

また、関係機関、団体を初め地域の皆さんと交流し、学ぶことは、相互に啓発し合う機会としても必要なことであると思っております。

また、最近では、若者の輪創造プロジェクトが開催されておりまして、町内の若い人たちの声盛んになっております。職域を越えた交流と情報交換が行われていますことから、次代を担う若者による協働のまちづくりが期待できるものと考えております。

協働のまちづくり発展には、職員一人一人が個々の業務や各種行事、またイベントなどへの参加、自治会活動を通して、町民の皆さんとさまざまにかかわっていくことが大変重要なことでもあります。日ごろから職員に対して協働意識の醸成を図っておりますが、そのための職員研修の位置づけにつきましては、今後、人材育成のあり方を含め、研究をしていきたいというふうに思います。

今、御質問にありました本別公園、特に本町の観光でありますし、歴史でありますし、文化でありますし、また、癒やしの場でもありますし、また、天体の観測、また、地質学などなど含めて、まさに御質問にありますように、自然の凝縮された大事な、一番の我が町の歴史をしっかりと担う大きな自然公園でありますから、これらも含め、ここから多くのことを学べることも含めて、また町内をい

ろいろ研究したり、それをしっかりと、歴史だとか自然を研究している先輩の皆さん方にもお力をかりながら、本別にしっかりと根差した、こういう町であるということも含めて、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

以上申し上げて、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 水谷令子議員。

○1番（水谷令子） 一つ目ですが、さまざまな研修が行われていることがわかりました。

そこで、地域住民、マスコミの方々が公務員のちょっとした理論、違反にも取り上げる理由はどういうことなのかと考えてみました。公務員について整理してみますと、一つ、住民に奉仕する人、一つ、法的職務を受け持つ人、一つ、税金で生活している人と、具体的に述べさせていただきましたけれども、研修会で学んだことを生かす、研修成果があってこそ研修の価値がある。そこで学んだことを仕事に生かし、研修会以前よりも前進が見られてほしい。例えば、以前より住民満足度が向上する。仕事の質や効率が上がる。チームワークがよくなる。コミュニケーションが活発になる。マナーや倫理観が浸透する。研修成果は、まさしく自分のためというよりも、町民のためであることを忘れないでほしいと思っています。

二つ目、民間企業に伺いますと、部門と個人の仕事に対する目標設定をするのが不可欠だと言われています。本別町役場では、このように目標設定を各部門でしているのかどうか伺いたいと思います。

三つ目ですが、今、町長からもお話ありました、町政執行方針のほうでも、第8次社会教育中期計画に基づき、学びからの人づくりを社会教育推進の核として、学習成果が人づくり、地域づくりへと進み、地域で活躍できる実践活動につなげようとうたっています。本別町の宝をぜひ研修に活用していただき、役場の活性化、町の活性化につなげていただきたいと思います。見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますが、もし抜けていたら、また後で御質問いただければと思います。

それぞれ大変重要な部分を抽出していただいて、御質問いただきました。特に、研修会の成果でありますけれども、御質問にありますように、せっかく研修しても成果が見られないというのは非常に残念なことですから、そのためにも、目標を持ってしっかりと研修していくということが必要であろうというふうに思っています。

今は特に、新入の3年、5年ということを含めて研修はしているところではありますが、そのほかに、それぞれ各課の中で、全体でしっかりと協議して、その年その年の新しい年度のスタートに向けて、課の目標を設定して、それに向かって

それぞれの課が、部局が一丸となって取り組んでいくということも実際にさせていただいています。

また、社会教育の人づくりの御質問がありましたけれども、まさに人から、そして地域へとつながっていくという意味では、一人一人のスキルの向上が大事なことだというふうに思っています。これも一番先の答弁に通じるかと思うのですが、やはりそういう意味では、それぞれの研修や実践が、目標をしっかりと定めた中で、その成果が出るように進めていきたいと思っています。

ただ、きょうやったからすぐ成果が出るかということ、なかなかそうもいきませんので、そういう研修、そしてそれぞれの課での取り組みや、また、住民の皆さん方との多く触れ合う場を通じて、しっかりとそれぞれ一人一人の個性を磨き、技術を磨いて、それが全体的に住民サービスをしっかりと担える職員になっていくということを含めて、目的意識を持ちながらしっかりと取り組んでいきたいなと思います。

以上であります。

○1番（水谷令子） 以上で終わります。

○議長（高橋利勝） 10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいたので、2問について一般質問を行います。

最初の1問目の質問です。シーニックバイウェイと結んだ交流人口の増をということで伺っていきたいと思います。

北海道シーニックバイウェイや、先ほどありました、とまち東北部3町地域連携ビジョンを生かした道の駅を中心に交流人口の増につなげる今後の取り組み等について伺いたいと思います。

まず、シーニックバイウェイとは、シーニック、景観とバイウェイ、脇道、寄り道を意味して、観光街道とも訳されているようですが、そういう意味合いで、地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら、個性的な地域、美しい環境づくりを目指す施策のことですが、北海道においては、北海道開発局建設部が中心に進めているというふうに理解をしているところです。

十勝でも連絡会議が設けられ、本別町は、十勝シーニックバイウェイに指定された十勝3ルートの中のトカプチ雄大空間ルートというのに位置づけられています。参加町村の取り組みの概要は、それぞれの町の観光、宿泊、道の駅、イベントなどをインターネットなどで情報発信を初め、都市圏との交流企画などにも取り組んでいます。

また、ファイターズとのコラボ道の駅を設定し、スタンプラリーや限定グッズ販売などにも取り組んでいます。この取り組みで、各町村は、道の駅来訪者初め、

その町の交流人口の増加につなげようと努力をしているところだと思います。

本別道の駅では、来場者ですが、平成16年度は34万人を超えています。平成17年度は約34万人ということで、カウントの仕方はいろいろあるのでしょうけれども、来場者ということでは、30万人を超えるということで、非常に大きな意味があるというふうに思っております。

また、とちぎ東北部3町地域連携ビジョン、先ほど柏崎議員のほうからありましたとおり、道の駅の機能をここでも生かしながら、交流人口の拡大等を図っているというふうに理解をしているところです。

そこで、一つ目ですが、道の駅の集客力や情報発信力は非常にすぐれているというふうに認識しておりますが、先ほど申し上げたコラボ企画等で、より集客力をアップすべきというふうに考えます。私は、このコラボ企画とか、例えば道の駅グッズを集めるとか、それからスタンプラリー、いろいろあるようですが、そういうことにはかなりの興味を持っている方がいらっしゃるというふうに聞いておりますので、その人数が幾らかということは私はわかりませんが、道内の道の駅を訪れる一つの力になっているというふうに理解をしているところです。本町においても、ファイターズ関連ということで、応援大使ということで、役場庁舎に写真が張ってあるようなことがありましたけれども、そういうこととも道の駅の活動を結んでいく可能性があるのではないかとということで、①の質問ということになります。

それから、②ですが、バイウェイの取り組みは、平成15、6年ごろからの話だったというふうに記憶しておりますけれども、本町では、この間ちょっと伺ったところによりますと、年間5万円の参加費というか負担金という中ですから、どうなのかという面は一面にあるのですけれども、いろいろな取り組みの中で、交流人口につなげていくということの一つの要素ではあるかなというふうに思っております。そういう点で、このバイウェイの取り組みに対して、町としてのかかわり方について、どのように考えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） [登壇] 阿保議員のシーニックバイウェイと結んだ交流人口の増についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、シーニックバイウェイにつきましては、アメリカの制度を参考に、阿保議員の御質問にありましたように、施策を国土交通省が、北海道では開発局が中心となりまして、地域と行政が連携して取り組んでいる事業でございます。

十勝におきましては、十勝シーニックバイウェイとして、南十勝の夢街道、トカプチ雄大空間、十勝平野・山麓ルートの三つのルートが設置されておりまして、本町は、十勝の中部エリアとして、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の1市7町で構成されておりますトカプチ雄大空間に属して活動



をしているところです。

1点目のシーニックバイウェイとのコラボ企画で、より道の駅の集客力アップにつきましては、本町の道の駅につきましても、阿保議員の御質問にありましたように、ファイターズとのコラボ道の駅に十勝の三つの道の駅が参加をして、また一つの道の駅として、限定グッズ販売に取り組んでおります。また、トカプチ雄大空間のルート内における植物園などのガーデンやグルメ、温泉スポットでお得に使えるチケット事業へ参加して、集客力のアップを図っているところであります。

陸別、足寄、本別の3町連携におきましても、設置されておりますルートは違いますけれども、十勝シーニックバイウェイのホームページを活用しながら、観光客の誘客につなげるためのイベントなどのPR告知が可能かなど、これからも検討してまいりたいというふうに思います。

次に、2点目のバイウェイの取り組みは希薄でないかということではありますが、トカプチ雄大空間の関係自治体において、ルート内における観光スポットなどを紹介いたしました観光パンフレットを作成して、連携したPRを行っているほかに、十勝シーニックバイウェイのホームページを活用して、イベントのPRや特産品についても、事務局に足を運んでいただきながら取材をいただき、内容を紹介させていただいているところです。今後におきましても、ドライブの際に、まさに寄り道いただけるように、一つでも多くの情報を提供してまいりたいと思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 今回この質問を考えて、ちょっとお話も伺った経過もあるのですが、なかなかこの取り組みが、町として独自に取り組んでいくという形にはなっていないのだなというのを一方では感じました。今、町長のほうから御答弁にあったようなパンフの作成とかホームページの活用などという中では、例えば本別の道の駅を初めとして、施設関係は七つくらいが紹介されているということとか、その中で、本別のおいしいものとかというのも紹介されているということで、恐らく道内に限らず、多くの方がそういうところを見ているのではないかというふうに思われます。

それで、先ほど本別道の駅、34万人から来場者がいるという中では、ここにつながっていくような、このことを利用してつながっていくような取り組みを、道の駅の運営そのものはNPOに任せている形になってはいますが、町としても、やはり大きくかかわっていく必要があると。その部分が今後の取り組みなのかなというふうに私は感じているのですが、その点について、どういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

それから、ことしで言えば、ファイターズとの関係という中で、いろいろな企画も催されていて、ファイターズファンの方も非常に喜んで参加されたのではないかなと想像しておりますけれども、全道的にも、ここに書いてあるように、北海道ファイターズの力をかりてというか、そういう企画を、こういうバイウェイを中心に取り組んでいるという中では、この間、改めてグッズ、どんなものを置いてあるのかと思ったら、キーホルダーが置いてありました。それで、これは私の感覚ですけれども、元気くん関係のキーホルダーが上のほうに幾つかあって、真ん中にファイターズがあって、そしてその下にまた元気くんというような感じだったので。

それで、例えばファイターズとの応援大使の契約というのは非常に重要なことなので、役場庁舎に有原投手の等身大のポスター等があったのですけれども、道の駅のほうに、この間ちょっとなかったということも含めて、そういうようなことを、できることだと思うのですけれども、そういうようなことの取り組み、これは、やっぱり担当の方のいろいろなアイデアによるところは大きいと思うのですけれども、全道では13地域がこのバイウェイに取り組んでいるのですけれども、それぞれの地域が今持っている観光資源とか、その町を売り出す資源と結びつけているという点があると思うのです。ですから、負担金がそんなに大きなものでないし、先ほど町長がおっしゃったようなパンフとかホームページの活用、それから、多分毎年だと思うのですけれども、観光名所の地図みたいなものを毎年出しているのです。そういうようなお金に多分その負担金が大きく使われていると思っていますけれども、全道的な取り組みの中の一つとして、もう少し本別で位置づけてほしいというふうに、今回この質問をつくりながら思ったのですけれども、もちろん3町の取り組みが大きな課題として、今、進んでいる中は十分承知をしておりますけれども、それに加えて、こういうこともあわせて取り組んでいくことは矛盾することではないというふうに思うのですけれども、その辺について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） まず、1点目にございました取り組みの関係でございます。町としてどのようにということでございますけれども、議員おっしゃられるように、シーニックバイウェイの取り組み、今回、御質問いただきましたけれども、そういった部分では、知名度といいますか、知っている方は知っていらっしゃるのだと思うのですけれども、こういった取り組みも、一つ私ども参加させていただいているというところは、まだPRが足りなかったのかなというふうに、今回、質問いただいた中で思っているところでございまして、せっかく十勝管内市町村、それからまた、関係事業者、道の駅の皆さん方ともやっているわけでございますからもちろん、本別町においても、そういったキーホルダー、グ

ツズを扱っているとか、チケットを扱っていますといったことで、買い物もできますといったところは、シーニックバイウェイのホームページのみならず、せっかく私ども公式ホームページ等も持っていますので、そういったところもしっかりやっていく必要があるのではないかというふうに今回思ったところでございます。

また、2点目にございました負担金の関係でございますけれども、基本的には、負担金、今回、議員言われたように、マップをつくったりチケットをつくったりというようなところで活用させていただいております。

ただ、今回もそうですけれども、基本的には、年2回ほど会議を設けております。おおむね大体2月ごろに、その年度の総括的な会議、意見交換会をやるのが一つと。それから、大体7月ごろに、行政連絡会議というようなところで、その年度の、どういった取り組みをするのかといったところ、当然予算決算等もかかわってきますので、そういった部分での事業計画等々でかかわらせていただいているところであります。

ただ、いかんせん、御承知のとおり、十勝管内における観光シーズンというのは、当然冬というところはなかなか少なく、春から秋にかけてというところがございます。これも一つの観光入り込み客数をふやすための取り組みでございますけれども、地元は地元でのイベント等、また、さまざまな観光イベント等も取り組んでいるところもございまして、そういった部分、なかなかしっかり取り組んでいるかどうかというところは、またこれからも振り返りながらやっていく必要があると思いますし、私ども担当課といたしましては、これも一つのいろいろな観光施策、振興策の一つとして捉えて、利活用しながら、効果として発揮できるように、今、議員言われるように、そういった部分を食欲に取り入れながら、少しでも本別町の経済の活性化につながるようにやるべきだなというふうに、同じく思っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 今、インターネットの情報なのですが、12月5日に、十勝シーニックバイウェイ、トカプチ雄大空間運営代表者会議、平成30年度第2回役員会というようなことで出ていました。

それで、本町として、こういう会議に担当の方が参加されているのかどうかということも有的でございますけれども、こういう会議で、進んだ取り組みという表現はよくない、いろいろ取り組まれている事例が多分交流されているというふうに思うのです。ですから、そういう会議にも参加されているのであれば、本町として、今後、シーニックバイウェイの取り組みとして加えていけるようなことがあるかどうかということも含めて、その辺の、十勝管内の状況も含めて、現時点で

どういうふうに押さえているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 今、阿保議員言われていた会のほうでございませけれども、役員会ということで、私どもは参加させていただいていないのですが、先ほど申し上げました行政連絡会議については、基本的には、私ども担当者が出席させていただいて、それぞれ事業経過、それから事業計画等について協議をさせていただいているところであります。

また、事務局、当然この団体にもございまして、事務局、開発もそうですけれども、民間の方が事務局を構成しております。ありがたいことに、年1回もしくは2回、今回もマップをつくったりするときも、事務局、必ず訪問させていただいて、そういったところもきちっと私どもの要望だとか、そういったところを意見交換させていただいている場もございませ。しっかりそういった部分では、まだまだ私どもの働きかけというところでは、十分ではない部分もあろうかと思ひませけれども、こういった部分、先ほどの話と重なりますけれども、さらにしっかり発信できるような取り組みというところは、またしっかり勉強しながらやっていきたいというふうに思ひませ。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） どこにチャンスが転がっているかわからないという現代の状況だと私は思ひませ、常々。私自身は余り野球の関係とかは詳しくないし、特にファンということでもないのですけれども、一つの例を挙げれば、小さなキーホルダーです、ファイターズと書いた。それを全道の道の駅を歩いて集めている方がいらっしやると。先ほど、一昔前は、スタンプラリーですけれども、そのような形で、どれくらいの方がそのことを求めて本別に来たかはもちろんわからないのですけれども、私が言ひたいのは、せっかく協議会というか、トカブチ雄大空間ということで位置づけられて、十勝の総会なんかにも参加されているということだし、会議にも参加されているということですから、ぜひここを前向きに捉えながら、一番難しい問題の一つだと思ひませけれども、常に意識的に置いておいて、ここからの情報も含めて、今後のまちづくり及び交流人口の増につなげていければなというふうに思ひませ、今回の質問をしたわけで、担当の方も1人で、例えばこういう道の駅関係とか、先ほどの関係なんかの担当を1人ないし2人でもしやるとしたら大変なことだと思ひませのですけれども、その中の一つの要素として、意識的に持っただきたいなというふうに思ひませものですから、今後、正直言って、今回までこのことは、余り前面に出されていないというふうに捉えています、僕は。それで、今回を機に、要素の一つにちゃんと加えて、チャンスを見逃さないでほしいというふうに思ひませているのです。その辺について伺

いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） これに関しましては、本当に阿保議員おっしゃるとおりだというふうに私も思います。せっかくこうした取り組みが一つ十勝管内でも行われておりまして、基本的には、道路網をつないだ観光資源の開発と申しますか、観光振興の一つだというふうに思っておりますので、そういった参画はさせていただいておりますけれども、まだまだ、見ていただいた中では、十分ではないのではないかとというような御意見だと思っておりますので、せっかくやるからにはということもございまして、先ほど言われていたキーホルダーやなんかのグッズに関しても、あるいは先ほどチケットということも出されておりましたけれども、今回、いろいろと道の駅関係者等に聞きますと、直接の云々ということでは、まだ分析はできていないにせよ、そういった取り組みにより、昨年の同月比よりは入り込み客数もふえているというようなことも伺っておりますので、しっかりそうした実績等も踏まえながら、先ほど意見いただきましたとおり、そういったものをどう結びつけていくかというところは、これからも継続して私どもも取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○10番（阿保静夫） 1問目終わります。

○議長（高橋利勝） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） それでは、2問目の質問を行います。

空き家対策を定住、移住につなげるにはということで伺います。

空き家対策を進める中で、定住、移住につなげるための取り組みについて見解を伺いたいと思います。

本別町空き家等対策計画、平成28年度から32年度までの計画ですが、これを定め、町内空き家の適正管理と有効活用を図るということになっております。平成27年に行った空き家所有者へのアンケートでは、修繕、取り壊しの費用がないことなどが、困っていることの一つとして挙げられていました。本年は、町や3町で主催して、空き家対策セミナーが数回開催されています。町のリフォーム助成や取り壊し費用の支援などを現在行っているところです。

そこで、一つ目ですが、移住、定住促進の取り組みの一環としての空き家対策の推進には、福祉でまちづくりの諸施策の充実が鍵だと私は考えております。医

療、介護の充実をさらに図り、安心して住めるまち本別として、定住、移住推進を目指すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

よくいろいろな方とお話をしていると、若い人の対策はということをよく聞かれます。私は、医療、福祉、介護の充実を進めるというのは、それを支える担い手が必要な政策ですから、その関係の若い人の職場が、そのことによって確保されていくのではないかというふうに考えている次第です。

また、ある研究では、福祉の充実は、工業などの産業以上に経済の効果があるというような研究成果もあります。そういう意味では、その時代背景はそれぞれあるとは思いますが、本町が進める福祉でまちづくりの諸施策の一環の中に、この空き家対策も位置づけていけるものだと私は考えますが、見解を伺います。

二つ目ですが、町内での住みかえについては、計画では、高齢者等の住みかえを支援、等というのがついておりますが、そういうふうになっていきます。実際に聞いた例ですが、公営住宅等に住んでいる若い世帯ですが、お子さんが生まれ、家族がふえたというときに住みかえできるような、そういう家はないだろうかという相談を受けたことがあります。担当のところに行くと、勇足に1軒あるという話だったのですけれども、そういうようなことの支援も、この空き家対策の一つにつながっていくのではないかというふうに思っております。そういったような支援も含めた今後の空き家対策の検討も必要というふうに考えますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の2問目の空き家対策、定住、移住につなげるにはの御質問の答弁をさせていただきたいと思います。

本町では、平成28年2月に、住宅確保の要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきまして、居住支援協議会を全国町村では初めて設立いたしました。この居住支援協議会は、空き家対策の推進に関する特別措置法において、市町村に設置が義務づけられております協議会を兼ねておりまして、この居住支援協議会の中で、空き家対策の推進に必要な事項について協議を進めています。

平成27年11月から12月に実施いたしました、空き家所有者に対するアンケート調査の結果でありますけれども、本町の空き家所有者は65歳以上の方が約6割、中でも75歳以上の方が約4割と、高齢の方の割合が非常に高く、世帯構成別でも夫婦のみ世帯が25パーセント、単身世帯が22パーセントとなっております。空き家の所有者が高齢かつ単身、または夫婦世帯が多いことが特徴となっております。

また、空き家の所有者が困っている事情といたしましては、修繕や建物の取り壊しをしたいけれども、費用が足りない、これが一番で30パーセント。次に、

借り手や買い手がないということが25パーセント。遠方に住んでおきまして、空き家の状況を把握できないが19パーセントとなっております。費用の問題とあわせて空き家の流通促進や利活用を図っていくことが大きな課題として挙げられています。

空き家の利活用の希望についても、利活用の希望者36パーセントのうち、改修費や取り壊し費用などの費用負担の問題を挙げる回答者が約15パーセントでありました。未回答者の割合が非常に高かったわけですが、利活用方法や利活用に向けた所有者の意識が、これまた、反面、高くないことが推測されております。

このような背景の中で、平成28年3月に、本別町空き家等対策計画、これは平成32年度までの5カ年計画を策定しました。福祉でまちづくりと連携した空き家の利活用と適正な管理について、地域の力を生かした町ぐるみの取り組みとして、民間事業者や専門家との連携を図った総合的かつ持続的な空き家対策を進めてきているところです。

また、空き家問題への関心を高めていただくために、平成28年度から居住支援協議会及びとちまち東北部3町の広域連携事業として、住まいのセミナーを3年連続で開催しております。

本年度は、テーマを住まいと向き合い、地域のこれからの考えると題しまして、熊本地震から学ぶ住宅耐震の必要性についての講演のほか、空き家解体の流れや費用、町の老朽化住宅の除去補助金、空き家の利活用のビフォー・アフターなどについて、写真を交えた報告と住まいのこれからのについて討論を行っています。討論の中でも、空き家の活用には、町外からの移住、定住対策と、地域で住まいを必要とする人向けの対策、この両輪の対策が必要との意見も出ていたところがあります。

まず、1点目の御質問にあります福祉でまちづくりの諸施策の充実と医療、介護の充実による移住、定住を目指すべきとの御指摘につきましては、私も阿保議員と全く同じ見解であります。公的サービスのみならず、地域の互助や共助など、自治会だとか在宅福祉ネットワーク、住民同士が支え合うインフォーマルサービスの充実、支援に重点を置いた施策を推進してまいりました。

本別の強みは何と云っても町民力でありますから、これを福祉活動だけではなく、町内の環境美化活動だとか、商工会主催によります町民の交流イベント、つつじ祭りやきらめきタウンフェスティバル、また、本別肉祭りなど、今まで以上に強く町外に向けて情報発信してまいりたいと考えております。

また、医療従事者を対象とした星空キャンプや、将来の介護従事者となります専門学校生や高校生を対象とした本別福祉セミナーの開催など、町外からの医療、介護人材の確保と定着、育成や支援にもさらに力を注いでまいりたいと考えてい

ます。

2点目でありますけれども、高齢者の住みかえ支援だけでなく、若い世帯の住みかえ支援に関する御質問でありますけれども、私の感想といたしましては、20代から30代の子育て世代の方が公営住宅や民間の賃貸住宅などに、比較的小さな住環境の中で住まわれている方が多いということでありまして、また一方で、高齢者の単身や夫婦世帯の方が2階建ての大きな持ち家に、掃除や建物の管理に苦労しながらも住み続けている方が多いのではないかと感じているところです。

私も阿保議員の御指摘のとおり、子どもや子育て世代に対する住環境の整備が、本別でのよりよい教育環境や生活環境づくりにつながっていくことだというふうに感じています。

この間、平成28年3月に、とちぎ県と3町地域連携に関する協定書を締結して、3町の地域連携ビジョンを作成してきました。協定書では、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野に、空き家を活用した移住、定住促進を位置づけまして、平成28年6月に、とちぎ県と3町の移住サポートセンターを本別町の役場内に設置してきたところであります。

住まいや仕事、暮らしに関する3町共通のホームページを開設して、情報発信を行っているところですが、特に、住まいに関する掲載情報が少ないことから、空き家に関する掲載情報の見直しについて、足寄町、陸別町と現在、協議を進めているところであります。

また、本町が平成28年度から、北海道の空き家等対策モデル市町村として指定を受けまして、各種施策の推進を図っているところですが、本年度から空き家情報の外部提供による住宅の流通促進に関する事項について、北海道のモデル事業として新たに取り組んでいるところであります。居住支援協議会の中で協議をいただきながら、新たな仕組みの構築を進めてまいります。

今年度中に、民間のノウハウを有効活用した空き家の流通促進を行うために、町内の不動産業者や宅地建物取引士を町が認定、登録し、空き家情報の掲載や、空き家所有者に対する相談援助を行う、地域の空き家相談員を制度として創設していきます。

また、この制度の有効活用と空き家の流通促進を図るために、子育て世代など、空き家や空き地の物件の利用を希望する方が、情報登録を行う仕組みを新たに創設して、需要と供給のマッチングを図ってまいりたいと考えております。住宅の広さや間取りなど、希望物件の登録を、とちぎ県と3町の移住サポートセンターのホームページの上において行えるよう、仕様の見直しについても検討を進めてまいります。

新たな二つの仕組みの創設に向けて、居住支援協議会や外部有識者、北海道や足寄町、陸別町との協議、連携を十分に図りながら、空き家を有効活用した移住、



定住促進に結びつけてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解と御協力をよろしくお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 非常に盛りだくさんの中身の答弁だったというふうに思いますが、本別は、空き家バンクというのを設けているというふうに認識しております。それで、ちょっと以前の話になるので、現状はどうなっているかということ伺いたいのですけれども、以前は二、三戸ぐらいしか登録されていないということがあったものですから、どういう状況になっているのか。また、問い合わせ等を含めて、どういうふうになっているのかということ、まず伺いたいと思います。

と申しますのも、知り合った方なのですが、ある事情で他町の施設に入所するという中で、今まで住んでいた家なのです。それで、空き家バンクというのをやっているから、ぜひ町のほうに登録したらどうですかということ言ったわけです。経過としては、登録しないで、まだ売れたという話は聞いていません。

ですから、ここにちょっとミスマッチがあるのかなというふうに思っています。町ですから住宅あっせんみたいなことはなかなかできないと思っていますが、そういう情報がどうやったら集まるのか、空き家バンクが空き家バンクとして機能できる、情報提供として機能できる。先ほど例を申し上げたように、ちょっと家族がふえたので、家はないだろうかということで問い合わせたら、本別町市街にはなくて、勇足にあるという話だったのです。ちょっと前の話ですが。ですから、それは登録数が少ないから多分そういうことになるのだろうなというふうに思うのです。ですから、その部分が、どうしてそうなったのかというのはわからないのですけれども、それは私は、今の話の段階で言えば一つの課題のかなというふうに思っております。

本町の空き家の取り組みは、新聞ほかマスコミ、テレビ等でも取り上げられて、非常に、先ほど町長もおっしゃったように、日本で初めての取り組みをしているということは多くの方が御存じかというふうに思うのですけれども、実際の場面で、なかなか要望に応えられないというのも一方にはあるのかなと。そこをどうやって越えていくのか、克服していくのかというのが、私は今の一つの課題だというふうに思います。

そういう点で、今申し上げた空き家バンクの現状の登録の実情など、あるいは動き、希望者がいて、話がまとまったというようなことを含めた、そういう空き家バンクの状況なんかを伺いたいというふうに思います。

それから、空き家に関する地域の相談員の制度を設けていきたいというような趣旨を、これも初めて聞いたことなので、これについてももう少し、例えばどういう方になっていただくのか、そういうことも含めて、今、現状の構想ですか、

考え方というのを伺いたいというふうに思います。

それから、①で申し上げたとおり、福祉の充実、医療、介護の充実は、そのものは、多くは高齢者の方への対策、支援だというふうに思いますけれども、先ほど申し上げたように、それを支える方々は、当然若い人たちということになるわけで、この部分を推進していくことも一つの移住、定住、形としては、高齢者の方々が本別で安心して暮らせますという呼びかけになるかと思えますけれども、それを支えるのは若い人たちなのだということもあわせて、今後の町のいろいろな押し出しの中で、町を紹介する中で、募集する中で、そういうことを強めていく必要があるというふうに思うのですけれども、その点についてももう一度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 今、阿保議員のほうからありました空き家バンクの関係についてお答えさせていただきます。

空き家バンクにつきましては、現在、登録件数といたしましては、戸建て、アパートを含めまして19の物件ということになっております。基本的には、それぞれ年度ごとに申請いただいたりだとか、平成30年度であれば7件の申請を受けて更新しているというような状況でございます。

議員が今おっしゃられたように、恐らくそういった部分で、私どもが思うところは、やはりマッチングの難しさというのは当然思っているところでございまして、借りたいと思う方、貸したいと思う方、それぞれの思惑もあるでしょうし、設定される家賃の関係、あるいは築年の状況だとか、不動産ということでもございますので、いろいろな条件があろうかと思えます。ですから、借りたいと思う方にとっては、価格が折り合わなかったり、あるいは築年がたっていたりということで、その辺がどうしても貸し手と借り手のところがマッチングしてこない。ただ、それをどう埋めていくかというところは、もう一つ課題でもありますし、またさらに、阿保議員言われたように、お話を聞くと、登録を使っていない方も当然いらっしゃるというふうに伺いましたので、どのようにそれらを幅広く、こういった制度を活用していただくかというところは、また課題として残ってくるのかなというふうに思います。PRが不足しているのか、あるいは周知の方法が悪いのか、あるいはもう少し利用する方の情報としては足りないのか、いろいろな条件があろうかと思えます。せっかくつくっている制度でございまして、見てもらうための制度でもございますので、もしそういったところで、まだ足りないというところがあれば、まだまだ改善の余地があろうかなというふうに思っております。

ちょっと済みません。最初に私申し上げました19件の登録ということでお話ししましたけれども、今現在、その19件については全てふさがっているとい

ますか、使われているということでございますので、現状、今の段階ではほぼほぼそういった状況に、今、あいているのがないというような感じになってこようかと思えます。

いずれにいたしましても、より物件登録が多ければ多いほど、そういった移住、定住のためにつながることもなろうかと思えますので、先ほど言われた御指摘のとおり、どうやってそれをさらに見ていただける、あるいは皆さんが積極的に使っていただける制度とするかというのは、これからも研究を重ねないとだめなのかというふうに今思うところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうから、地域の空き家相談員の関係について少し御説明をさせていただきます。

これは、今年度の空き家等対策モデル事業の中の事業として取り組んでいくものです。二つのフレームで考えておりまして、町内の宅地建物取引士の資格を持たれている方に町が、地域の空き家相談員を委嘱させていただきます。町のほうで把握している空き家物件につきまして、持ち主様の同意を得まして、その情報を地域の空き家相談員の方に提供させていただいて、民間の方のノウハウなりを生かした中で、うまく借り手を見つけていく、調整をしていくというような、一つ目のフレームと。

もう一つのフレームとしては、空き家を持っている方だけの情報ではなくて、私はこういう住まいを今求めていますというような情報もあわせて把握して、とちかちか東北部移住サポートセンターのホームページの中に掲載していくことで、求めている方と空き家を持っている方のマッチングがうまく進んでいく仕組みができないだろうかということ、今年度検討していくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの空き家相談員、今年度検討しているということは、3月までにとということなのかどうか、そこをちょっと聞き漏らしたものですから、お願いしたいと思えます。

空き家が19戸あったのが全部、今は利用されているということで、少し前に私が認識していたこととは随分違ったなど、前に進んだなどというふうに思っております。

それで、空き家が生じたときの紹介の仕方、不動産屋ではないのですけれども、一昔前、町長も覚えていらっしゃると思うのですけれども、菜園つき住宅でやろうではないかという話がありました。それで、本別にいる人たちは、家があれば

庭があるというのはほぼ当たり前のように思われていると思うのですけれども、御承知のように、都会の人から見れば非常にうらやましい話で、そういうことも含めて、今、一例で言いました。本町にこういう空き家があるということの事実は事実なのですが、紹介の仕方というか、売り出しの仕方というか、そういうことも一つ今後、研究材料の一つになるのではないかと。現状のホームページ活用というのは、今の時代としては当たり前のことだというふうに思っておりますけれども、高齢者の方々は、都会の方は結構見ると思うのですけれども、なかなかまだホームページというところまで行かないかもしれないのです。

ですから、今、本町が持っている材料でいえば、ふるさと納税の返礼品があります。そういうところに、非常に見やすい形で、今、私が申し上げたようなこと、例として、庭つき住宅がありますよ、みたいな。それから、高度医療はとりあえず無理としても、一定の施設、介護等が必要になったときのものはある町ですというようなことも含めて、なかなか行政の中にと、本当の進んでいる部分というのは意外とわからないのかもしれないなということも含めて、ぜひ何かの機会を捉えて、町民の方々、あるいはそういうことを利用している方々の意見も聞けるような機会も設けて、今持っている手段の中でやれることを、抜け目なくというか、落ち度なくというか、そういう前向きな取り組みをしていって、この空き家対策の一環に取り入れていくべきだというふうに私は思うのですが。

宣伝だけで物が進めばいいのですけれども、先ほど19戸が全て活用されているということは、これは私は、当初、先ほど3戸ぐらいと思っていたのですけれども、すごい前進だなと私は思っているものですから、中身はいろいろあると思うのです。町内の方が利用なのか、町外から来た方が利用しているかどうかちょっとわかりませんが、いずれにしても、人口の移住も含めて、そこに結びつけていく手段の一つとして、本町が全国的に紹介された空き家の取り組みを進めていくべきだと私は思います。その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） さまざまなモデル事業を含めて取り組んでいるのですけれども、より住みやすく、安心して住めるまちづくりの中で、最近、特に多くなってきているのは、他町からの移住の方が非常に多くなって、特に若い世代の方が多くて、お子様と一緒に来て、認定こども園にもすぐ入れて、仕事もあって、住宅もすぐ確保できると。どちらかというところ、そんなに大きな住宅でなくて、親子何人かで暮らせるとか、また、公営住宅のバリアフリーのところ、あいていないところはないでしょうかとか、そういうものが多いのですけれども、何にしても、私も職員とも協議するのですけれども、こういう取り組みが、役場の中の課の連携をもう少し強めていかないと、建設水道課でこういう住宅やっています、ケアセンターでこうです、企画でこうですとかあるのですけれども、それらをし

っかりと横串をつけて連携をして、いろいろな相談だとか、住まいの相談とか、ずっとことしもやっているのですけれども、かなりの相談件数が来るのです。その中で、取り壊しの相談もあったり、また、空き家の相談会ですからいろいろ来るのですけれども、3町あわせて今やっているのですけれども、これに非常に参加していただく方が多くて、でも、空き家の数は、これも何回か報告したことがあると思うのですが、多いのですけれども、実際には、すぐ使えるとか、中をリフォームして使えるとか、なかなかあいている住宅が少ないのですが、かなり荷物が置かれていて、お父さん、お母さんが住んでいてとか、家族の誰かがいて、遠いところにいらっしゃる方もいるのですけれども、ただ、荷物があるからということが非常に多くて、まだまだニーズには応え切れないという形なのです。ニーズというのは、選択するニーズがあると思うのです。それになかなか応え切れないというのがありますから、それらも含めて、促進できるようにということで、課の連携も含めて、しっかりと空き家の対策を、モデル事業をあわせた中でしっかり取り進めていくということに、これからも力を入れていきたいなというふうに思っています。

それとあわせて、やはり移住、定住を含めて、先ほどは交流人口でしたけれども、今度は移住、定住の人口増、また、担い手になっていただける、そういう職種も含めて、積極的に本町に誘致をさせていただく、招聘させていただくというような、そういう取り組みも含めて実施していきたいなと思っています。

この住宅の中では、今、一番要望が強いのは、まさに外国人の働き手が今、本町もたくさん求めている企業が多くなってきました。その企業の皆さん方から、住宅政策を応援してほしいというのもたくさんありますから、そういうことも視野に入れながら、それぞれ住民の皆さん方の要望、また、ニーズに応じていけるようにしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 先ほどの住まいの相談員制度の部分ですけれども、一応この創設は今年度、考えております。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 3番梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） それでは、私、梅村智秀より、通告済み2問について一般質問をとり行います。

まず冒頭、大変寒い中、足元の悪い中、こうして3階まで足を運んでいただきました町民の皆様、傍聴にお伺いしていただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、1問目、なぜ？職員は禁止、でも町長だけは「出張時マイル加算」。

町長や職員の公務出張における航空機利用時、マイレージポイント、マイル。このマイレージポイントをマイルと呼びます。取り扱い実態として、町長のみが私的に加算していることが、平成29年度各会計決算審査特別委員会にて明らかになった。現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたずぬ。

町長、これ、あなたの倫理観ってどうなっているのですかというお話です。

まず、理解を深めるために、航空機利用時のマイレージポイントの制度、概要の説明と事実関係の確認を簡単にですが、行わせていただきます。

まず、マイレージポイント制度とはどんなものかということです。主要航空会社、日本航空、略称JAL、全日空、ANA。そのグループ会社、提携会社でエアドゥー、こういったものもごさいます。こういったものに搭乗すると、その区間、例えば十勝帯広ー東京羽田間、この区間に搭乗いたしますと、当然変動なんかはあるのですが、原則、基本としては片道526マイル、往復で1,052マイルが設定されております。これがポイントとしてつく、そういった制度。このマイルなのですけれども、有効期限は3年間。

一般的、通常ですけれども、1万5,000マイルをためると、国内線の往復航空券、得点航空券なんて呼ばれています。こういったものに交換をしたり、1,000マイルとか2,000マイルとか、そうしたポイント、マイルを使うと、アップグレードシート、例えば、若干ですけれども、一般的なシートより広いシート、イメージですけれども、飛行機の前方に設置されております。ファーストクラスとかが設置されているような位置にあるような、そういったところのシートに座れるようにしたり、また、空港でラウンジ、そのラウンジもいろいろ種類があるので、飲み物や、場所によってはお酒、軽食なんかを用意されている特別室のような待ち合いに入ることができたり、あとは、お酒とかお肉とか、カバン類の小物ですとか、何となくのイメージですけれども、ふるさと納税でもらえるような商品なんか、こういったものに交換することもできます。

また、身近なところで言いますと、帯広にありますイオンとか、そういったところでレジで、ワオンなんていう泣き声みたいな音を聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれません。そうしたもので使える電子マネーのWAON、こんなものに取りかえたりすることもできる。こういったものに交換できるというポイント制度が、このマイレージポイントの制度の概要です。

次に、事実関係。9月28日から10月2日の間で、平成29年度各会計決算審査特別委員会がとり行われました。29年度の決算状況ってどうだったのかを審議、審査する会です。

ここで、大住議員からの質疑で、普通旅費、町長の出張旅費についての質疑がなされ、29年度1年間で、日帰りも含めると12往復、飛行機を利用したとの答弁が村本総務課長よりなされました。その出張旅費、公費、つまりは、税金

で購入した航空券を、町長が個人所有しているポイントカードにためて、そのためのポイントを使って、マイルを使って広い座席に座ったり、特別な待合室の利用に私的に使っていたということが明らかになりました。

こうした問題、平成19年とか20年ごろから官僚や国会議員が、公費で取得したマイル、公務、公用出張で発生したマイル、こうしたポイントを私的にため、使用しているということが問題視され、以後、北海道庁などでも、公務、公用で発生したマイル、こちらのポイントについては、公務、公用で活用することなどを原則として、旅費に関する標準マニュアルの修正整備などを行っている。つまりは、公務員や税金で生活をしている、先ほど水谷議員からありました、税金で生活をしている公務員や公的立場にある者のマイルに対する意識と、取り扱いというものが、社会通年、一般的な常識として、繊細な取り扱いをしなければいけないものだということが改めて確認されているのです。

それでは、要旨明細にございます1番項。

こうした事実に伴って、本町においても、職員が出張で飛行機を利用した場合、マイルについては使用しない。登録させないような指示、周知徹底を、マイル制度が始まってから、協議した中で徹底していると、こういった趣旨の答弁が委員会の中で副町長よりなされました。私も自身の政治活動の中で、情報公開請求を行って見たところ、周知徹底された、指示されたと言うが、こうした文書については確認がされない。存在がなかった。こちらが、公文書不在通知書というものでございました。そういったマイルに関する取り決めに関するものはなかったということでございます。

周知徹底された、協議された中で、そのようにされてきたということなのですが、これ、いつどこで、誰が誰に対して、また、この誰には、町長など特別職も含むのか、どのような形で周知徹底、指示されてこられたのかということをお明らかにされたい。

人間とは、時間が経過すれば当然忘れます。また、役場の中でも人事異動、人の出入りなんかもあるでしょう。そういったことがあれば、さらにさらに曖昧になったりする。そうしたことを未然に防ぎ、再確認をするために繰り返し、確たるものが残る形にする。文書というものを残す。このような形にしていく必要があるのではないのでしょうか。つまりは、文書で残し、誰が見ても確認できるように、振り返りができるように、定期的に確認ができる文書というものを定めて、周知徹底していく、そういったことが必要ではないかと、このように考えております。

また、町長御自身から得点航空券、通常でありますと1万5,000マイル、こちらはディスカウントマイルなんていうキャンペーンの時期がありまして、そういったときですと1万2,000マイル、はたまた1万マイルというときもございます。通常、1万5,000マイルですが、得点航空券に交換するだけのマ

イル、このポイントがたまらない。そこまでたまらないのですよと、だから、私的に座席のアップグレードやラウンジの利用、特別な待合室、ラウンジです、こちらの利用に使っていたというような答弁がなされました。

こうしたマイル制度の取り扱いというもの、こちらの社会的な問題、これをどのように把握、認識され、町長御自身はどのようにあるべきだと、どういった姿勢を持つべきだということを考えられていらっしゃるのか、こちらについて、事実と所信をたずねます。町長については、この点について、特に具体的に明らかにされたい。

続き、2番項。町長がこれまで公務、公用でためられた、違法、不法とまでは言えないが、不適切、不当であるマイル、マイレージポイントについて、イ、登録を始めた時期、いつから、誰の意図でためられたのか、誰が主体となって、このマイルというものをためるといふことの行動に移すための指示をされたのか。こちらは自動的にたまるものではないのです。職員が手続されたのか旅行会社がされたのかわかりませんが、町長の個人のマイレージポイントのカードにマイルをためようという意図を持って行動に移さなければ、誤って知らないうちにたまってしまったということにはならないということは、意図的だった、確信的だったということの照査でございます。町長が個人のカードにマイルためちゃえ、こういうふうにお考えになった時期、また、具体的な行動はどうだったのか、こちらについてお答えをいただきたい。

ロ、ちなみにですが、こちらについては、このマイル、今までにどのくらいためてこられたのか。こちらもつい先日、町長から私に対してのみ開示された文書によりますと、約でございますが、29万マイル。その中には、町長が私的な買い物ですとか、そういったものでためられたようなマイルもあるのかどうか。生涯マイルということで約29万マイルがためられてございましたが、これは感覚値でも構いません。公費、公用分でためられたもの、私的な購入とかプライベートの部分でためられたもの、どのぐらいの比率であるのか明らかにされたい。

ハ、具体的利用実態。

座席のアップグレード、前方に設置されております広い座席に座るため、無料で飲食ができるラウンジ、特別な待合室を利用するために、私的利用されたと答弁されておりましたが、それだけなのでしょう。先ほどマイレージポイントの制度について概要を御説明いたしました。その他の得点、無料航空券や電子マネー、商品との交換というものができるといふこととお話いたしました。そういったことは今まで一切されてこられなかった、このような解釈でよろしいのでしょうか。念のためということで確認をさせていただきます。座席のアップグレードとラウンジの利用、過去をさかのぼっても、この2点以外の利用は一切なしということで間違いはないのか、お答えをいただきたい。



ニ、現存するマイルの処理案などを明らかにし、適切な措置を行う必要がある。こちら、先日開示された文書によりますと、10月31日現在におきまして、約10万7,000マイル程度残っております。これは、町長、どのようにされるお考えなのか、全部か一部なのか、残られている約10万7,000マイル、不当にためられたマイル、ポイントについて、まさかそのまま、このままにしておこうということにはならないと思います。こちら、過去にさかのぼって個別に取り消しすることもできます。こちら、取り消しをするにまで至らないとしても、これをルールを明確に定め、完全公開するなど、そうした明確なルール制定の上、町のため、町の経費削減のために使うか、そういったところについてのお考えがあるのか。できれば、そういったところが明らかになるまで、私的にためられたものもあるのかもわかりませんが、できれば私的使用の御利用は控えていただければありがたいなというか、そのようにされるべきだと、このように考えてございます。

ところで、町長、この10月2日に決算審査特別委員会が終わりました。この会議録の中で、今後はもうためませんよといった趣旨の答弁をされてございますが、10月31日までの間で、その後もためられていると思います。こちらについては、どのようなお考えで、どのようなおつもりでためられたのか、こちらについて明らかにされたい。

3番項ですが、むしろ、マイル運用ルールを明確にし、明確に整備をし、出張経費の削減や職員の福利厚生、また、自治体ポイントの制度を確立し、地域商店街での商品購入、オンライン、インターネットを通じて特産品の購入などができるように、経済の活性化などに役立てるなど、こうした必要があると考えております。先ほどお話いたしました道庁などの例に倣って、有効活用していこうと、このようにお考えになりませんか。

町長は、特典航空券に交換するだけのマイル、ポイントはたまらないと、このように御答弁されておりました。だから私的に使用したと、このようにおっしゃってはおりましたが、これは事実と異なります。町長から開示された文書、過去1年間分さかのぼってみても、特典航空券に交換する分だけはありません。当然その年度によって、たまるマイルのポイントですとか、そういったものに差はあるのかもわかりませんが、有効期限が3年間あるということであれば、間違いなく確実にたまるということは断言できます。

こちら、一番簡単でわかりやすいのは、やはりルールを明確に制定した上で、正当な形でマイルをためて、特典航空券に交換をして、経費節減といったものに有効活用していく。町長が広い座席に座りたいですとか、ラウンジで休憩、飲食して休憩をしたいですとか、こういったことについては、当然その他日当等も支給されてございますから、そういったものを使っていただいたりとか、私費にて

行っていただければと、このように考えております。

先ほど述べました総務省の所管にあります自治体ポイントという制度、こちらについても簡単にだけですが、御説明いたします。

こちら、航空会社にためられたマイル、またはクレジットカード、一般的なクレジットカードによる買い物でためられたポイント、こうしたものにあわせて、例えば自治体、地方公共団体でそういった制度を制定した場合、その自治体より与えられたポイント、例えばですが、ボランティアをした場合とか行事に参加した場合など、一定のルールに伴って付与された、そうしたポイントを、制度を導入した自治体の地域の商店街やインターネット上、オンラインショップで商品を購入する、商店街のポイントカードやふるさと納税で取り扱われているような商品を購入する、こういった制度とイメージしていただいて差し支えないと思います。こうしたものに新規で取り組み、この公費、公用で得たポイントを活用する、こうした制度を導入する。そんなこともすぐすぐというわけにはいかないでしょうが、将来的な視野に入れていただくのも一案だと考えております。

管内においては、ふるさと納税や移住者受け入れで名をはせております上士幌町でありますとか、熱中小学校で現在盛んに活動されている更別村など、先進的な取り組みをされている地方公共団体もございます。町長、公的なお役職にたくさんつかれておりますから、アンテナを高く、可能性をどんどん追求していく、この本別にも取り入れていただく、そうした必要があると考えております。公費、公用で得たマイルの運用ルールを整備した上でのマイルの運用について、所信をたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の、なぜ？職員は禁止、でも町長だけは「出張時マイル加算」の質問の答弁をさせていただきますが、職員が出張の際に航空券を利用した場合のマイルの取り扱いについて、これまでも、これは使用しないということで、一貫して取り進めてきました。また、私どももそのとお受けとめながら、一体となって取り進めてきました。ですから、今、御質問にありますように、具体的な利用実態という意味では、その航空券の利用はしていません。

先日の決算委員会での答弁の中で、Jシートに利用したということは、これは、そこで言いましたけれども、満席になったり、それから、例えば行き先条件つきというのもあるのですね、時々。例えば霧だとか雪だとか。そのときに、条件つきと、運行が取りやめになって、例えば帯広空港でなくて釧路空港へ行くと、その便に移りかわるときに、満席でJシートだけあいていますと、そういうときに使うということで、使わせていただいたということでありますから、常時にクラスJシートのほうを使っているとか、そういう意味ではありませんので、それは、フライポイントの実態を開示させていただきましたから、その中で見ていただ

ればわかると思いますが、その中で使わせていただいたところであります。

もう一つは、ラウンジでありますけれども、ラウンジは、私もちょっと認識不足で、ラウンジを使用するときは、あくまでもクレジットカードで利用しますから、カードの中から利用料金1,000円なら1,000円が引かれているということで、これはフライポイントの中から引かれているということではありませんので、ここは訂正をさせていただきます。そういうような表現をしたということであれば、訂正させていただきますと思っています。

御質問にありました29万マイル、生涯ポイントですから、今まで、残っているということではありませんので、今、残っているポイントは、10月31日現在10万6,000ぐらいのポイントが残っています。これは、あくまでも私の持っているカードで使うのはJALだけですから、ほかの航空会社を使うときはポイントはたまることはないですけれども、これは、買い物をして全部マイルが加算されるJALカードというクレジットのカードを使っておりますから、全部が全部、航空機を利用したフライポイントではありませんので、それは、フライポイントでいうと、約4万マイルぐらいになっているのかなと、ざっと計算するとそのぐらいになっています。その中でも、これも開示させていただいた約2年分の航空機の利用実態の中で、それぞれ見ていただいたと思うのですが、公務で出た場合についてはチェックしてみました。その分については、きっと見ていただいたと思いますから、その部分について計算していただければ、ざっとそのようなことになっておりますので、利用実態という御質問でありますけれども、マイルを使って航空券等々を含めて、利用したということは、職員も私どもも、そのことについては、それはしっかりとルールを守っているということでありませ

す。ただ、御質問にありますように、マイルをなぜ不当にためたのだということでもありますから、そういうことも含めて、買い物したらたまるものももちろんありますし、乗ったときには、この間の決算のときも答弁いたしましたけれども、私の出張のときの航空券の取り扱いは、全部職員が旅行会社に問い合わせをして、全部決めていただいて、出張命令ともに、その航空券を取得していただいているということでもありますから、そういう中で、それを航空カウンターで、タッチアンドゴーといって、カードで乗りおるときに、全部それが加算されていくと、こういう方式になっておりますので、意図的に別な方法でためたとか何とかということでは決してございませんので、この部分についてもしっかりと認識していただければと思っています。

いずれにいたしましても、職員が公務のために出張した分のマイルを使用しないということで、周知徹底してきているということでもありますから、私もその部分については、今後もしっかりその部分については、職員と同じく徹底して、こ

の部分についてはルールとして、倫理観、先ほど言われましたように、逸脱することのないようにしっかり取り組んでいきたいと思っています。

ただ、今、ポイントの使い方ということでありましてけれども、御質問ありましたように、開示した中でもあると思うのですが、3年たつと一部、どんどん消えていくのです。使っていないものですから消えていくのです。今回も2月いっぱいぐらいで1,700ポイントぐらい消去というか、ポイントが削減されていくのです。こういうこともありますから、そういう意味では、今、御質問にありますように、改めてポイントの活用の仕方、有効的な活用の仕方、回数でいくと、およそ30フライトすれば1万5,000ぐらいたまるということがわかりますか、片道乗れば500、平均しても1万5,000ポイントになります。それらも含めて、管理いただいている職員のほうから、それを有効に、また、旅費の削減などなどを含めて、使わせていただくようなことも今、検討させていただいて、これから具体的にルール化していこうかと、こういうことも決めて、今、検討させていただいているところであります。

さらに、自治体ポイント制度の御質問がありました。総務省から平成29年9月にスタートという制度でありましたから、マイナンバーカードを活用した新たな魅力的な生活、また、地域の消費拡大サイクルの構築など、これを目指してということで期待されていますが、本町といたしましては、職員が公務により取得できる自治体ポイントなどについては、これは、それぞれ御質問のあった中身を含めて、運用ルールについても検討していきたいというふうに思います。

特に、職員が1年でたまるというのは、本当に数名しかいませんので、それも多くても5回行っていけば最高多いかなというぐらいのものでありますから、ほとんどの職員は、全くこの件については該当しない、職場の諸課長などの方々が多いため、多くは私どもが該当するということでありまして、それを有効に活用できるという方法については、しっかりと検討して、間違いのないように、オープンにしっかりと活用できるようにし、また、自治体ポイントについても十分に中身を精査しながら、全体のルール化ということで、これはしっかりと確立させていきたいということにしていこうと思います。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから、周知徹底の方法について、文書に残すべきではないかというふうなお話でございました。

ちょっと経過を説明させていただきます。職員に対するマイレージの取り扱いについては、平成24年3月の24年度予算審査特別委員会でも出ております。これは大住議員からです。24年10月に開会されました23年度決算審査特別委員会でも、このマイレージの話が出てきました。その当時の総務課長等の答弁

では、やはりこれは職員間の公平さからいくと、基本的には、公務出張等では使わないのが一番よいというような答弁をさせていただいております。

ただ、その後、検討するというような形で進んできております。その後、私が総務課長になって、その後、協議をさせていただきました、先ほどありましたように、国、道のほうのマイレージの取り扱い等が出てきております。その中で、職員については、公務出張については一切認めないというような形で決めておろしております。本当に文書等については、探したのですけれども、ないというのが実態でございます、私は、毎年1月の10日ごろから新年度の予算調整を、副町長、総務課長の中で進めております。その中で、特に、東京、大阪等に出張する部分については、旅費は全部全科目から見ますので、課長、担当主査、課長補佐等も集まります。その中で指示をしたかと思えます。そういう形で、私は全職員に対して、マイルは使用しないようにということで指示をおろしているところです。議員おっしゃるとおり、やはりこういう重要なことについては文書に残すということは重要かと思えますので、今後、整理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただきましたけれども、まず、町長が公務、公用にてためられたマイルが4万マイル程度ではないかというような御答弁でございました。そこで、私、あわせて聞いていることがありまして、いつごろからためられたのかということについてお答えいただきたいと。

あとは、もう1点、29年度の決算審査特別委員会が終わった後についても、マイルの加算をされていますと、これについては、なぜですかというところです。なぜ、どうして、どういったお気持ちで10月も、審査が終わって、やらないと言った後についてもためられていたのかというところです。

先ほど答弁の中で、タッチアンドゴー、カードを持って、ピットというような形で出入り口、ゲートを通ると、そのような形でスムーズに搭乗できる、飛行機に乗れる。そういった制度を使うために、このマイルがたまってしまったのだというような御答弁ももらいましたけれども、当然、私、先ほど平成19年、20年ごろから、国会を初めとして、いろいろなところで問題になっていたと。平成24年3月、予算委員会、平成24年10月、23年度の決算審査委員会でも、こうした同様のことが大住議員から発言されていたというところであれば、今回、初めてのことでない。私もちょっと勉強が足りなくて、私がこの町にかかわるようになってくるようになった、その前の、過去のものについては、勉強が足りなかったなと反省しているところでございますが、これ逆に悪質ではないですか。何で平成24年3月にも同じようなことが議員から発言されていて、それをわか

っていながら、このままずっと続けられたというのは、逆に悪質ではないかなというふうに僕は感じたのです。

それと、このマイルの運用についての制度の検討をしていくと、そういったような趣旨のものも御回答されましたけれども、具体的にどのようにされていくのかというところを改めて、ちょっと聞きにくいところもございましたので、ただけたらなど、このように思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 決算審査の中でも、今、御質問の中でありましたし、また、答弁の中でありましたけれども、マイルを使わないということはずっと言ってきました。一貫してマイルは使わないと。フライポイントをためないということは、それは本当に私どもの認識が足りないのかもしれませんが、それはそのとおりでありまして、あくまでもそれは、登録しないでくださいとかなんとかということよりも、そういう一連の手続の中でそういうことが、今回もカウンターの中でそういう付与手続があったと。それについては、本当に私どもの認識の甘さかもしれませんが、そういうことではありません。ですから、決してそれを使用したということでありませぬから、先ほど申し上げましたけれども、職員も私どももマイルポイントは使用するということにはいたしませんと、ずっとこういう答弁も決算審査の中でしてきましたので、私どももそれをしました。

ですから、そのことについては、しっかりと私どももルールを守りながら対応してきたということでもありますので、10月にまた、決算審査が終わってからもポイントをためていたではないかということでもありますけれども、そういう部分についても、そういう一連の手続の中でマイルが加算されていったということでありまして、明確に私どもがマイルを、加算してはだめと、登録したらだめということについては、先ほど副町長も言いましたが、その中では、あくまでも使用に対する制限をしているということでありまして、そういうものについては、私どもの行き違いもあるのかなと思いますが、別に意図してそれをためていたということではありませぬので、これについては、そのように御理解いただければと思っています。

なお、自治体ポイントの制度、また、たまったマイルの活用の仕方については、今、総務課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうからマイルの運用ルールの関係等について御説明をさせていただきます。

マイルの運用ルール等の検討に当たりまして、平成28年に内閣府で出しております各府、省等の申し合わせ事項、旅費業務に関する標準マニュアルというのがございますけれども、今それを参考にしながら運用ルールを定めていきたいと

いうふうに検討、考えております。同じように、道内ですと函館市が、このマニュアルに沿った形で今、運用ルール、29年から行っておりますので、そういったものも今、参考にしてまいりたいというふうに考えております。

あくまでも公用マイルというのは、公務ため航空機を利用して出張した場合のマイルということで捉えながら、あと、今1点、ちょっと検討しておりますが、まず、対象となる範囲でございます。国の場合は1年間で1万5,000マイルなのです。私どものような市町村の場合は、1年間で1万5,000マイルなんというのは、まず、職員の場合はたまりませんので、例えばそれが函館ですと、1年間5,000マイルを目安とする。3年間で1万5,000マイルという考え方も持っておりますので、その辺も本町に当てはめたときに、どこが適当というか、適切なのかということも今後検討したいと思っております。

あと、マイルの管理方法です。国のマニュアルでいきますと、公用カードを持つようにということで、例えばJALのマイレージカード、例えば自分用、個人用があるとしたら、もう1枚持つようにというような中身なのですけれども、JALのホームページですとか、あるいは日本航空の支店等に電話で問い合わせますと、基本的に、あるいは原則的に、お1人の方がカードを2枚持つことは認めておりませんという御返事をいただきますので、その辺の兼ね合いも含めて検討をこれからしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） 今、ちょっと順番前後してしまいますけれども、村本総務課長から御答弁いただきました制度の運用等についての検討なのですけれども、まず、1万5,000マイルをということなのですけれども、このマイルは片道でも交換できますから、1万5,000にこだわる必要はないと、私はこのように考えているのです。

それと、これ同じ調査をして、なぜかなというふうに思うのですけれども、確かに個人としては2枚持つことはできないのですけれども、私はちゃんと問い合わせをして、できませんと言われても、どうやったらできるのかという確認をしたら、法人カードというものがあるのだと。こちらにも取り寄せてありますけれども、法人カードというものであれば、法人カードは自治体も登録ができるというところなんです。これちょっと考えてみたらわかることなのです。函館市でやっているということは、やり方があるということぐらい、考えが及ばないかなと、僕は浅学非学でございますけれども、僕でもこのぐらいのことが調査できるのです。本当に真剣に何とかしようと、こういうことが起きてしまった。疑念を抱かせてしまったというような真摯な気持ちがあるのだったら、このぐらいのこと、やっぱりやらないと、どうかなと思えますよ。

管理の仕方とかについては、当然言葉として、行政の隆盛、当然行政は間違いを犯さないのだというようなものがあります。当然それは信頼、性善説に基づいて信頼するしかないのですけれども、そうしたこういう法人カードを持って、カードを2枚に分けて、町長が個人で買い物をされているもの、それは個人のカードにためていただく、従来どおりしていただく。公用の、自治体で法人カードを持って、ただ、ちょっと一部、運用として、クレジットカードを使用して決済しなければいけないとか、そういったルールも一部ありますから、それは、今、航空券を発注している旅行会社等とのすり合わせというものが必要になってくると思いますけれども、こういったところを徹底的に調査をして、何とかしようという気持ちを持って取り組んでいただきたいなど、このように思います。

運用については、やはり一番、自治体ポイントということもお話しましたけれども、一番現実的などころについては、やはり町長が一番多いということでございますけれども、特典航空券に交換をして、経費の節減に充てていくというところが一番現実的で、一番早いのかなど、このように私も考えております。まず、こちらについては、早急に協議をしていただいて、取り組んでいただきたい。この点について、やるやるということですが、おおよそ、目安でも構いません。いつそういった協議を誰と、どういったメンバーで構成されて、やっていくのかということ、具体的な時間的なものについて再度お答えをいただきたいというところではあります。

それと、町長の御答弁の中でとっても私、気になるのが、わたしども、わたくしども、わたくしどもというように使っているのです。私どもではなくて私だけです、町長だけです、これためていたの。やっぱりそこは改めていただきたいと、私はこのように考えております。私どもではなくて、私だけがためていたのですから。他の職員は、副町長の答弁を信じるのであれば、他の職員は一切やっていないということなのですから、町長だけがそれをやってきたというところ、その認識を持っていただきたいです。

10月以降ためてこられたというところについても、本当に具体的に、なぜ、どういったお気持ちでためてこられたのかというところで、本当に確認、改めて具体的に丁寧にお答えいただきたいというのが一つ。

あと、先ほど不規則発言として、詭弁ではないかということも聞こえてきたのですけれども、僕も詭弁以外の言葉が見つからない。使わないとは決めているけれども、ためないとは決めていない。使いもしないものを何でためる必要があるのですかという話ですよ。やっぱりそういったところが、聞いている者とすれば本当に、その言葉言葉から、どうやってここを言い逃れしようかと、そんなようなことでやっているようにしか受け取れないです。この点について、再度御答弁をお願いいたします。



○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 私どもは私に変えれということですから、それも気をつけて、これから言葉を使っていきたいなと思っています。

どういう気持ちでということですがけれども、別に、先ほども申しあげましたけれども、決して他意があってやったということで、マイルをためたということではありませんし、私が公務では使わないということと、そのマイルを加算する、しないを含めて、私の認識が足りなかったということに尽きるのだと思います。そのことを含めて、私からは、そういう答弁をさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私からカードの持ち方について説明をさせていただきます。

実は、総務課の職員と協議をいたしまして、今、町長が持っているのは個人のカードでございます。法人格を持たせた部分でつくれないかという話で、以前にも協議をさせていただきますして、もう今は法人格が持てないという話が私どもに入りましたので、今、梅村議員が持てたということですので、再度旅行会社、JALのほうとも協議をさせていただきたいと思います。これについては、すぐ連絡を取りながら、その部分については、購入できれば進めていきたいと思っています。ポイントがたまって、その分で還元できるのであれば、うちの一般旅費のほうの経費も削減になるというようなこともありますので、ぜひ取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） またちょっと順番前後いたしますけれども、こちら、法人カードでできますよ、自治体としても法人カードが登録できますよというところについては、私、JALカードのお客サービスセンターに問い合わせをしております。仮にということでございますけれども、その者から、お電話をおかけしたら、冒頭アナウンスで、お客様のサービス向上のため録音していますとアナウンスされておりましたので、私に間違いなくJALカードのサービスセンターの者が、できますと回答したのは事実なのですけれども、そのサービスセンターの担当者が、もしかしたら誤った説明を私にしてしまったという可能性も否定はできませんから、そうしたことでありましたら、この場、公式の場で発言しているのは私になりますから、そうしたことでありましたら、私のほうから改めて謝罪をさせていただきます。そうした場合ということですがけれども。

それと、改めてお伺いいたしますけれども、町長、4万マイルぐらいが公務、公用でためられたものではないかということなのですが、先ほどからお聞きしています、いつから公務、公用で利用された航空券、こちらをマイルにためられて

いるのか、何年ごろなのかというところをお伺いしたいのです。多分、先ほどの答弁であれば、タッチアンドゴーというシステムを使って搭乗ゲートを通るようになってからなのかなというふうに推測するところでございますけれども。

あともう1点が、これも繰り返になりますけれども、10月2日、決算審査特別委員会が終わった後も、町長から開示されたものについては、10月いっぱいのものであります。こちらマイルが加算されていたのですけれども、こちらについては、なぜ、決算委員会において、もうやらないというような、議事録を読み上げますと、これは、今後とも公費の中での購入に際しては、マイレージは使用しないと、こういうことで決定させていただきますというような御答弁をされているにもかかわらず、10月またためられていた。これはなぜか、どういうふうな事情があったのか、お気持ちなんかも含めて、改めて御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 決算委員会以降のフライトのときのマイルの加算ですけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、特別な意識も、また、気持ちというのは特別あったわけではありませんので、いつものとおりの流れで、そういう一連の手続の中でマイルを加算したということに最終的にはなります。これについては、私の認識が十分行き届いていない、甘かったなということは、率直に反省をしているところであります。

いつごろからということでもありますけれども、私も定かではないのですけれども、例えばJALが経営がちょっと大変だったその後に、そのころだと思うのですが、お願いされて、最初は普通のマイレージカード、クレジットを伴わないカードだったと思うのですが、それ以来ですから、クレジット機能を持ったというのは、ここ四、五年ぐらいの間かなと、そのような認識でいますが、いつからということとは明確に確認しているということではありませんので、そのようなことで、その中で大体買い物も含めて、フライポイント考えたときに、大体4万マイルぐらい、フライポイントの中で加算されてきたのかなと、こういうような私の認識でいるということでもあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから法人カードの関係でお話をさせていただきます。

確かに梅村議員おっしゃいますとおり、JALの法人カードというのは今ごさいます、年間会費が2,160円ということのようです。ただ、私どもとして確認をしておりますのが、団体としてJALカードの法人カードは持てるのですが、それはクレジット機能を持ったカードで、そこから例えばチケット代等を引

き落とせるというカードのようなのですが、マイルについては、あくまでも個人会員に付与されるものであって、法人カードにマイルをためることはできないというふうに私のほうでお伺いしていました。そういったこともあって、カードをどうしようかということで悩んでいたのですが、どちらにしましても、先ほど議員からもありましたけれども、運用ルールについては早急に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） ただいま、多分早急に確認されたのかなというところとお見受けいたしますけれども、それは、クレジットカードで買った分としてはたまらないと。ただ、搭乗した区間マイルというものの、こちらについてもたまらないというような御回答でしたか。クレジットカードで買ったポイントというものについては、たまらないという説明を私は受けているのですけれども。

いずれにせよ、こちらについては、改めてどういった形にしていくのか。繰り返しになりますけれども、道庁であったりとか、先ほど御答弁ありました函館市であったりとか、そういった運用をしている自治体があるということでございますから、当然そういったところに倣っていくということをするれば、できないことではないと思いますので、こちらについては、早急にルールの制定をしていただきたいと。

私、先ほどお伺いしたのが、いつごろからどういうメンバーで協議というか、取り組みというかをしていくのか、そういった日時というか、目安とか、そういったものも明らかにして、ただやるではなくて、明らかにしていただきたいというのが1点、改めてです。

また、町長から、多分この四、五年ぐらいからかなということでございましたが、マイルを加算始めた時期については曖昧だけれども、例えば、四、五年ぐらいということであれば、平成29年度から30年度の1年間を振り返ってみれば、おおむね1万5,000マイル以上はたまっているものですから、四、五年さかのぼると4万マイルは優に超えてしまうのです。私、感覚値で構いませんと言ったので、感覚値で4マイルぐらいということでお答えになったのか、それとも何か確認をされたのか。町長から開示されたものは1年間のものであって、250マイルを使えば、生涯の履歴というものを全部出すこともできるのです。そういったものを見ないと、やはり町長から開示された文書だけでは、いろいろなものの判断というのには足りるものではなかったというところなんです。その文書については、議員の中では私1人しか確認しておりませんので、他の議員についてはちょっと理解ができないところだと思いますけれども、文書としては、不足があったものだという事を申し添えておきます。

また、10月2日の決算審査以降、なぜためたのかというところについて、特

別な意識、意図はないのだというところでありますけれども、これは、29年度の決算審査委員会、この議場でとり行われたもの、当然これだけの理事者がいらっしやる前でやっついて、ちょっとうっかりとか、ぼっかりという話と違うのではないですか。やっぱりこれを問題視したから、我々議員というものの質疑もなされたわけであって、それを早急に真摯に取り組むことをしなかったということであれば、これは本当に問題だなと、このように思います。

先ほど町長に対して、私どもではなくて、それは私というふうに訂正してくれということをお願いいたしましたけれども、この点については、本当に私どもになると思います。というのは、町長1人が不当にためていたというところがありますけれども、これだけの理事者の前で、大住議員や私、質疑させていただいた。こうした問題があらわになった。その中で、もうやらないということ公式な場で発言もされている。これについて、具体的な取り組みにすぐ移るべきだというような諫言をする者、副町長以下誰もいないのかということになります。これは、本当にこの役場の組織の体質というものをあらわにしている。本当に町民をばかにしているという言葉はちょっと乱暴かもしれませんが、そのように僕は感じました。

その上で、町長、これまでいろいろなところで、例えばですけれども、9月の第3回定例会で私、一般質問で、町長室を移動して、信頼回復と安心をとというような一般質問をとり行わせていただきました。その中で、町長より、職員の皆さんと公務員倫理に関する条例等の整備を行いながらとか、職員一人一人が改善の意識を持ちながら、日々の業務を通じて役場に対する信頼回復に努めているところでもありますとか、私も先頭に立ちながら、これを徹底して遂行していくことが与えられた使命でありますので、その職責を果たすために全力で取り組んでいるところでもあります。こうした御答弁、御発言がありましたけれども、いやいやと、答弁されているとおりに、本来であれば率先垂範していかなければいけないお立場にあるにもかかわらず、やっていることは矛盾しています。こうした美辞麗句、常套句、こういったものを並べ立てて、いろいろな場で謝罪であったりとか、所信というものの表明をされますけれども、どうもこうしたものが、空疎な言葉といえますか、これがむなしく響くだけであって、これがさらなる町民の不信を招き、この町に対するあきらめへとつながっていくのではないかなと、このように感じているところでございます。今、これまでの質問をとり行っている中で、町長の道徳、倫理、規範意識、そういったものの実態があらわになりました。

僕、このような答弁を繰り返されて、本当にこれできちっと改善して、前を向いていってくれる。このように感じるには至らないです。正直言って、言う人に言わせたら疑惑の総合商社、そこまでは言われなくてもいいけれども。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、言葉に気をつけてください。疑惑の総合商社だとか、そういう言葉は、抽象的な言葉ですから。

○3番（梅村智秀） 中傷的な言葉とは、誹謗中傷の中傷という意味ですか。

○議長（高橋利勝） いいえ。具体的な言葉ではなくて。国会の中でもその点について議論になりましたけれども、そういった、どういうふうにとめていいかわからないような言葉は使わないでください。

○3番（梅村智秀） ただいま議長からお話ありましたけれども、私、発言中に今とめられまして。私、そのように断定的なものを申し上げているのではなくて、そう言われかねませんよ。現に、申し上げますけれども、ある町民の方がおっしゃっていたことです。これは、私がそうですよと断定しているのではなくて、こういったことを今、言われかねませんよというような言葉に私は置きかえて発言いたしましたけれども、現に町民の方が言っていたことです。今この場で、誰が申しあげたのかということは、本人の確認をとらない限り申し上げることはできませんが、もし御本人の確認がとれて、構わないよ、俺が言ったということで構わないよということであれば、改めて、必要とあれば別の場所で、その方の御住所とお名前を御披瀝させていただきます。必要とあれば、求めがあればということでございます。

ただいま議長より、議長の議事整理権に基づいて御指摘がなされたということで、そちらについては真摯に受けとめて、ただいま申し上げた疑惑の総合商社とまでは言われなくても、疑惑の商店街ぐらい言われてしまいますよという言葉については、二度と使わないようにいたします。よろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） はい。

○3番（梅村智秀） それでは、再開させていただきます。

町長には、私、町民の方から聞いたこともあります。町長、今6期目を迎えられるっていて、若いころ、やはり多くの町民が町長に期待をして、期待を寄せたと、このように聞いております。そのときの初心に立ち返っていただいて、いま一度、本当に、本当に町民の信頼を回復して、町の発展に寄与していく、尽力していく、そうした姿勢を持っていきたい。私は、そのような気持ちを改めて持っていたきたいなど、このような気持ちを持っております。

改めて、町長、そうした御自身の規範意識であるとか、そうした町民の信頼回復を取りかえしていくということについて、本当にこのようなこと、疑惑、疑念を抱かれるようなことがあれば、またそれを議会において指摘された後も、特に意識したわけではないというような軽い言葉で、継続されたということであれば、これはもう、やはり期待していくということにはならなくなっていくのです。これは私1人ではないと思います。繰り返しになります。何とか町長、初心に立ち返り、町のため、信頼回復のために尽力していただきたい。このように私は強く

願うところでございます。もしそれをやるお気持ちがない、やらない、できないというのであれば、職を辞すこともお考えになられたらいかかかなと、このように意見、具申を申し上げるところでございます。改めて、町長の所信について伺いをいたしたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 所信についてということですから、もちろん今、梅村議員の御質問のとおり、そういう町民の皆さんの信頼と負託を受けて、この職にずっと務めさせていただいているところでありますから、常に初心忘るべからずは、私の認識の不足でこのようなことになったということも十分に反省しながら、しっかりと初心に立ち返り、忘れずにしっかり町民の皆さんの期待に応えるように、最善の努力を続けていくということで表明をさせていただきたいと。

以上でございます。

○3番（梅村智秀） 1問目終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 4時20分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2問目、「ソト」からの目をフル活用「地域おこし協力隊」。

現在、本町には3名の地域おこし協力隊が赴任しているが、隊員の個性や能力、経験値を十分に発揮し、町の活性化に貢献できる体制構築とまでは至っていない。現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたずぬ。

まず、地域おこし協力隊ってどういう制度なのかというところの概要についてだけ簡単にお話をいたします。

都心部から過疎地域、本別町は過疎地域というような扱いになっております。こうした、いわゆる条件不利地域に住民票を移して、移住をしてきてということなんです。来られて、一定期間この地域に居住をして、地域の商品開発であったりとか、地域おこしの具体的な事業、そういったものに従事していくと。そうした地域協力活動を行いながら、任期については、3年以下という定めがありますので、その地域への定住や定着、こういったものを図っていくという制度でございます。所管は総務省になっております。

こちら、地方財政措置といたしまして、交付税が交付される事業です。いわゆる報償費、いわゆる給料的な部分といたしまして200万円、一部例外を除けば250万円ということになります。そのほか活動費、活動するに当たって必要な

経費、これも200万円まで、合計については400万円が上限と、このように定められております。

地域おこし協力隊を導入して、どのような効果が見込まれているのかというものについてですが、地域おこし協力隊員には、自身の才能、能力、そうしたものを生かした活動をしてもらう。地域については、斬新な視点、この地域にない斬新な視点を取り入れていこう。よそ者、若者なんていう言葉が使われております。

地方公共団体、こちらについては、行政ではできなかった柔軟な、そうした視点に基づいての地域おこし策、こうしたものを展開する。こうした三位一体といいますか、もので展開していこうというものが見込まれているものでございます。

本町においてですけれども、賃金、こちらについては月額18万1000円、こちらが支給されております。現在3名が赴任されているということでございますが、平成29年7月よりは、それぞれ農福連携事業支援員、また、移住・定住推進員、残る1名は、30年、ことしの7月より観光振興推進員として配置されております。

それでは、1番項。管内においても、地域おこし協力隊制度で目覚ましい成果を上げている市町村と、また、その逆の双方が見受けられる。固定概念に縛られず、地域を客観視できる外部視点を持った隊員が活躍できる場を以下検討し、早急に構築する必要がある。この早急にというのは、先ほども述べましたが、基本は単年度の契約、上限が3年以内というような定めがあるので、早急にということが必要であります。

イ、定期的に町、地域、隊員間で認識を共有する機会の設置。こちらについては、総務省から示されているものによりますと、本来であれば、受け入れ段階、その前から行わなければいけない。例えばですけれども、受け入れ地域、こちら本別町におかれる民間、そういったところにもいろいろ、どういった人材が欲しいのか、どういったことをやってもらいたいのかという地域のニーズ、求めなんかを事前に探しておく必要が本来であればあったと。

こちら、先だって行われた所管事務調査で御回答いただいたのですが、民間というところにおいては、観光協会とだけ若干事前に協議がなされた。当然、ちょっと不十分だったというような回答もなされたところがございます。

これ僕の感覚値で、皆さんはどのように認識されているのかわからないのですが、役場全体にも数百名からの職員がいらっしやって、この数百名の職員が、この3名の地域おこし協力隊のことをどのぐらい興味というか、目を向けられているのかなと、このようなことについてもお伺いしたい。積極的に3名を理解しようとか、受け入れよう、温かく迎え入れようというような姿勢があるのかどうかということをお伺いしたいです。

定期的に町、地域、隊員間で認識を共有する機会というのは、単に地域おこし

協力隊が、管内において成功しているような自治体は、そうでないところについて、そうでないところの実態としては、いわゆる下働きといいますか、雑務、庶務といいますか、そういったものに主に充てている。そうしたところから、隊員が、いわゆるやる気というか、そういったものを見失ってしまい、任期途中において退任してしまうと、そういった実態が見受けられるところであります。

ロ、生活面のサポート。私自身は、今いらっしゃる3名の方々の個人情報となります御出身ですとか御経歴なんかは把握しておりません。当然この制度、首都圏等からいらっしゃる方、こういったものを想定しておりますから、当然のことながら、地域の文化や風習などが異なるところから、移住というか赴任される方々、こういったものも想定されているはずです。

本町というか、北海道において、当然雪とか冬とか、こういったところが想定されるわけですがけれども、住居、こういったものがどのようになっているのかなというところが、1点。また、移動に関する車、こういったものがどのようになっているのかなというところが、2点。

総務省の示しによりますと、十分な想定などがなされているのかというような文言を使われて、要綱等が定められております。2点目に申し上げた車なんかについては、冬道運転の講習なんか、そういったことも検討していかなければいけませんというようなところまで具体的に触れられております。

次、ハ、活動経費の支給や活動内容等の一定裁量の付与。管内において、私自身も個人的につき合いのある協力隊員、こういった方々にお伺いすると、年度ごとにスケジュール、こういったものが具体的に定められていると。これが本別町においてあるのか否か。あるとするのであれば、その計画の遂行率といいますか、達成率といいますか、それがどのくらいであるのかということについてお伺いをいたしたい。

任期は最長3年というところがありますけれども、当然単年度ごと、そういったものに検証、スケジュールの遂行率、達成度、そういったものについては単年度ごとに検証されていくべきだと、このように考えるところであります。

活動費、こういったものについても総務省から具体的に示されております。住居、活動用車両の借上費、これは先ほど住居と活動車両、車ということで2点申し上げました。そのほか活動旅費、作業道具、消耗品、会議や研修に参加する費用など、そういったものが羅列されておまして、200万円が上限ですというふうに定まっております。

これはどうなのでしょう。僕、成功されている市町村、管内の市町村、こういったところの実態を見てみると、先ほど失敗というか、任期途中で退任されているような地域は、どちらかという下働き、雑務、庶務、そういったものに主に当たらせているというような感覚を持っているところでありますけれども、その反



面、地域おこし協力隊が地域に貢献した実績を残している、そういったところについては、やっぱり一定の権限といいますか、何か事業、イベントなんかを任せてみたりして、新しいものを取り入れていっている。そのような実態があるのかなと思います。

1 番目の質問でも具体的に名前を挙げましたけれども、例えば更別村の熱中小学校、こちらは、協力隊員として赴任された方が自主的なリードをとって現在に至っているというところでございます。

例えば本町においても、小さなものでも構わないです。いきなり大きなものというお話にはならないでしょうから、小さなイベント等を企画させてみるとか、してもらおうとか、何か仕事を、ミッションを、任務を与えてみる、任せてみる。また、町内のまちづくりや町おこし、こういったものに興味を持っている町内の有志の方々と協議する場面を積極的に与えていく、こういったことなんかも必要ではないかなと、このように考えております。

私もよその町から移ってきまして、日が浅いのですけれども、この本別町、本当にいろいろなことを企画立案されて、また、それを現に具体的行動に移している町民の方々、本当にイベントの多い町だなと思っております。そういったところ、そういった活気のある方々と積極的に交流を持ってもらう、そうしたことが必要ではないかなと、このように考えております。

こちら、受け入れ段階のものになると思いますけれども、こちらも新聞記事を引用して、ちょっと失礼かもわかりませんが、例えば士幌町、強烈フレーズで募集というような記事も載っておりました。あなたが欲しいという、とても個性的なポスターをもって、今いらっしゃる3名が任期を終えるということで、新たに3名を募集するというようなところでした。そのためのこういったポスターも、隊員の方々にこういったフレーズをもって募集をすると、人が集まりやすいか、こんなことも隊員に任せてやらせてみた。そのように伺っているところです。

本町においても、現在3名がいらっしゃるということではありますが、いずれ任期3年というものを迎えます。本町において、この制度を継続していく。さらには、増員なんか、そういったことを考えていらっしゃるのかどうかということについてお伺いをしたい。

私としては、これからそうした外の目といいますか、そういった方々の斬新な視点というものをどんどんどんどん取り入れていくべきではないかと、そういったことは本当に必要、肝要であると、このように考えております。

こちらの点について、今後の制度についての展望といいますか、こちらについて所信をお伺いいたします。

二、定着、定住、起業、事業承継等に向けた環境整備など。こちら、任期中か

ら、例えばですけれども、副業を積極的に認めたり、町内、管内の方々と積極的に連携を推進したりとか、起業、就業、あとは事業承継、こういったものへ3年後、3年後と言わずに、任期途中でなされる方も管内にはいらっしゃいますけれども、そういったことを十分に想定されて、隊員の方々と日ごろ接していく必要がある。任期終了後に、活動地域、本町に定住、定着を図るという取り組み、こちらについては必要であります。この制度の中においても、起業や事業承継の経費についても、100万円を上限として、交付税の対象となっております。こちらについて、現在の隊員に対して具体的な説明をしたりとか推進をしたり、そうした雰囲気づくりというのか、そういったものがなされているのかどうか、お伺いをいたします。

当然そうした積極的な活動を隊員に促していくに当たっては、活動費というものがなくなっていく昨今でございますけれども、ガソリン代を初めとした燃料代等も高値で推移しております。この十勝管内においては、当然移動距離が長くなるということでもあります。例えば人の多く集まる帯広、こちらに行けば往復で100キロ超、こんなふうになっております。当然そうした活動経費等の支給についても積極的にしていくという必要があると考えておりますので、所信を改めてお伺いいたします。

続きまして、2番項。今、私も多々述べましたけれども、こちらは、総務省から示されていたようなことを述べただけであって、特段斬新な議員としての提案というものには全くもって至っていないというところですか。かつ、これら総務省から示されている要綱や手引というものは、比較的平易にまとめられたものであって、簡単なものだということです。特段、いわゆる実質上の命令的要素の強いものなんかではないというふうに考えております。

むしろ、地域おこし協力隊、管内の協力隊員のOBの方なんかは、総務省の地域おこし協力隊の制度の欠点というか、そういったものとして、総務省は金だけは出すけれども、結局は地方公共団体、地域に丸投げしている。そういった批判もあるくらいです。でも僕は、個人的な見解でありますけれども、逆にチャンスではないかなと、こういうふうに思うのです。口は出さないけど金を出すなんて、こんなありがたい人いらっしゃらないと思います。そういった定めというか、そういったものがないということであれば、我が町らしさ、本別町らしさ、自分たちらしさというものを十二分に発揮するチャンスではないかなと私はこのように捉えておりますので、金を出すけど口は出さないというか、こういったところについては肯定的に受けとめているところでございます。

1番項、2番項で述べた点、これらについて丁寧に、改めて十二分に検討して、早急に取り組みに移す必要があると考えております。

そのためには、地方創生推進室室長というものが、この総務省に定められた地

域おこし協力隊員の上席に当たるものとして運用されているのかなというところでもありますから、この隊員及び実質的な担当部署に一定の権限を与えて、可及的速やかに地域おこし協力隊を、有効な活動をしてもらえるような制度に改めていくというか、体制整備をとっていく、こういったものが必要であるというふうに考えております。

以上、所信についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の2問目、「ソト」からの目をフル活用「地域おこし協力隊」の御質問ですが、所見などもたくさん申しておられましたので、質問に的確に答えられるかどうかちょっとわかりませんが、もし違うところがあったら、また御質問いただければと思います。

御承知のとおり、地域おこし協力隊、これは平成21年より総務省の施策として、都市部から過疎に移住して、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みとしてスタートしたものであります。

本町における地域おこし協力隊の導入に当たりましては、本町の施策推進に係る必要な特定分野の隊員を確保しながら、地域力の維持や強化を図っていくことを目的として、平成29年7月より移住、定住の促進に関する活動を担う移住・定住推進員を1名、福祉分野に関する活動を担う農福連携事業支援員を1名。また、本年7月からは、商工観光振興に関する活動を担う観光振興推進員1名を任用しております。

昨年度からの制度導入以後、隊員の活動推進に当たりましては、各担当分野での活動における地域関係者との連携を図りつつ、おのおのの活動に従事いただいております。隊員が3名体制となった本年7月から、隊員間の活動だとか情報などを共有するために、全隊員でのミーティングを行いながら、隊員間や担当者の理解を深めてきているところであります。

生活面の質問でありましたが、生活面におけるサポートといたしましては、協力隊の給与体系において、赴任の際に支給する赴任手当、月々支給の住宅手当や、また、通勤が2キロ以上になれば通勤手当が、本年度からさらには、地域のかかわりや協力隊同士のネットワークづくり、また、スキルアップに要する費用として支給します活動手当につきましては、隊員へ直接支給をしております。

また、隊員期間の最終年次以降の定住につながる起業や事業継承の御質問がありました。要するに直接的な費用は、隊員との協議において別途支給するものとしております。まだそれぞれ1年、ことしの7月ですから、ここまでまだ、それぞれ進んでいかないと思いますが、そういう中でも、直接的な費用については、隊

員との協議において別途支給するものとしているということでもあります。

また、これまでの隊員の活動につきましては、隊員それぞれの考え方を尊重しつつ、地域の状況把握や行政の仕組みといったところを理解していただくために、一定の業務的ミッションを主に従事いただいておりますが、今後は、これまでの活動も踏まえて、隊員の新たな発想やアイデアなどの独自性を生かし、みずから具現化していく主体的な活動を期待するところでもありまして、隊員が活動しやすい環境や体制づくりに努める必要があるというふうに考えているところです。

2点目の質問にもありますように、この地域おこし協力隊制度につきましては、地方自治体が自主的、主体的に取り組むものでありまして、隊員が行う活動につきましては、隊員個々人の能力や適性、また、地域の実情に応じて自治体が自主的に判断、決定するものでありまして、隊員が地域の協力活動を行いながら、最終的には、さまざまな形で地域への定住や定着をしていくことが重要と捉えておりますので、特定の部署に条例や規則など、これによる決定権限といった部分の裁量を付与するといったことではなくて、担当部署内において円滑に隊員活動などが実施できるよう、また、柔軟な取り組みが推進できるように配慮しながら、また、これは、増員も考えるのかということではありますが、それらも事業目的をしっかりと、はっきりさせながら、それぞれ事業の希望も含めて、しっかりと取りながら今後の体制強化を図ってまいりたいというふうに考えています。

ちなみに、ガソリンなどなどのいろいろな質問がありましたけれども、あくまでも私どもの移動手段は公用車での移動でありますから、ガソリンの高騰など含めて、直接隊員の皆さんに不便をかけるようなことはありませんので、そのことも御理解いただいて、それぞれ自由ということではありますが、自由にやっただく部分については私どもも大歓迎でありますけれども、ただ、基本的には役場という組織の中での一員でありますから、その活動のルールもしっかりと認識していただきながら、それぞれ一人一人が望んできた地域おこし協力隊としての意識だとか、また、それぞれのエネルギーを十分に発揮できる環境についてはともに、それは条件をしっかりと皆さん方と共有しながら、協力隊が一層活躍していただける環境を整備していきたいなというふうに思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただきました中で、改めてちょっとお伺いをしたいのですが、業務的な一定のミッション、こういったもののお話ありましたけれども、今いらっしゃるそれぞれ3名に対して、業務的にこういったミッション、簡単に構いませんので、与えて、こういった実績というか成果、そういったものを生み出しているのか、また、今後見込んでいるのかというよう

なことをお伺いしたいです。

当然のことながら、今、自由にとっても、当然のことながらルールにのっとってということは私も理解しているところであります。それは、先ほど具体的に述べましたけれども、例えばですけれども、小さなイベントの企画立案をしてもらったりとか、そういったことをございますので、何かそういう機会を今よりなお一層与えていく、そういった必要があるのではないかなというふうに感じているところでございます。

当然、いわゆる役場組織というか、そういった組織の中においては、報告、連絡、相談、ほうれんそうというものも大切だとは思いますが、繰り返しになります、一定裁量を与えて、何かを任せてみるとか、何か新しい取り組み、そういったものの企画立案をしてもらおうとか、そういう意味での一定の自由裁量というものを付与する、こういったものも一考ではないかなというふうに考えております。

この町における町長の方針といいますか、これちょっと古いものなのですが、2016年、平成28年10月23日の北海道新聞、北海道自治体学土曜講座というものに町長は出席されておりまして、その中においては、最後は首長が責任をとると言い、職員にやらせてみるのが大事だ、このように訴えているところでありますから、町長の町に対する意向としては、やはり部下といいますか、そういった現場の者たちに一定裁量を与えて、やってこいと。最後、何かあったら俺が責任とると。このような姿勢を持たれているということが、この新聞記事が、記者が正しく反映したということであれば、そういったお考えを持たれていることが明らかになっているところであります。

ここから推測するに、例えばですけれども、人事については逐一俺に報告しろだとか、そういったようなことを部下というか各課に申し伝えたりとか、そういったことは絶対されていないということがこれでわかるわけですから、やはりこうした担当課においても、町長のこうした意向を酌んで、そういう意味での自由裁量を与えて、より活発な活動をしてもらって、町に貢献する、そういったものに、地域おこし協力隊制度というものの正しい、求められている形に近づけていく、このような必要があるというふうに私は考えております。

以上、先ほどお伺いした点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問いただきました。

まず、業務ミッションです。これは、企画をする機会、任せてみてはどうかなどなどの質問をいただきました。

まず、今いる協力隊の配置と主な業務の内容ですけれども、1人は、移住、定住の推進員として活躍をしていただいて、実際に、それぞれ大阪、東京含めて、

移住相談などなど含めてしっかりと対応していただいて、実際に移住につなげたという、こういう実績も既にできているということでもあります。

もう1人は、農福連携で、女性ですけれども、私が出かける農家の地先によく足を運んで、それぞれ障がいを持たれている方の雇用だとか、また、農業者の皆さん方が人手が欲しいというようなことを含めて、農福連携の機能を生かしながら、しっかりと連携事業を拡大して、そしてまた、それぞれ障がいを持たせている皆さんや、そしてまた、農家の皆さんにも、双方に期待をされて、非常に頼りにされて活躍をしていただいているということが1人でございます。

もう1人は、7月です。観光ですから、今それぞれの物産だとか観光の振興で出かけられたり、町の中でのそれぞれイベントの手伝いなどなど含めて、活躍をいただいているところでありまして、今この3名がそれぞれ活躍いただいています。

その中で、自由裁量に任せたらいいのではないかとありますが、それは私どもも望むところでありまして、実際に、まだなれないというところもあるかと思えますから、その辺は、先ほど梅村議員も御質問にありましたように、多く住民の皆さんやいろいろな組織の中に出かけていただきながら、早く住民の皆さんの暮らしや本別の伝統、文化まではいかないかもしれませんが、町民性やなんかもしっかりと肌で感じていただきながら、それぞれ自分の役割に向かって頑張ってください。

私の古い講演の内容の話もありました。まさに私どもは1人では仕事はできませんから、当然職員がまず頑張ってください、まちづくりをするわけですから、そのことについては、職員が積極的に全て自主的に活動していくということは、私どももそれは本当に望むところですし、そのように職員の皆さんにも常にお願いしながらやっています。ですから、何かあってもくよくよすることない。それは、責任を私がとればいいことですから、責任をとればいいということではないですけれども、そのぐらいの気持ちで、臆せずしっかりと頑張ってくれと、こういうことを言うておりますので、その中の協力隊もしっかりと、そういう心意気の中で、一日も早くそういう雰囲気に入れ込んでいただいて、自分の目指す、本別に来て協力隊員としての活動をさらに大きく広げていただけるというふうに思います。それに対する、先ほど申し上げた環境だとか、また、条件だとかの整備は私どももしっかり進めていくということで、常に連携して、背中を押しながら頑張っていこうと、こう思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

なお、梅村議員につきましては、これが最後の質問となりますので、質問、答

弁を含めて手短にお願いします。

梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） 今、町長から大変心強いというか、前向きな御答弁をいただきまして、新たな期待を私も抱いたところです。

特に、上限3年後の定住、起業、さらには事業承継、こういったものについても、100万円を上限として、交付税の対象となっておりますので、こちらについても改めて、町長のそういった力強いお言葉を担当部署に反映させていただいて、この町の困っているといいますか、そういった町民の方々の支えになるような、そういった活動に結びつけられるようにしていただけたらなど、このように願うところで、そうすべきだと私も強く考えているところでございます。

それと、いわゆる地域おこし協力隊の方々というのは、独自のネットワークというか、そういったものを持たれておりますので、極端な言い方をしてしまいますと、あそこの町ではこういった待遇をされてしまうぞ、冷遇されるとか、そういったことなんかが、やっぱり隊員のOBであったりとか、これから志す方々でそういった情報が共有されたりすることもあります。当然、本別町にどんどんどんどん、前向きな気持ちを持っている人たちが集まってきていただけるように取り組んでいく必要があると、強く強く考えているところでございます。こちらについて、改めて一言いただければと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 一言ではなかなか難しいかもしれませんが、先ほども申し上げました。こういう人口も少なくなつて、それぞれの職種問わず人手不足、また、町がこれからどう発展させていくかなどの視点を含めると、この地域おこし協力隊のみならずということですが、地域おこし協力隊の皆さんが来ていただく。これからどういうふうな展開になっていくか含めて、しっかりとサポートしながらやっていくのですけれども、それは、私どももその3年後、3年以内ということになっていきますから、以内でも結構ですけれども、自分が志すような事業継承や起業などと、交付税措置の100万円だけでなく、町独自でも起業家支援の条例も持っておりますので、積極的にそういうこともできれば、私ども逆に大いに歓迎させていただくということでもありますから、ぜひその心意気で、ネットワーク含めて、本当に意識の、志の高い協力隊員が集まっていただけるような環境もつくって、今いる皆さん方もしっかりその思いを確認しながら頑張っていただきたいなど、こう思います。

以上です。

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 5 時 0 4 分）



# 平成30年本別町議会第4回定例会会議録（第3号）

平成30年12月12日（水曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 85号  | 町道の路線廃止について   |
| 日程第 2 | 議案第 86号  | 十勝圏複合事務組合規約の変更について                                      |
| 日程第 3 | 同意第 7号   | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件                                 |
| 日程第 4 | 同意第 8号   | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件                                 |
| 日程第 5 | 同意第 9号   | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件                                 |
| 日程第 6 | 意見書案第11号 | J R根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書                               |
| 日程第 7 |          | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件<br>(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、<br>広報広聴常任委員会) |
| 日程第 8 |          | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件<br>(閉会中の継続調査申出書)                   |

## ○会議に付した事件

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 85号  | 町道の路線廃止について   |
| 日程第 2 | 議案第 86号  | 十勝圏複合事務組合規約の変更について                                      |
| 日程第 3 | 同意第 7号   | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件                                 |
| 日程第 4 | 同意第 8号   | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件                                 |
| 日程第 5 | 同意第 9号   | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件                                 |
| 日程第 6 | 意見書案第11号 | J R根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書                               |
| 日程第 7 |          | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件<br>(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、<br>広報広聴常任委員会) |
| 日程第 8 |          | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件<br>(閉会中の継続調査申出書)                   |

## ○出席議員（12名）

- |    |     |       |     |     |      |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝  | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
|    | 1番  | 水谷令子  |     | 2番  | 柏崎秀行 |
|    | 3番  | 梅村智秀  |     | 4番  | 石山憲司 |
|    | 5番  | 篠原義彦  |     | 6番  | 大住啓一 |
|    | 7番  | 山西二三夫 |     | 8番  | 黒山久男 |

9番 方 川 一 郎

10番 阿 保 静 夫

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫	副 町 長	大和田 収
会 計 管 理 者	花 房 永 実	総 務 課 長	村 本 信 幸
農 林 課 長	菊 地 敦	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美
住 民 課 長	田 西 敏 重	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸
総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄	教 育 長	佐 々 木 基 裕
教 育 次 長	久 保 良 一	社 会 教 育 課 長	阿 部 秀 幸
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	坪 忠 男	農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢 正 樹	総 務 担 当 主 査	越 後 忠
---------	---------	-------------	-------

開議宣告（午前10時00分）

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案第85号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第85号町道の路線廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第85号町道の路線廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本路線は、昭和56年3月に町道認定を行なっており、道道美里別本別停車場線と町道三日月台道路を繋ぐ道路であります。

近年、隣接する土地への一般車両の利用はなく、また地域からの要望もありましたので、このたび路線廃止を提案したところでございます。

提案内容であります。道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線を次のように廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

廃止する路線、路線番号322、路線名、西中12号道路は、起点の中川郡本別町西美里別257番地2から終点の中川郡本別町西美里別256番地2までの総延長496.50メートルを廃止するものでございます。

以上が、町道の路線廃止についての提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第86号

○議長（高橋利勝） 日程第2 議案第86号十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 議案第86号十勝圏複合事務組合理約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、十勝圏複合事務組合で共同処理をしております、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、平成31年4月1日から、清水町と池北三町である本別町、足寄町、陸別町が加わることとなるため、組合理約の一部を変更しようとするもので、規約の改正については、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する地方公共団体の議決をいただくこととなっており、提案させていただくものです。

それでは、提案条文を朗読により説明させていただきます。

なお、本文中の括弧書き等の朗読については、省略させていただきます。

十勝圏複合事務組合理約の一部を改正する規約。

十勝圏複合事務組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中、次に掲げるを、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げるに改め、同条の表（6）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中、音更町の次に清水町を、豊頃町の次に本別町、足寄町、陸別町を加える。

附則。

この規約は平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第86号十勝圏複合事務組合理約の変更についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） ごみの収集に関しまして、今定例会で条例改正提案することでの、議員協議会での説明がありました。今、条文朗読で説明ということでしたが、1点ないし2点になろうかと思いますが質問したいと思います。

1つは、新たに入ることによって負担金がどのようになるのか。すべてですよ。それと、今までの池北三町でありました部分が、いくら負担していたのか。

以上2点についてお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えいたします。今回入るにあたっての負担金につきましては、今見込み金額で出されている数字におきましては、くりりんセンターの負担金については5,737万7,000円、最終処分場についての負担金につきましては、1,287万4,000円でございます。それと分担金につきましては、まだ正確なものは出ていなくて、議員協議会等にも説明した金額では2,180万7,000円で概算的に計算しております。詳しいことは12月26日の日に、ある程度もっと固まった数字を出すという、12月26日です。

今までの現行でいきますと、三町の分担金払っていたのが、29年度で5,709万5,000円でございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ことしの6月議会で、三町の部分は解散するというところで議決をさせていただきましたが、それから半年たってまだ確定していないというのは、これどういうことなのでしょう。

それと、26日にしかわからないという、この年の暮れまでずれ込んでいる理由は何なのか。

それと、4町が新しく加盟しての話になると思いますが、これの分担金等々の割合、これは人口割なのか、いろいろな算出基礎あると思いますけれども、明確にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 12月26日までという話ですけれども、全部の加盟している13市町村のごみの量とかというのを全部計算しますので、それで今、算出の根拠を言います。既存のところにつきましては、25年から29年度分のごみの搬入量を計算し、新規で4町村が入る所につきましては、30年度から34年度に計画されている量で総体の数値を出して、そこから計算で割り返して、本別町におきましては、今の計算でいきますと1.7パーセントという計算の算出根拠から出ております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員。

○6番（大住啓一） わかったようなわからないような形ですけれども、町民の皆さんの生活の、一番大切なごみを運ぶということで進めていることは理解いたしますけれども、やみくもに、決まっていることであれば、いろいろな部分で町長が出て行ったとか、副町長の会議だとか、担当課長会議等々もあると思いますのでね、こういう税金を投入する部分、安くすればいいというものではないです。

これは単純に今1.7パーセントとおっしゃいました。私さっき聞いたのは、3回しかないということで、これ最後の質問なのですけれども、人口割とかそういう部分があるのですかと聞いているのですよ。そういうことを明確にお答えくださいと言っているのに、小刻みに出すということ自体がいかげんなものかなので、わかっている範疇全部出してください。

それと、時期がずれたのは数量がわからないから云々ということは、これ役所のやることだから仕方ないにしてもですよ、町民の皆さんに入って行ったときに、お金の話が出たときには明解にお答えするのが筋だと思いますので、その辺の考え方。

それと、算出基礎ですか。これは全町同じだと思いますので、我々にわかるように、一番わかるのは人口割だとか面積割だとか戸数割だとか、いろいろあると思うのですが、その辺がどのようになっているかお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 金額の出し方については人口割ではなくて、ごみの搬入量ですね、くりりんセンターにどれぐらい持って行くかで、総体から割り返して算出しております。その算出にあたって、時間的に数量が確定するのに時間かかっていまして、12月26日までにはくりりんセンターのほうから数字を出すということです。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号十勝圏複合事務組合理約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号十勝圏複合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 同意第7号

○議長（高橋利勝） 日程第3 同意第7号本別町公平委員会委員選任について

同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第7号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年12月31日をもちまして任期満了となります本別町公平委員会委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの大和田和盛さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第7号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11名、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第7号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

---

#### ◎日程第4 同意第8号

○議長（高橋利勝） 日程第4 同意第8号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第8号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年12月31日をもちまして任期満了となります本別町公平委員会委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの矢野邦夫さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから、同意第8号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人、よって起立多数です。  
お座りください。

したがって、同意第8号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

---

#### ◎日程第5 同意第9号

○議長（高橋利勝） 日程第5 同意第9号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第9号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年12月31日をもちまして任期満了となります本別町公平委員会委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの新津直子さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるための提案をさせていただきます。

御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから、同意第9号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。



本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第9号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

---

#### ◎日程第6 意見書案第11号

○議長(高橋利勝) 日程第6 意見書案第11号JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○9番(方川一郎)[登壇] 意見書案第11号JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書案。

JR北海道は、平成28年11月当社単独では維持困難な線区として13線区を発表し、うち根室線(富良野-新得間)をはじめとする3線区をバス等への転換について相談を開始する線区とした。

根室線の沿線自治体(滝川市、赤平市、富良野市、南富良野町、新得町、占冠村)で構成する根室本線対策協議会において、北海道運輸局、北海道、JR北海道などとともに線区の経費節減策、利用促進策、住民意識の醸成策について協議してきている。しかしその一方で、同線区は平成28年の台風10号の被害を受け不通となった後も復旧工事がなされておらず、現在放置されたままとなっている。

こうした状態は、路線廃止に向けた既成事実化であり、断じて容認できるものではない。根室線は、これまで、北海道の幹線として旅客や貨物の輸送に重要な役割を果たしてきているほか、平成27年に国が認定した東北海道の広域観光周遊ルート上にもある。安定した農産物の輸送体系を形成する広域物流ルートとして、さらには札幌のほか帯広・富良野・旭川・北見・釧路などを周遊する広域観光広域ルートとして、必要不可欠な路線であることから、根室線の廃止は、沿線住民の生活はもとより、十勝の観光・経済、ひいては北海道全体にも影響を及ぼすものとする。

本年3月に北海道が策定した北海道交通政策総合指針では、根室線(富良野-新得間)について、道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートとし、また、観光列車

など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮することが必要と明記されたところである。

しかしながら、本年6月17日に開催された、国、道、北海道市長会、北海道町村会、JR北海道、JR貨物による6者会議において、JR北海道は、8線区について国の支援を求めた一方で、根室線（新得－富良野間）については、国に支援を求めず、維持に向け努力をする姿勢が感じられない状況である。

国においては、地域の実情を理解の上、根室線が一刻も早く元の姿に戻るよう、不通区間の早期災害復旧、全線維持に向けた適切な指導とJR北海道の経営再建に向けた抜本的な経営支援、老朽化した鉄道施設の保全・更新への支援について、実効ある取組みをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴、各常任委員長から申し出のあった所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

---

#### ◎日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(高橋利勝) 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前10時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月12日

議長 高橋 利勝

署名議員 大住 啓一

署名議員 篠原 義彦

署名議員 梅村 智秀